

近年の進歩性の判断について

平成 24 年度 特許委員会 第 2 部会

北田 明, 泉 克文, 黒田 博通, 言上 恵一, 加藤 勤矢
 桑城 伸語, 堺 繁嗣, 篠原 淳司, 高石 秀樹, 鶴喰 寿孝
 中根 美枝, 中山 和俊, 宮地 正浩

要 約

進歩性の判断については、2002 年頃から 2008 年頃までは、進歩性に関する東京高等裁判所の裁判例が特許出願人に非常に厳しい時代があった。

この当時は、例えば、発明特定事項 A、B 及び C を有する発明が出願されたときに、発明特定事項 A 及び B を開示する先行文献 1 と、先行文献 1 と同じ技術分野に属しており発明特定事項 C を開示する先行文献 2 が存在すれば、先行文献 1 記載の発明に先行文献 2 記載の発明を組み合わせることにつき「阻害事由」が認められない限り、課題の相違等に関わらず進歩性を否定する考え方が主流であった。しかしながら、最近の特許庁での審決、知財高裁の裁判例を精査する限り、このような判断がなされた例が少なくなり、進歩性の判断基準が緩くなってきたように感じられるが、進歩性の判断の水準は、それ自体数字で確認することはできないため、無効審判の請求成立割合の変遷から推定する方法及び拒絶審決に対する審決取消訴訟における審決取消率の変遷から推定する方法により、進歩性の判断に対する考え方の変化を推定した。

目次

1. 進歩性の判断について
2. 進歩性の判断の傾向を検証する方法について
3. 第 1 分類について
4. 第 2 分類について
5. 第 3 分類について
6. 最後に

1. 進歩性の判断について

(1) 進歩性判断については、2002 年頃から 2008 年頃までの暗黒の時代（進歩性に関する東京高裁の裁判例が特許出願人に非常に厳しい時代）があった。

(2) この当時は、「成立に争いのない甲第 6（周知例 3）、第 7（周知例 4）、第 8（周知例 5）、第 9 号証（周知例 2）及び弁論の全趣旨によれば、赤外線エネルギーの波長範囲が略 0.8 より 1.0 μ m の赤外線波を用い送受信を行うことは、従来周知の事項であることが認められる。そうすると、緊急車の運行伝達装置にこれを適用することを妨げる特段の事情も窺えない以上、これを引用例 1 記載の発明の運行伝達に適用することは、当業者にとって容易に想到し得たことと認められる。したがって、

相違点 2 についての審決の認定判断に誤りはない。」（平成 9 年（行ケ）86）との判決や、

「一致点・相違点の認定において問題となるのは、発明の構成である。その構成を採用した理由（意図、動機）が何であるかは問題とならない。同一の構成であると認められる以上、その構成を採用した理由（意図、動機）が異なることは、その構成を一致点と認定することを何ら妨げるものではない」

「異なる意図（目的、動機、技術的課題、原告が使用する用語でいえば技術思想）の下に同じ発明に至ることは十分あり得ることであるからである。本件発明 1 が何を意図としているものであるにせよ、そして、また、刊行物 1 発明の意図としているものがそれとは異なるものであるにせよ、刊行物 1 発明を出発点として相違点 2 に係る本件発明 1 の構成に想到することが当業者にとって容易であったことは、既に説示したとおりである。」（いずれも、平成 14 年（行ケ）471）との判決の考え方に沿って、

例えば、発明特定事項 A、B 及び C を有する発明が出願されたときに、発明特定事項 A 及び B を開示する先行文献 1 と、先行文献 1 と同じ技術分野に属してお

り発明特定事項Cを開示する先行文献2が存在すれば、先行文献1記載の発明に先行文献2記載の発明を組み合わせることにつき「阻害事由」が認められない限り、課題の相違等に関わらず進歩性を否定する考え方が主流であった。

(3) しかしながら、最近の特許庁での審決、知財高裁の裁判例を精査する限り、このような判断がなされた例が少なくなっていることに気づく。それどころか、最近では、進歩性の判断基準が緩くなってきたように感じられる。ところが、進歩性の判断の水準は、それ自体数字で確認することはできない。

(4) そこで、以下の2つの方法で、進歩性の判断が緩くなってきたか否かを推定した。

(5) 第1の方法は、無効審判の請求成立割合の変遷から推定する方法である。無効審判では、他の無効理由を挙げているものもあるが、おおむね進歩性を無効理由に挙げていることが想定できる。そこで、無効審判の請求不成立率が増加した場合、それ以前に比べると、進歩性の判断が緩くなったと推定できる。

(6) 第2の方法は、拒絶審決に対する審決取消訴訟における審決取消率の変遷から推定する方法である。ここでも、多くは進歩性で争っていることが想定できるので、審決取消率が増加した場合、進歩性の判断が緩くなったと想定できる。

(7) いずれの方法であっても、時間の経過に伴って特許庁と裁判所との判断が近くなってくるものの、無効審判の請求不成立率あるいは審決取消率が変化した前後は、進歩性の考え方が変化したと推定できる。

・無効審判の請求不成立率

	請求成立 (含一部成立)	請求不成立 (含却下)	請求不成立率
2000年	77	116	0.601
2001年	138	146	0.514
2002年	156	84	0.350
2003年	128	97	0.431
2004年	133	105	0.441
2005年	211	114	0.351
2006年	194	88	0.312
2007年	142	82	0.366
2008年	182	92	0.336
2009年	123	123	0.500
2010年	102	129	0.558
2011年	95	143	0.601

・審決取消訴訟の審決取消率

	請求棄却	審決取消	審決取消率
2003年	98	24	0.197
2004年	141	16	0.102

2005年	136	11	0.075
2006年	139	23	0.142
2007年	163	25	0.133
2008年	141	30	0.175
2009年	85	42	0.331
2010年	99	28	0.220
2011年	106	27	0.203

(8) 上記無効審判の請求不成立率は、2009年から傾向が変わっている。一方、審決取消訴訟の審決取消率は、2008年頃から傾向が変わり、2009年にも大きく変わっている。

(9) 無効審判の審決は、判決を受けた後に変わって行くことを考慮すると、2008年度分の判決から、徐々に進歩性の判断が緩い判決（即ち、進歩性が肯定される判決）が出され始めたことが推定できる。

(10) そこで、2008年度付近から直近の判決について、裁判所（知財高裁）での進歩性の判断の特許庁の進歩性の判断と比較して検証することで、現在の進歩性の判断における傾向を導き出すことができるのではないかと考えた。

(11) 尚、今年度の特許委員会第2部会では、部会員の人数が少ないことを踏まえて効率よく結果を得ようとする事から、検証する案件を以下のように絞り込むこととした。

- ・争点が進歩性であること
- ・拒絶審決の審決取消訴訟で審決が取り消された案件であること

2. 進歩性の判断の傾向を検証する方法について

(1) 進歩性の判断の傾向を検証するにあたっては、単に「進歩性が肯定され易いか否か」という感覚論でなく、理論的に考えたい。

(2) そこで、進歩性の判断のロジック（手順）について確認することとした。特許庁の審査基準では、進歩性の判断のロジック（手順）について以下のように記載されている。

「請求項に係る発明及び引用発明（一又は複数）を認定した後、論理づけに最も適した一の引用発明を選び、請求項に係る発明と引用発明を対比して、請求項に係る発明の発明特定事項と引用発明を特定するための事項との一致点・相違点を明らかにした上で、この引用発明や他の引用発明（周知・慣用技術も含む）の内容及び技術常識から、請求項に係る発明に対して進歩性の存在を否定し得る論理の構築を試みる。論理づけ

は、種々の観点、広範な観点から行うことが可能である。例えば、請求項に係る発明が、引用発明からの最適材料の選択あるいは設計変更や単なる寄せ集めに該当するかどうか検討したり、あるいは、引用発明の内容に動機づけとなり得るものがあるかどうかを検討する。また、引用発明と比較した有利な効果が明細書等の記載から明確に把握される場合には、進歩性の存在を肯定的に推認するのに役立つ事実として、これを参酌する。」(傍点付加)

(3) また、審査基準には、動機づけとなり得るものとして以下の4つが例示されている。

- ①技術分野の関連性
- ②課題の共通性
- ③作用・機能の共通性
- ④引用発明の内容中の示唆

(4) 更に、審査基準には、所謂阻害要因について下記のように記載されている。

「刊行物中に請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるほどの記載があれば、引用発明としての適格性を欠く。」

(5) 上記進歩性の判断のロジックを参照して、今回の進歩性の判断の傾向についての検証は、該当案件(判決)を以下の項目で分類したうえで、分類毎に、進歩性の判断に如何なる傾向があるのかについて検討・議論することとした。

【第1分類】本願発明及び引用発明の認定

【第2分類】動機付け(技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆)

【第3分類】最適材料の選択あるいは設計変更や単なる寄せ集め、周知・慣用技術、有利(顕著)な効果、阻害要因、その他

3. 第1分類について

(1) 第1分類では、本願発明や引用発明についての認定が争点となった判決を集め、各判決に共通する或いは関連する傾向があるか否か検証した。

(2) 検証に際しては、各判決を「引用発明の認定」と「本願発明の認定」とに更に分類した。分類毎の検証結果は以下のとおりである。

＜引用発明の認定について＞

	判決(事件番号)
引用発明の認定	平成23(行ケ)10022
	平成22(行ケ)10407
	平成22(行ケ)10405
	平成22(行ケ)10237
	平成22(行ケ)10045
	平成21(行ケ)10179
	平成21(行ケ)10134
	平成20(行ケ)10468
	平成20(行ケ)10261
	平成19(行ケ)10422
	平成23(行ケ)10056
	平成23(行ケ)10214
	平成22(行ケ)10235
	平成22(行ケ)10345
	平成21(行ケ)10153
	平成21(行ケ)10070
	平成19(行ケ)10065

●全体から抽出できる傾向

特許庁では、引用文献の記載事項に加えて技術常識を参酌し、引用発明を広く認定する傾向にある。

一方、裁判所では、発明の技術上の意義として課題及びその解決手段の関係を重視して引用発明を狭く認定する傾向にある。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成22(行ケ)10407

審決では、「風力発電施設全体の出力電力を0から100%の前記範囲内の所望値に設定する」と解釈したが、判決では、引用発明が「風力発電施設の全出力電力を送電網の最大許容送電量とするために、風力発電施設が送電網の最大許容送電量よりも高い全出力電力が出せるようにした上で、個々の風力発電設備の出力電力を定格出力電力の0から100%の範囲内で調整する」と認定した。

・平成22(行ケ)10405

審決では、「引用刊行物について、チタン又はチタン合金で形成され、一体状に構成されているコリオリ導管1及び接続導管11を有するコリオリ式質量流量計の製造方法が開示され、コリオリ導管1、補償シリンダ6及び結合リング7に、接続導管11も含めて組立体とし、組立体の各端部を受容シリンダ8に取り付けることが開示されている」と認定したが、判決では、「引用刊行物2は、温度変動並びに外方から作用する力及びモーメントが、誤測定や機械的損傷を惹き起こすことのないようにすることを解決課題とし、課題解決の方法として、・・・コリオリ導管及び補償シリンダ

からなる構造ユニットは、温度変動並びに外方から作用する力及びモーメントに対して非感応とされており、引用発明2の重要な構成と位置付けられている」から、「コリオリ導管1、補償シリンダ6及び結合リング7に加えて、接続導管11も含めて、組立体のようにひとまとまりのものとして取扱うことはできない」とした。

・平成22(行ケ)10045

審決では、「甲9には、排気口(引用発明の「ブレーカボルトが設けられた部位」, すなわちベントに相当する。)から、最大約70%の水分をガス又は水分として除去することが示されるように、水を含むポリマー(クラム)を押出機により乾燥させる技術分野において、ベントを介して水分を除去することにより、水を含むポリマー(クラム)に含まれる全水分のうちの大きな含水量の変化を生じさせることは、本件出願前における技術常識といえる。」と認定したが、判決では、引用発明の溝付ブレーカボルトの溝の寸法に着目し、「引用発明は、このような問題を解消するものであり、押出乾燥装置のブレーカボルトの表面にシリンダーの内外部を連通する微細な縦溝を設けることにより、ゴム状重合体を外部に溢出させることなく蒸気だけをこの溝を通じて直接外部へ逃し、圧力の異常上昇を解消させ、ゴム状重合体の喰い込みを顕著に改善し、能率良く乾燥を行う構成としている。・・・引用発明においてブレーカボルトに設けられた溝から排出される蒸気量は、通常のベントと比べて極めて少量ということができ、クラムからの水分除去を意図したものでないことは明らかであり、実質的にも水分を除去する機能は、ほとんどないといえる。」と認定した。

・平成21(行ケ)10179

審決では、引用発明の「少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造を有する偏平状袋」がポケットに相当すると認定したが、判決では、ポケットは「『少なくとも2つの向かい合った表面を有する統一構造』を構成する2つの基材の一方に熱成形等の何らかの方法により形成され、粒状発熱組成物を充填することができるような底といえる部分を有する賦形された内部空間を意味する』と認定し、引用発明の偏平状袋はポケットが形成されたものとまでいうことはできない、と判断した。

・平成21(行ケ)10134

審決では、「酸化防止剤(antioxidant)と同義である

抗酸化剤(又は抗酸化物質)が、活性酸素あるいは酸素フリーラジカルなどと呼ばれるヒドロキシルラジカル、スーパーオキシドアニオン、過酸化水素などを含むいわゆるオキシダント(酸化物質)の作用を消去又は減弱させる物質であることは当業者に自明である」としたが、判決では、「引用発明1は、金属、食品等の酸化防止対象と接触させて酸化防止作用を発揮する酸化防止剤についての発明ということが出来る。」とし、「引用例1は、鉄くぎのような物体を対象とする酸化防止であり、自然食品を対象とするにしても、食品に添加して酸化防止を図るというものにすぎず、活性酸素によって誘発される疾病の存在や活性酸素によって誘発される生活習慣病についてまで述べるものではない」とした。

・平成20(行ケ)10468

審決では、引用文献2の(1)N = 1の場合を含むとし、(2)「当業者の技術常識をもってすれば、ステップS4で2次測定結果を記憶し、その2次測定結果A、θ(不釣合い量、不釣合い位置)に対してステップS9で修正を行うことが理解可能である」とし、(3)同一回転供試体の2次修正に補正係数及び補正角度を用いることが記載されていると認定したが、判決では、(1)「引用文献2におけるNがN = 1の場合を含むとの理解は、引用文献2に記載された前記課題解決のための原理、すなわち・・・とする技術思想と相容れない解釈であるから、採用することができない。」とし、(2)「N + 1個目以降の回転供試体の2次修正のための補正係数及び補正角度を求めるには、上記のとおりN個目までの回転供試体の2次修正前後の不釣合い測定結果である2次測定結果を用いることが必要不可欠であるから、2次測定結果はステップ6に用いられるものであるといえる。」とし、ステップS9に対して用いると理解するのは「課題解決のための技術思想と相容れない」とし、(3)「引用文献2の発明の前記技術思想の特徴と整合を欠く理解であって賛同できるものではない」とした。

・平成19(行ケ)10422

審決では、引用文献記載の発明について、「粉末を圧縮する段階であって、圧縮の間中、粉末と型の間の摩擦力と、粉末とマンドレルの間の摩擦力とが、長手軸線に対して平行でかつ正反対の方向に作用するように長手軸線に対して平行な力を加える」と解釈したが、判決では、「引用文献記載の発明において、上コアロッ

ド4に円筒状突出部41のほか、円錐形状部42を備えることは、技術課題を解決し、発明の効果を奏するために不可欠の構成であることは明らかである」とし、「円錐形状部が粉末上面に対して『くさび効果的な作用』をすることによって、円錐状部を高密度で成形することができるという効果を奏するというのであるから、・・・(長手軸線に対して斜め下外方向に働く力)が作用することは明らかである。」と判断した。

・平成23(行ケ)10022

審決では、引用例2について「この『金属蒸着フィルム』は、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層といえ、これは、従来知られていた『導電性等を付与するため』『金属・・・を蒸着したプラスチックフィルム』(摘示2b)を、『低温シール性・・・に優れ』(摘示2d)るようにしたもの、すなわち低温でのヒートシール性に優れるようにしたものであり、導電材料であるこの『金属蒸着フィルム』(にうず電流を流すこと)によって発生する熱である誘導加熱による熱でシールするもので、低温でのヒートシール性に優れたものといえる(審決10頁12行～19行)」と判断したのに対して、

判決では、「引用例2には、・・・『金属蒸着ポリプロピレンフィルム』は、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層であって、低温シール性及び耐ブロッキング性に優れている技術的事項が記載されてはいるものの、金属蒸着ポリプロピレンフィルムを高周波誘電加熱に用いることについては何ら記載されていない。・・・引用例2には、金属蒸着フィルムに渦電流を流すことや、誘導加熱による熱でシールすることは記載されていない。そして、引用例2に記載されている低温シール性とは、段落【0031】及び【0032】の記載からみて、基材フィルムのポリプロピレンをメタロセン系オレフィン重合用触媒を用いて調製したことによって、低分子領域の成分含有率が少なくなり、低分子領域成分のブリードアウトが低減されたことに基づく性質である」とした。

・平成22(行ケ)10237

審決では、「引用発明の水熱反応装置は、被処理物中の有機物を分解処理する機能を有するから、『処理装置』に属するのは明らかである。また、一般に工場等から排出される工業廃水を処理する手段は『水処理』の技術分野に含まれるところ(乙1)、引用発明の『工場等から排出される廃液中の有機物と水を混合して反

応器に供給する被反応物』は、本願発明の『被処理水』に相当し、有機物を含む被処理水として分解処理に供されることから、引用発明の水熱反応装置は水処理装置の範疇にも含まれるものである。」としたのに対して、

判決では、「しかし、本願発明の『水処理装置』は、被処理水を処理する装置であって、水は処理の対象であるのに対し(【0001】【0006】)、引用発明の『水熱反応装置』は、水熱反応を行う装置であって、水は有機物の酸化分解を促進する水の超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であり、水自体は処理の対象とはいえない(【0003】【0009】【0010】)。」とした。

・平成20(行ケ)10261

審決では、本願の優先日前に既に各種の感染性の呼吸性疾患に対する『抗感染剤』について、投与経路として経口投与とともに鼻内投与を選択し得ることが周知であったことを勘案すれば、当業者であれば、引用例2の記載(甲2,4頁左下欄26行～右下欄5行)は、『気道下部』、『上気道』を含めて感染性の呼吸性疾患一般についていえるものであると理解するのが自然である、としたのに対し、

判決では、「引用例2は、前記のとおり感染部位を『気道下部』とする疾患の治療方法を提供しようとするものであることを、繰り返し述べている記載態様に照らすならば、被告引用に係る上記記載部分は、感染部位を『気道下部』とする疾患に関する記述であると解するのが自然である。仮に、呼吸性疾患に対する『抗感染剤』の投与経路として『経口投与』とともに『鼻内投与』を選択し得ることが周知であったとしても、そのことは、『気道下部』の疾患に対する治療方法を提供するものであると繰り返し述べている引用例2の記載を、明白な記述に反してまで、『上気道』をも含める記載であると解する根拠とはなり得ない。」とした。

●参考の事案

・平成21(行ケ)10153

本事案は、方法の特許に関する事案であり、引用文献に方法に関する手順が明示されていないことに着目した事案である。

審決では、それぞれが互いに結合可能な幾何学的特徴を有する硬い金属体と基台とを提供し、それらを幾何学的特徴を介して接合する方法、と認定したのに対し、判決では、切削体に溝、蟻継ぎ等を成す幾何学的特徴が形成される点、及び硬質金属をダイキャスト、

プレス成形，成型，又は鋳造によって保持部材に密に固定する，との点が記載されているにすぎない，と認定した。

・平成 22(行ケ)10345

本事案は，引用文献 2 に記載の発明の認定に関する事案である。

審決では，引用例 2 に記載の発明における排気冷却・中間加熱器が排気を加熱するものであると認定したが，判決では，「機関の排気系において排気間での熱交換を行うものであって，排気を外部の熱源等により加熱するものではない」と認定した。

・平成 19(行ケ)10065

本事案は，引用文献 2 に記載の発明の認定に関する事案である。

審決では，引用例 2 において，円周方向に不連続な複数の「フック部 34」が複数の空隙に対して交互に配置されていると認定したが，判決では，引用例 2 のフック部は，より柔軟な連結部を構成するために，弓形突出部に形成されるものであると認定した。

・平成 23(行ケ)10214

審決では，「印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するとともに，印刷媒体の温度をも含むようにプリントヘッド要素に供給する入力エネルギーを計算することは，当業者が容易に想到し得た」としたが，判決では，「引用例には，周囲温度及びプリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギーに基づいてプリントヘッド要素の現在の温度を予測するという引用発明を上位概念化して捉えることを着想させるような記載はない」とした。

・平成 23(行ケ)10056

審決では，引用発明の課題に関して「引用例記載の発明は，・・・Mg などの添加物を加えることなくとした点は，引用発明のタンタル酸リチウム単結晶を Li 過剰定比結晶のみに限るものである，としたのに対して，

判決では，「引用発明が，Mg 又は MgO の添加によって発生する問題点の解決を課題としていることからすれば，LT 単結晶が Ta 過剰の組成か Li 過剰の組成かにかかわらず，定比組成に近い LT 単結晶に Mg 又は MgO を添加することは，上記課題解決の阻害要因になると解するのが自然である。」とした。

・平成 21(行ケ)10070

審決では，硬化剤をマイクロカプセル中に封入した上で，これをさらにパトローネ中に入れたと認定した

のに対し，判決では，「パトローネを用いる場合には，2 個の室を有するパトローネのいずれかの室に，マイクロカプセル中に封入されていない硬化剤を入れる方法が記載されている（本件記載 B）にすぎない。他方，マイクロカプセル中に封入された硬化剤を使用する形態については，パトローネ中に入れられず，直接穿孔中に導入する方法が記載されている（本件記載 C）にとどまる」と認定した。

・平成 22(行ケ)10235

審決では，引用発明を，縦方向（長手方向）に延伸して偏光フィルムを作製し，横方向（幅方向）に延伸して位相差フィルムを作製し，両フィルムを積層させて重畳フィルムとなす発明であると認定したのに対して，

判決では，「引用文献 1 中には，長尺のフィルムを横方向（幅方向）に延伸して偏光フィルムを作製する一方，位相差フィルムは縦方向（長手方向）に延伸して作製する構成（相違点 1, 2 に係る補正発明の構成）についても記載されているとみるのは困難である。」とした。

審決における認定の根拠は，「引用文献 1 では，位相差フィルムの延伸につき，フィルムの搬送方向（長さ方向）に対して横方向に延伸されることが好ましいとされているのみで，横方向に延伸しなければならないとしているわけではないし，・・・引用文献 1 をもってしても，位相差フィルムの延伸方向が横方向に限られるものではなく，偏光フィルムが縦方向に透過軸を有する場合には，位相差フィルムの作製につき縦延伸を用いることができることは明らかである。」というものであり，当該分野の技術常識を参酌して解釈したと思われる。

《本願発明の認定について》

	判決（事件番号）
本願発明の認定	平成 20(行ケ)10338
	平成 20(行ケ)10188
	平成 20(行ケ)10166
	平成 19(行ケ)10389
	平成 23(行ケ)10140
	平成 20(行ケ)10444

●全体から抽出できる傾向

特許庁は，発明の詳細な説明の記載を参酌すべき特段の事情は存在しないとして，請求項の記載のみから本願発明を認定する傾向である。

一方、裁判所は、前記特段の事情が存在するとして、発明の詳細な説明の記載を参酌して請求項に記載の用語の意義を解釈する傾向である。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成 19(行ケ)10389

審決では、本願請求項 1 に記載の「データベースエントリ」を相違点ではないと認定したが、判決では、「本願明細書(甲 1 及び甲 3)には、本願発明の内容については次の内容が記載されていると認められる。・・・従来技術においては、・・・という問題があった。そこで、本願発明においては、・・・以上を踏まえて本件補正後の請求項 1 をみると、・・・したがって、本件補正後の請求項 1 の解釈については、・・・上記「データベースエントリ」が「ユーザが新たな問題に会うと連続的に更新され」ることにより、更新されたデータベースエントリから「問いかげのセット」の一部を成すデータを選択し、データベースエントリの更新内容が「問いかげのセット」に反映されることが可能となる」と認定した上で、引用文献 1 記載発明はこのような構成を有していないため、相違点であると認定した。

・平成 20(行ケ)10338

審決では、本願発明の 3 つの特徴点「①案内面(4-5)は平面を備え、平面は前記案内体(4)の軸心線と固定側型形成体(2-2)又は可動側型形成体(3-2)が、案内体(4)から張り出す部分の重心を含む張出し面に概ね直交しているダイセットであること、②可動側型形成体(3-2)は、一端部が 1 本の案内体(4)に支持され他端部は支持されない片持ち梁であること、③案内面(4-5)は案内体(4)の側面に形成され、案内面(4-5)の平面は互いに直交する 4 平面で形成されていること」について、技術要素毎に引用発明と対比したが、判決では、3 つの特徴的な構成を認定した上で、「そして、補正明細書(甲 1 の 1~3)によれば、従来技術では・・・という課題が存在していたのに対して、本願発明は、同課題を解決するため、・・・ようにさせたというものである。」とし、「本願発明は、前記①、②、③の各構成のすべてを備えた、一つのまとまった技術的思想からなる発明である」とし、各要素の 1 つだけを記載した引用文献と対比するのは適切ではない、とした。

・平成 20(行ケ)10166

審決では、「本願発明における『熱粘着式造粒方法』とは、上記「A) …B) …C) …」の全部または一部を使用した混合物を含み、…条件下において、約 30℃～約 130℃の温度範囲まで加熱し、密閉系統中で転動回転、混合しつつ顆粒を形成すること」に特徴づけられるものと解され、『熱粘着式造粒方法』における『熱粘着』作用も、上記のような過程において必然的に現れる現象を表現したものと理解される。したがって、本願発明に関して特許請求の範囲の記載には何ら不明確な点はなく、発明の詳細な説明の記載を参酌すべき特段の事情も存在しないから、審決が本願発明の『熱粘着式造粒方法』は加熱して粒状物を製造する方法であるとした点に誤りはない。」としたのに対して、

判決では、「本願発明にいう『熱粘着式造粒方法』なる語は、造粒方法の一種を示すものとして一般的に知られた用語ではない。また、本件補正後の請求項 1 は、・・・加熱については言及されているものの、粘着の点については『熱粘着式造粒方法』という言葉の中にあらわれる以外には記載がない。

そして、『熱粘着式造粒方法』なる語からは、「熱」及び「粘着」が造粒に関して何らかの関係を有することは推測できるものの、それ以上の意味は不明である。

そこで、発明の詳細な説明の記載を参酌して検討すると、・・・本願発明にいう『熱粘着式造粒方法』とは、希釈賦形剤・薬学的活性成分・結合剤等の混合物を加熱することにより発生する蒸気が密閉系統中で凝結することを利用して、凝結した水分により結合剤に粘性を生じさせ、周囲の粒子を粘着させるという造粒方法をいうものと理解される。」とした。

・平成 20(行ケ)10188

審決では、ライナーの自立構造(自立性ないし保形性)に関する認定はされていないが、判決では、「・・・本願発明のライナーは、それ自身が収納容器としても使用可能であるとともに、噴霧装置の液体タンク内に配置される内袋としても使用可能で、非使用時の保管、使用の際の取扱い及び内容液の充填も容易で、廃棄の際には容易に崩壊できるものを提供することを目的とするものである。そのため本願発明のライナーは「崩壊可能」とされているところ(請求項 1)、崩壊可能」は日本語として一義的な意味を有するものではない。そして、本願明細書において崩壊可能の用語をライナーの側壁に関し使用する場合には、手の圧力な

ど、適度な圧力を加えることにより変形でき、基部に向かって押すことができるものの側壁が破壊しない状態を意味すると定義されている。またライナーは、支持しなくても延在して直立した状態で立つことができる旨が記載されている。

そうすると、本願発明のライナーは、手の圧力などの人為的な圧力を加えない限り、側壁は変形せずに収納容器的形状を保つ性質を有するものであり、自立構造（自立性ないし保形性）を有するものといえる。」とし、引用発明との相違点と認定した。

●参考の事案

・平成 20(行ケ)10444

(本事案は、特許庁は技術常識を参酌して本願発明を認定したのに対して、裁判所は請求の範囲の記載から特許庁の判断を否定したと言える。)

審決では、「通常、液吸収体（吸収コア）を有する積層体は、端部にシール部となる縁部がないと液吸収体（吸収コア）が端部から出てしまうから、シール部となる縁部が必須であり、特許請求の範囲にシール部となる縁部が明記されていなくとも、『液吸収体を有する積層体』とは、そのような端部を有する通常の積層体と解釈するのが自然であって（つまり、『開口部を囲む領域』に液吸収体が存在していなければならないわけではない。）、本願補正発明における『縁部 17、17』が袋体を構成する積層体の一部であることは明らかである。」としたのに対して、

判決では、「本願補正発明の請求項の記載によれば、『開口部を囲む領域』は、「内面シート」、「外面シート」及び「液吸収体」を有する「積層体」で形成されるものである。仮に、シール部が『開口部を囲む領域』の一部に該当する余地があるとしても、被告が主張するように、『開口部を囲む領域』が、液吸収体が全く存在しない単なるシール部でもよいと解するのでは、特許請求の範囲の請求項に『開口部を囲む領域』が『液吸収体』を有する『積層体』によって形成される旨が記載されていることが無意味になる」とした。

・平成 23(行ケ)10140

審決では、発明の詳細な説明の記載及び技術常識を参酌して、

- (i) 高温炉の温度は、何らかの制御がなされていると推認される、とし、
- (ii) 本願明細書に、霧粒は高温炉の壁に接触して高

温の超微粒子と高温の水蒸気あるいは溶剤のガスとなる（段落【0003】）、高温炉の壁に接触させて高温の超微粒子が得られる（同段落【0004】）と記載されているとした上で、

原子レベルの原子、分子単体を作ることを示す記載はなく、霧粒を高温炉の壁に接触させるための指針となるような説明は一切ないとして、本願発明 1 の高温炉は原子レベルの原子、分子単体を作る機能を有していないと認定した。

これに対して、判決では、発明の詳細な説明の記載を参酌して、「本願発明 1 の『高温炉』においては、超微粒子を含んだ霧粒が高温炉の壁に接触することによって、高温の超微粒子と高温の水蒸気（又は溶剤）に分解するように、炉自体が、超微粒子化合物が分解する温度より低く、また超微粒子と水（溶剤）が分離する温度以上の温度範囲の温度に加熱されるものと認められる。」とし、本願発明 1 の高温炉が霧粒を接触させて熱分解する機能を有すると認定した。ただし、判決では、原子レベルの原子、分子単体を作る機能までは認定していない。

4. 第 2 分類について

(1) 第 2 分類では、動機付けが争点となった判決を集め、各判決に共通する或いは関連する傾向があるか否か検証した。

(2) 検証に際しては、各判決を「技術分野の関連性」と「課題の共通性」と「作用・機能の共通性」と「引用発明の内容中の示唆」とに分類した。分類毎の検証結果は以下のとおりである。

＜技術分野の関連性について＞

	判決（事件番号）
技術分野の関連性	平成 23(行ケ)10021
	平成 22(行ケ)10298
	平成 22(行ケ)10345
	平成 22(行ケ)10237
	平成 21(行ケ)10144
	平成 21(行ケ)10139
	平成 20(行ケ)10305
	平成 19(行ケ)10412

●全体から抽出できる傾向

特許庁では、技術分野をあまり考慮しないか、または極めて広く解釈し、そこから引用例を抽出・組み合わせ、容易想到との結論にいたる傾向がみられる。

一方、裁判所においては、技術分野は、審決と比較してせまく解釈されており、さらに以下の二つの傾向が見られる。

- ① (同一技術分野であっても)、解決課題・解決手段・作用・機能・技術的意義・技術的思想等が異なるとして容易想到とは言えないとの結論に至る。
- ② 技術分野が異なるとして容易想到とは言えないとの結論に至る。

ただしこの場合においても、技術分野が異なるとの理由のみで容易想到ではないとしたケースは今回の検討ではみられず、技術分野が異なり、引用発明の構成を適用する記載・示唆が無い、構成を適用するには阻害要因がある等、慎重に検討がおこなわれている。

●傾向①に沿った判断をした事案

・平成 22(行ケ)10345

審決は、同一の技術分野に属する引用例 2 に記載の発明における「排気冷却・中間加熱器」が上記補正後の発明(本件補正発明)においてエンジンのコールド・スタート特性を改善することを課題として設けられた「加熱装置」に相当する旨を認定し、本件補正発明が採用する圧力波機械の上流側に「加熱装置」を配置する構成を採用することに格別の困難性はないなどとして、本件補正発明の進歩性を否定し、本件補正を却下した。

これに対し判決は、本件補正発明の「加熱装置」が、機関の排気側の管路において圧力波機械に流入する排気を外部の熱源等により加熱することで特に圧力波機械のコールド・スタート特性を改善するものである一方、引用例 2 に記載の「排気冷却・中間加熱器」が、機関の排気系において排気間での熱交換を行うものであって、排気を外部の熱源等により加熱するものではなく、配置によっては圧力波機械の仕事能力を低下させるものであるから、本件補正発明の「加熱装置」には相当せず、引用例 2 に記載の発明が、「加熱装置」の構成を備えているとは認められないと判断した。そして、本判決は、引用例 1 及び 2 には、いずれもエンジンのコールド・スタート特性に関する記載や示唆がないのでその改善を想到するに足りる動機付けがないばかりか、引用例 1 及び 2 には、圧力波機械に流入する排気を加熱する構成を採用する上では、いずれも阻害事由があるから、引用例 1 又は 2 に接した当事者は、「加熱装置」により圧力波機械に流入する排気を加熱

する構成を採用することを容易に想到できなかったものであると判断し、これに反する本件審決を取り消した。

・平成 21(行ケ)10139

審決は、研磨方法に関する技術であり、本願発明は、「研磨スラリーの窮乏領域を減じるように化学機械研磨の間第 1 の圧力を第 2 の圧力に断続的に複数回減じてパルス状の圧力を作り出す」と記載され、引用文献には、「ポリシングの間、加工のための高圧と、研磨材流入のための低圧とを間けつ的に繰り返す」と記載されている。引用発明における高圧と低圧とを間けつ的に繰り返すは、本願発明の第 1 の圧力を第 2 の圧力に断続的に複数回減じてパルス状の圧力を作り出すに相当するので、本願発明は引用発明から容易相当であるとした。

これに対し判決は、本願発明と引用発明とは動作としては似ているが、引用発明は、加工のための高圧が自重による研磨に相当し、研磨剤流入のための低圧が研磨剤をポリシング定盤の中心部から供給することによってポリシングパット上に十分な研磨剤を供給し、さらにこの研磨剤が遠心力によって全面に均一に分布され順次外周に流出させるようにしたものであって、加工のための高圧と研磨剤流入のための低圧とを完結的に繰り返すものである。すると、低圧にする理由が、本願発明が研磨スラリーを研磨パット状のスラリー窮乏領域に行き渡らせるものであり、引用発明が研磨剤をポリシング定盤の中心部に供給し、この研磨剤が遠心力によって全面に均一に分布させるためのものであり、技術的思想が異なるとした。

・平成 20(行ケ)10305

審決は、本願発明は、合成樹脂溜まりを形成し得る溝が、シール帯域の外側に隣接して設けられているのに対し、引用発明ではシール帯域の端部に設けられている点が相違すると認定し、この場合も本願発明と同様に、シール帯域の溶融された合成樹脂層は表面に付着していた夾雑物と共に溝に向かって押し流され、シール帯域の端部に合成樹脂溜まりが形成され、その結果、シール帯域のうちの合成樹脂溜まりを除いた大半の部分には夾雑物のない優れたシール性を有する薄い合成樹脂層が形成されるものと認められる。したがって、前記相違点に係わる構成によって格別な効果上の差異が生じるものとは認められないとの理由に基づき、本願発明は引用発明と周知技術に基づき当事者が容易に発明をすることができた、と判断した。

これに対して判決は、引用発明は、接合強度維持を目的とした技術であるのに対し、周知技術は、接合強度維持に寄与することとは関連しない技術であるから、本願発明と互いに課題の異なる引用発明に周知技術を適用することによって「本願発明の構成に達することが容易であった」という立証命題を論理的に証明できたと判断することはできないと判示した。

・平成 19(行ケ)10412

審決は、本願発明と引用文献(甲1)に記載された発明(引用発明)との相違点を認定した上、相違点1(支柱について、本願発明においては、「弾性的支柱」であるのに対し、引用発明においては、「支竿(2)」が弾性的なものであるか否か明確ではない点)に係る構成とすることについて、引用発明及び周知技術(甲2,3)に基づいて当業者が容易に想到することができた等と判断した。

これに対し判決は、引用発明は、ボールジョイントにより「支竿(2)」を揺動させることで、「支竿(2)」の上端に設けた「腕受け(1)」を略水平方向に移動可能とするものであるのに対し、本願発明は、弾性的支柱の弾性変形により、弾性的支柱の上端に設けたアームレストを略水平方向に移動可能とするものであり、両者は課題に対する解決方法を異にするものであるから、引用発明は、本願発明に係る技術を示唆するものではないと判示した。

●傾向②に沿った判断をした事案

・平成 23(行ケ)10021

審決は、相違点に関し、引用発明1において、本願優先日前周知技術を適用し、アルミ箔層に代えて、非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したものをを用いること、そして、その磁性メッキ層を形成するに際し無電解メッキ法により無電解メッキ薄膜層とすることは、当業者が容易に想到し得たことと認めると判断した。

これに対し判決は、審決が周知事項・周知技術と指摘する文献はいずれも電磁加熱式調理器具などに用いられる発熱体に関するものであって、これらの文献に記載された技術的事項を、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術に適用することについては何ら示唆がなく、またアルミ箔に代えて無電解メッキ薄膜を用いることについても何ら記載がない。高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生さ

せ発熱体となる導電性層として、「アルミ箔層」に代えて、「非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したもの」を置換することは、引用発明1の属するところの紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。したがって、引用発明1に甲14、甲4及び甲5文献を適用することによって、本願補正発明が容易に発明し得たとする審決の判断には誤りがあることになる。

・平成 22(行ケ)10298

審決では、本願発明は、攪拌器と内層とが逆方向に回転する(洗濯機の)伝動機構に関するものである。本願発明は歯車箱の中に複数の軸と複数の歯車が設けられ、内層への回転伝達のための軸と、攪拌機への回転伝達のための軸とが逆回転になるように出力するものであるのに対して、引用文献は遊星ギア機構を用いている点で異なる。刊行物2には、船舶等の二重反転プロペラ機構が記載され、この刊行物2に記載の発明引用文献に適用することによって本願発明に至ることは容易想到であるとした。

これに対し判決では、本願発明は家庭電化製品に関する技術であるのに対して、刊行物2の発明は船舶のプロペラに用いられる専門的な技術であり、技術分野が異なる。本願発明は「衣類の洗浄力の向上」を解決課題とするのに対して、刊行物2は「船舶等の姿勢の安定化」を解決課題とするものであり、両者の解決課題は大きく隔たっている。従って、洗濯機の分野では本来要求されない二重反転プロペラに関する刊行物2の記載事項を、刊行物1に適用するのは困難である。

・平成 22(行ケ)10237

(審決の内容)

(1)引用発明の「水熱反応装置」は、水熱反応を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通する。

(2)本願発明が「水の超臨界状態及び亜臨界状態における水熱反応」のような高温高压処理を含まないとしても、相違点2は容易想到である。

(判決の内容)

(1)本願発明の「水処理装置」は、水自体を処理の対象とするのに対し、引用発明の「水熱反応装置」は、水は有機物の酸化分解を促進する水の超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であり、水自体は処理の対象ではない。両者は、水の役割という点において異なる

り、技術分野も異なる。

本願発明では、圧力容器内は0.4MPaになるまで内圧を上昇・維持させるのに対し、引用発明では、少なくとも2.5MPa以上の状態で水熱反応を行う。両者は、少なくとも容器内の圧力状態が異なる。

本願発明では、被処理水の水温を12℃とする実施例があるのに対し、引用発明では、374℃以上の超臨界状態又はそれに近い高温高压状態である。両者は、容器内の温度状態も異なる。

よって、引用発明の「水熱反応装置」は水熱反応処理を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」という部分が共通するとして審決の一致点の認定には誤りがある。

(2)引用発明においては、超臨界状態又は亜臨界状態の高温高压で水の存在下に被反応物を酸化反応等させる水熱反応が前提となっているから、引用発明に基づき、0.4MPa程度の容器内圧で処理を行う本願発明の「水処理装置」に想到することは、引用発明の前提を変更することになり、当業者が容易に想到し得るとはいえない。

また、高温高压で使用することを前提としている引用発明の耐圧容器は、本願発明の圧力容器とは異なる。本願発明は、オゾンを使用することから、高温での処理を想定していないため、引用発明から容易に想到することはできない。

・平成21(行ケ)10144

(審決の内容)

引用例2に、 α 波が、リラックス時に増加し、ストレスがかかると減少することが知られていること、そこで、 α 波を積極的に増強させて、リラックスさせることによって、ストレスを予防又は軽減しようとする試みがなされていることが記載…されているように、ストレスの予防、軽減機作として、 α 波の増強があることは公知である。また、引用例2には、低周波数の α 波を10%程度増強することで被験者の内省に変化を与えるとする報告例も記載…されている。上記のとおり、ストレスの予防、軽減と α 波の増強の程度とが密接に関係することは明らかである。

(判決の内容)

引用例2発明は、マラクジャ果汁を含有する増強剤等により、脳の α 波を増強させ、人の精神状態をリラックスさせる発明であり、そこにストレスの解消、低減という語が用いられているとしても、それは、単

に、リラックスした状態を表すために用いられているにすぎない…。…「ストレスを予防又は軽減」との記述は、その技術的な裏付けがなく、単に、リラックス状態への移行を述べたにすぎないと理解するのが合理的であり、また、実施例を含めた引用例2全体の記載からみても、引用例2に、ストレスを予防、軽減する技術が開示されていると判断することはできない。…

自律神経系の作用と中枢神経系の作用は区別して認識されるのが技術常識であり、証拠を総合するも、自律神経系に作用する食品等が、当然に中枢神経系にも作用するという技術的知見があることを認めることはできない。そうすると、自律神経系に作用する引用例1発明は中枢神経系に作用する引用例2発明とは技術分野を異にする発明であることから、当業者は、引用例1発明に引用例2発明を適用することは考えないというべきであって、両発明を組み合わせることは阻害要因があるというべきである。

＜課題の共通性について＞

	判決（事件番号）
課題の共通性	平成23(行ケ)10214
	平成22(行ケ)10407
	平成22(行ケ)10405
	平成22(行ケ)10298
	平成22(行ケ)10351
	平成22(行ケ)10388
	平成22(行ケ)10408
	平成22(行ケ)10357
	平成22(行ケ)10187
	平成21(行ケ)10376
	平成21(行ケ)10179
	平成21(行ケ)10139
	平成21(行ケ)10081
	平成20(行ケ)10431
	平成20(行ケ)10338
	平成20(行ケ)10305
	平成20(行ケ)10130
平成21(行ケ)10361	

●全体から抽出できる傾向

特許庁では、特に課題に着目することなく、同一技術分野（ケースによっては異なる技術分野まで含む）の引用例を組み合わせ、想到容易と認定する傾向にある。また、課題に着目する場合でも、課題を広義に解釈したり上位概念化することにより、相違点を採用することを想到容易と認定する傾向にある。

一方、裁判所では、課題の相違に着目し、異なる課題解決に向けられた解決手段は機能等が相違することを導き出すことにより、一致点の認定の誤りや、引用

例の組み合わせの阻害要因や動機付けが無いことを認定し、進歩性を肯定する傾向にある。また、課題の把握もより具体的に行っており、課題を上位概念化する場合には、示唆が必要であることも指摘されている。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成 23(行ケ)10214

審決は、引用例の課題を上位概念化して相違点は当業者に想到容易と認定したが、判決は、引用例の課題を上位概念化して捉える記載がないとして、課題の相違を認定した上で、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、周知例 1 ないし 3 に基づき、印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するサーマルプリンタは、本件出願の優先権主張日前に周知であったと認定した上で、引用発明において、印刷媒体の温度をも含むように拡張した等式を用いて、プリントヘッド要素に供給する入力エネルギーを計算することは、当業者が容易に想到し得たことであると認定した。

判決は、周知例 1 ないし 3 においては、印刷媒体の温度の影響を考慮して入力エネルギーを補正することによって、より適正な印刷ができるようにするとの目的を達成しているのであるから、周知例 1 ないし 3 は、プリントヘッド要素の温度を予測するために用いる要件として、印刷媒体の温度を選択することの契機となり得るものではない。また、引用例には、周囲温度及びプリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギーに基づいてプリントヘッド要素の現在の温度を予測するという引用発明を上位概念化して捉えることを着想させるような記載はない。プリントヘッド要素の現在の温度を予測する要件として、印刷媒体の温度を採用することが容易であるということもできないと判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成 22(行ケ)10388, 平成 20(行ケ)10130)

・平成 20(行ケ)10305

審決は、特に課題に着目することなく、同一技術分野の引用例を組み合わせで想到容易としたが、判決は、課題の相違に着目し、異なる課題解決に向けられた解決手段の技術的関連性を否定した上で、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、本願発明は、合成樹脂溜まりを形成し得る溝が、シール帯域の外側に隣接して設けられているのに対し、引用発明ではシール帯域の端部に設けられている点が相違すると認定し、前記相違点に係わる構成によって格別な効果上の差異が生じるものとは認められず、引用発明と周知技術に基づき容易想到と認定した。

判決は、「引用発明は、接合強度維持を目的とした技術であるのに対し、周知技術は、接合強度維持に寄与することとは関連しない技術であるから、本願発明と互いに課題の異なる引用発明に周知技術を適用することによって『本願発明の構成に達することが容易であった』という立証命題を論理的に証明できたと判断することはできない。」と判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成 22(行ケ)10407, 平成 22(行ケ)10351, 平成 22(行ケ)10187, 平成 21(行ケ)10081 号, 平成 20(行ケ)10431, 平成 20(行ケ)10338)

・平成 21(行ケ)10179

審決は、特に課題に着目することなく、引用例の一致点を広く認定して、相違点を採用することを想到容易としたが、判決は、課題の相違に着目し、引用例に相違点を採用することの阻害要因を認定した上で、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、請求項 1 の、充填容積とセル容積の割合が 0.7 から 1.0 であり、該割合はセル壁への特異な圧力の使用なしで維持されとの構成について、維持される対象は、0.7 から 1.0 という範囲をもった充填容積のセル容積に対する割合であるから、それが維持されるということは、当該数値範囲が維持されることを指し、当該割合が変化しても、当該数値範囲内に収まる限り、当該割合が維持されていることに変わりはない。そうすると、引用発明 1 においても、当該割合が維持されるということができると認定した。

判決は、「引用発明 1 は、発熱剤の酸化発熱の前においては、相当のゆとりを持った状態で発熱剤を扁平状袋内に装入した上、発熱剤の酸化発熱の開始後においては、扁平状袋に作用する大気圧を積極的に利用し、これによって扁平状袋の圧偏状態を維持し、もって、扁平状袋がどのような向きで使用される場合であっても、発熱剤が重力方向に片寄らないようにすることを目的とするものということが出来る。」「引用発明 1 の目的に照らすと、(中略) 充填容積のセル容積に対する

割合を0.7ないし1.0とし、かつ、当該割合に係る一定値をセル壁への特異な圧力の使用なしにおおむね維持するとの構成を採用することは、扁平状袋内に低圧状態が生じることに従って扁平状袋に作用する大気圧を積極的に利用するという引用発明1の目的に正面から反するものであり、そのような構成を採用すると、引用発明1の目的を実現することができなくなるものであるから、引用発明1において上記構成を採用することには、積極的な阻害要因があるというべきである」と判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成22(行ケ)10405, 平成22(行ケ)10357)

・平成22(行ケ)10298

審決は、特に課題に着目することなく、異なる技術分野の引用例を組み合わせて想到容易としたが、判決は、技術分野が異なる故の解決課題の相違を指摘し、異なる課題を解決するための引用例の組み合わせに基づく想到容易性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、本願発明は、攪拌器と内層とが逆方向に回転する(洗濯機の)伝動機構に関するものである。本願発明は歯車箱の中に複数の軸と複数の歯車が設けられ、内層への回転伝達のための軸と、攪拌機への回転伝達のための軸とが逆回転になるように出力するものであるのに対して、引用文献は遊星ギア機構を用いている点で異なる。刊行物2には、船舶等の二重反転プロペラ機構が記載され、この刊行物2に記載の発明引用文献に適用することによって本願発明に至ることは容易想到であると認定した。

判決は、本願発明は家庭電化製品に関する技術であるのに対して、刊行物2の発明は船舶のプロペラに用いられる専門的な技術であり、技術分野が異なる。本願発明は衣類の洗浄力の向上」を解決課題とするのに対して、刊行物2は船舶等の姿勢の安定化を解決課題とするものであり、両者の解決課題は大きく隔たっている。従って、洗濯機分野では本来要求されない二重反転プロペラに関する刊行物2の記載事項を、刊行物1に適用するのは困難であると判示して、拒絶審決を取り消した。

・平成22(行ケ)10408

審決は、課題を広く捉えて類似する構成の組み合わせにより想到容易としたが、判決は、課題をより具体的に把握して、具体的な課題の差異による構成の違

い・異なる構成のそれぞれの機能の違いを認定し、技術思想が異なることや動機付けの無さを指摘して、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、本願発明においては、「前記異物捕捉体は、前記羽根車の羽根の先端部に絡み付いた異物を引っ掛けるために、前記羽根車の外周縁部に対向して前記ライナーの内周の一部から前記羽根車方向に干渉しない長さに張り出して設けられた1以上の凸部材である」のに対して、引用発明1においては、異物捕捉体は溝である点で相違する。本願発明の凸部材と引用発明2のカッターとは、異物を捕捉するための構造、機能、捕捉後の異物の動きが共通するものであるから、引用発明2のカッターは、本願発明の凸部材に相当するものということができ、引用発明1と2の組み合わせから想到容易であると認定した。

判決は、「引用発明1は、溝に異物を押し込んで捕捉し、溝内を通過させる構成を有するものであり、本願発明1とは、異物捕捉体の具体的構成及び捕捉後の異物の排出方法が異なるものである。さらに、引用発明2は、ケーシングライナーの内周にカッターを設けるものであり、当該カッターは突起形状を有するものの、あくまで異物を切断する目的で設けられた部材であって、異物を引っ掛けて捕捉することを目的として設けられた構成ではない。」「本願発明は、異物捕捉体として、引用発明1のように、異物を押し込んで排出する溝や、引用発明2のように、異物を切断して排出するカッターを設けることなく、凸部材を設けるだけで、異物を引っ掛けて捕捉し、羽根と羽根の間を通過させて排出する構成を有する点に、その技術的な特徴を有する発明である(中略)引用発明1の『溝』に換えて、引用発明2のカッターから刃を除いた『凸部材』の構成を採用することは、動機付け欠くものというほかない。」「引用発明2のカッターは、異物を引っ掛けて捕捉するためのものではなく、切断するために設けられた構成であるから、異物を切断する前段階において異物が刃に引っ掛った状態となるとしても、本願発明の凸部材とは明らかにその機能が異なるものである。」と判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成21(行ケ)10376, 平成21(行ケ)10361, 平成21(行ケ)10139)

●参考の事案

・平成 21(行ケ)10361

判決において、進歩性判断に主観や直感に基づいた判断を回避し予測可能性を高めることが要請される旨、指摘され、以下の判断手法が示されているので、参考として紹介する。

「本願発明のような平易な構成からなる発明では、判断をする者によって、評価が分かれる可能性が高いといえる。このような論点について結論を導く場合には、主観や直感に基づいた判断を回避し、予測可能性を高めることが、特に、要請される。その手法としては、従来実施されているような手法、すなわち、当該発明と出願前公知の文献に記載された発明等とを対比し、公知発明と相違する本願発明の構成が、当該発明の課題解決及び解決方法の技術的観点から、どのような意義を有するかを分析検討し、他の出願前公知文献に記載された技術を補うことによって、相違する本願発明の構成を得て、本願発明に到達することができるための論理プロセスを的確に行うことが要請されるのであって、そのような判断過程に基づいた説明が尽くせない限り、特許法 29 条 2 項の要件を充足したとの結論を導くことは許されない。審決は、本願発明と、解決課題及び解決手段の技術的な意味を異にする引用刊行物 A 記載の発明に、同様の前提に立った引用刊行物 C 記載の事項を組み合わせると本願発明の相違点に係る構成に到達することが、何故可能であるかについての説明をすることなく、この点を肯定したが、同判断は、結局のところ、主観的な観点から結論を導いたものと評価せざるを得ない。」

＜作用・機能の共通性について＞

	判決 (事件番号)
作用・機能の共通性	平成 23(行ケ)10269
	平成 22(行ケ)10405
	平成 22(行ケ)10388
	平成 22(行ケ)10345
	平成 22(行ケ)10408
	平成 22(行ケ)10357
	平成 22(行ケ)10187
	平成 21(行ケ)10080
	平成 20(行ケ)10444
	平成 20(行ケ)10121
	平成 20(行ケ)10305
	平成 20(行ケ)10166
	平成 20(行ケ)10130
	平成 19(行ケ)10238
	平成 19(行ケ)10412
	平成 19(行ケ)10095

●全体から抽出できる傾向

特許庁では、本件発明の特定事項を開示する引用例を単に組み合わせ、想到容易と認定する傾向にあり、作用機能は十分に検討されていないように思える。

裁判所では、解決課題や技術思想との関連において、作用機能が検討される傾向がある。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成 23 年(行ケ)10269

(審決) 引用発明においては、第 1 のデバイスドライバ及び第 2 のデバイスドライバの間に、リーダ・ドライバ、デコンプレッサ・ドライバ及び効果フィルタなどの他のデバイスドライバが接続されている。しかし、第 1 のデバイスドライバ及び第 2 のデバイスドライバの間に他のデバイスドライバを接続するか否かは、処理されるデータの性質により決定される設計的事項にすぎない。よって、第 1 のデバイスドライバ及び第 2 のデバイスドライバの間に他のデバイスドライバを接続しないように構成することは、当業者が適宜なし得ることにすぎない。

(判決) 引例に開示されているドライバは、電子計算機に接続された同じデバイスに対する入出力要求を処理するために階層化されたものであり、階層化されたドライバが一体となり、対応する各別のデバイス相互の関係に相当するものではないし、複数のデバイスを制御するそれぞれのデバイスドライバ相互の関係を示すものではない。引例には、複数のデバイスの間におけるデータの送受信を制御するに際し、I/O マネージャにアプリケーションプログラムからデバイスドライバへのデータの送受信を行うための共通のインターフェース手段として電子計算機を機能させる技術は開示されていない。

・平成 22(行ケ)10405

(審決) 引例 2 には、コリオリ導管 1、接続導管 11、補償シリンダ 6、及び結合リング 7 とからなるひとまとまりの組立体を形成することが記載されている。

(判決) 引例 2 においては、コリオリ導管は補償シリンダの内方に配置されるものであり、その具体的構成である構造ユニットは、温度変動並びに外方から作用する力及びモーメントに対して非感応とされている。よって、コリオリ導管 1、補償シリンダ 6、及び結合リング 7 に加えて、接続導管 11 を、組立体のようにひとまとまりのものとして扱うことはできない。

・平成 22(行ケ)10388

(審決) データ交換方式に関する技術であり、引用発明の前記無線通信媒体の負荷に従って、伝送すべきパケット信号の受信誤り率が小さい場合を、前記バスシステムの負荷に従って、伝送すべき各メッセージが前記加入者の送信意図と実行された加入者の送信プロセスとの間に経過する予め設定される待ち時間が保証できる間、とすることは当業者が容易に想到し得たものと認められる。

(判決) 引用発明における伝送すべきパケット信号の受信誤り率のしきい値を設定することは、補正後発明における伝送すべき各パケット信号の送信から受信までの待ち時間を設定することと、作用効果において相違する。

・平成 22(行ケ)10345

(審決) エンジンのコールドスタート特性を改善することを課題として圧力波機械の上流側に加熱装置を配したものであるところ、同一の技術分野に属する引用発明の排気冷却・中間加熱器が加熱装置に相当するとした。

(判決) 引例 2 に記載の発明における排気冷却・中間加熱器は、2 段式吸気を行う機関の排気系において排気間での熱交換を行うものであり、排気を外部熱源等により加熱するものではないから、本発明の加熱装置とは異なる。引例の排気冷却・中間加熱器が本願の加熱装置に相当するとの主張は、両者の機能及び作用の相違を無視するものである。

引例の排気冷却・中間加熱器は、機関からの排気熱を熱源としており、排気熱が十分でないコールドスタート特性を改善するに足りる排気温度の上昇は想定されていない。本発明の加熱装置は、圧力波機械に流入する排気を外部熱源等で加熱するものであり、コールドスタート特性を改善する。

・平成 22(行ケ)10408

(審決) 本願発明の凸部材と引用発明 2 のカッターとは、異物を捕捉するための構造、機能、捕捉後の異物の動きが共通するものであるから、引用発明 2 のカッターは、本願発明の凸部材に相当する。

(判決) 引用発明 2 のカッターは、異物を引っ掛けて捕捉するためのものではなく、切断するために設けられた構成であるから、異物を切断する前段階において異物が刃に引っ掛った状態となるとしても、本願発明の凸部材とは明らかにその機能が異なる。

・平成 21(行ケ)10080

(審決) 引用発明 1 において、使用者が装着している時、使用者の身体又は各部位のさまざまな領域の運動に順応することは、当然に要求される事項と認められるところ、そのような目的の配置として、X 字型の配設は、従来周知の技術である。

(判決) 参考例 2 に示されたサポーターが X 状になっているのは、活発に活動する関節部位の使用に適合させるためである。一方、本件補正発明のヒートセルが X 字型に隔離して配設されるのは、斜め方向の曲げに対してヒートセルが障害とならず、ねじれに追従して曲がりやすくし、身体のさまざまな領域に順応させるためであると解される。参考例 2 の X 状と本件発明の X 字型は、その意義ないし機能が本質的に異なる。

・同様の傾向を示したその他の事案

平成 22(行ケ)10408

平成 22(行ケ)10187

平成 20(行ケ)10444

平成 20(行ケ)10305

平成 20(行ケ)10130

平成 19(行ケ)10412

平成 19(行ケ)10095

●例外の事案

・平成 20(行ケ)10121

＜主引例と副引例の発明の作用機能の相違を判断した事案＞

(判決) レバーと回転軸との関係においては、回動-回動変換方式を採用している点で引用発明と本願発明は共通する。これに対して、引用発明 2 は、押し部 11 を押す直動の操作力を回転板 9 の回動に変換するとの技術的特徴を備える点において、引用発明及び本願発明と相違する。

・平成 20(行ケ)10166

＜引用発明の構成の作用機能が不明であると判示した判決＞

(判決) 本願発明の造粒方法では、凝結した水分が結合剤に粘性を生じさせ、それによって周囲の粒子が吸着する。一方、引用発明の造粒方法では、原料に含まれる水分が粒状物の形成に寄与するのか、寄与するとしてもどのような役割を果たすのかについて記載や示唆はない。

・平成 19(行ケ)10238

＜構成が相違するため、引例に特有の作用があると判断した判決＞

(判決) 引用発明は本願補正発明とは異なる上記構成を採用することにより、側溝躯体 1 側の接合面と側溝蓋 8 側の接合面との間の誤差を吸収するという発明の目的を達成している。そうすると、引用発明においては更に側溝蓋 8 の斜め移動を可能として自動調心作用を働かせる必要はなく、引用発明における微小間隙 G1 を広げて蓋板の平行移動及び斜め移動を許容するものとする動機づけは存在しない。

＜引用発明の内容中の示唆について＞

	判決 (事件番号)
引用発明の内容中の示唆	平成 23(行ケ)10171
	平成 23(行ケ)10022
	平成 23(行ケ)10021
	平成 22(行ケ)10388
	平成 22(行ケ)10237
	平成 22(行ケ)10273
	平成 22(行ケ)10187
	平成 21(行ケ)10330
	平成 20(行ケ)10468
	平成 20(行ケ)10300
	平成 20(行ケ)10205
	平成 20(行ケ)10026
	平成 21(行ケ)10257
	平成 21(行ケ)10134

●全体から抽出できる傾向

組み合わせに関する事例についての傾向

特許庁では、技術分野や作用等が共通している場合には、主引例の構成を、副引例の構成に置き換えることは容易想到と認定する傾向にある。

それに対して、裁判所では、主引例の構成を、副引例の構成に置き換えることが容易想到であるとするためには、主引例及び副引例の少なくとも一方に構成の置き換えに対する示唆や動機付けとなる記載が必要であると認定する傾向にある。

技術分野の異同に関する事例についての傾向

特許庁では、複数の引用発明の技術分野が上位概念で同じであれば技術分野同一と判断する傾向にある。

それに対して、裁判所では、各引用発明の技術分野を詳細に認定し、上位概念において技術分野が共通するような場合であっても、厳密には技術分野が異なっている場合は、それを容易想到性を否定する材料として用いる傾向にある。

数値限定発明に関する事例についての傾向

特許庁では、数値限定発明に関し、本願発明の技術思想が記載された文献が存在しない場合であっても、数値範囲の選択を設計的事項と認定する傾向がある。

それに対して、裁判所では、本願発明の技術思想が記載あるいは示唆された文献が存在しない場合は、数値範囲が普通に採用される範囲のものでない限り、数値範囲の選択を設計的事項と認定せず、容易想到性を否定する傾向にある。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成 23(行ケ)10022

(組み合わせに関する事例)

審決は、引用発明 1 の構成を引例 2 の構成に置き換えることは、両構成の作用の共通性に鑑みて容易に想到し得たと認定したが、判決は、引例 1 には、引例 2 の構成を用いる示唆がなく、引例 2 には、引例 2 の構成を引用発明 1 の技術分野に用いる示唆がないため、引用発明 1 の構成を、引例 2 の構成に置き換えることの動機付けが存在しないとして、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決：引用発明 1 のアルミ箔層、及び引例 2 記載の金属蒸着フィルムは、包装容器積層体の分野において、誘導加熱による熱を発生させる導電性材料であり、そこで発生させた熱により熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるものである点で共通する。よって、ヒートシール性に優れたものとするために、引用発明 1 におけるアルミ箔層に代えて、引例 2 の金属蒸着フィルムを適用することは、容易に想到し得た。

判決：引例 1 には、ウェブのアルミ箔層に渦電流を流し、誘導加熱により発生する熱でポリエチレンフィルム層を溶融させ、ウェブをシールすることの記載はあるが、アルミ箔以外の他の材料を用いることの示唆はない。引例 2 には、金属蒸着ポリプロピレンフィルムを高周波誘電加熱に用いることは何ら記載がない。従って、引用発明 1 において、アルミ箔に代えて、引例 2 記載の金属蒸着層を適用することの動機づけは存在しない。

(同じ傾向の判決：平成 22(行ケ)10273, 平成 22(行ケ)10187, 平成 20(行ケ)10026)

・平成 23(行ケ)10021

(技術分野の異同に関する事例 1)

審決は、認定した周知技術が、証拠に記載の発明が

属する技術分野のみならず、本願発明の属する技術分野を含めて広く周知であるとして容易想到と認定したが、判決は、証拠により認定される周知技術が、本願発明の属する技術分野に適用することについて何ら示唆がないため、本願発明の属する技術分野において周知技術であるとはいえないとした上で、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決：引用発明1において、本願優先日前周知技術を適用し、アルミ箔層に代えて、非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したものをを用いること、そして、その磁性メッキ層を形成するに際し無電解メッキ法により無電解メッキ薄膜層とすることは、当業者が容易に想到し得たことと認める。

判決：審決が周知事項・周知技術と指摘する文献はいずれも電磁加熱式調理器具などに用いられる発熱体に関するものであって、これらの文献に記載された技術的事項を、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術に適用することについては何ら示唆がなく、またアルミ箔に代えて無電解メッキ薄膜を用いることについても何ら記載がない。従って、審決が認定した周知技術は、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。

・平成22(行ケ)10237

(技術分野の異同に関する事例2)

審決は、本願発明と引用発明とが同じ技術分野に属するとした上で、引用発明から本願発明が容易想到と認定したが、判決は、両発明の技術分野を詳細に認定し、本願発明と引用発明とが異なる技術分野に属するとした上で、本願発明の容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決：(1)引用発明の「水熱反応装置」は水熱反応を行うから、本願発明の「水処理装置」と「処理装置」の点で共通する。(2)本願発明は高温高压状態で使用することは特に排除されていないから、「水熱処理」に特定された引用発明の処理装置を、「水処理」に適用することに困難性はない。

判決：(1)本願発明の「水処理装置」は水自体を処理の対象とするが、引用発明の「水熱反応装置」は、超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であって水自体は処理の対象ではない。両者は、水の役割が異なり、技術分野も異なる。(2)引用発明の耐压容器は高

温高压での使用を前提とするから、前提を変更して本願発明の圧力容器に想到する示唆はない。

・平成21(行ケ)10330

(数値限定発明に関する事例)

審決は、数値範囲の選択を設計的事項と認定したが、判決は、本願発明の技術思想が引例に記載されていない以上、数値範囲の選択が設計的事項に当たらないとした上で、本願発明の容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決：引用発明において、部材上の複数の角質層－穿刺微細突出物に物質の水溶液を塗布するに際して、部材上の複数の角質層－穿刺微細突出物に物質の水溶液が乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するように、物質の水溶性を約50mg/mlを超えるものとし、かつ物質の水溶液の粘度を500センチポアズ未満とすることも、設計的事項に過ぎない。

判決：部材上の複数の角質層－穿刺微細突出物に物質の水溶液が乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するようにするという点に着目した技術思想は、引例2に示唆はない。さらに、そのような示唆すらないのであるから、物質の水溶性並びに物質を含有する水溶液の粘度について、特定値を設定することもできない。

(同じ傾向の判決：平成20(行ケ)10300、平成20(行ケ)10205)

●参考の事案

・平成21(行ケ)10257

審決は、本願発明の作用効果を評価することなく、引用発明に周知技術を採用することにより本願発明に容易想到であるとしたが、判決は、本願発明による効果が引例に記載または示唆されておらず、当業者が予測できたものではないとして、容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決：ロッドタイプリニアモータのハウジング間に磁気シールド板を介在させると必然的に推力を向上させる構造となるから、引用発明のリニアモータを上記周知技術のロッドタイプリニアモータとすることに付随して、引用発明の磁気シールド板はリニアモータの推力を向上させることになるといえる。以上のことから、引用発明において上記周知技術を採用することにより、相違点1、2および6に係る本願発明の構成とすることは当業者が容易に想到し得たものというべきで

ある。

判決：引用文献1には、推力向上に寄与しないフラットタイプリニアモータに、ロッドタイプリニアモータを適用することの動機づけが示されているわけではなく、また磁気シールド板が推力向上の効果が生じることを予測できることが示されているわけではない。のみならず、…推力を減少させる方向で作用していた磁気シールド板が、逆に推力を向上させる方向で作用することを当業者において予測できたことを認めるに足りる記載又は示唆はない。そうすると、ロッドタイプリニアモータが周知の技術であったか否かにかかわらず、引用例1には、ロッドタイプリニアモータを適用する示唆等が何ら記載されていない以上、当業者が、周知技術を適用することにより、相違点1, 2および6に係る本願発明の構成とすることを容易に想到し得たものであるということとはできない。

・平成21(行ケ)10134

審決は、用途発明に関し、引用発明において得られる効果から、引用発明においても本願発明の効果が得られることは自明であり、引用発明を本願発明の技術分野に適用することは容易想到であると認定したが、判決は、引例に本願発明の技術分野や効果について記載や示唆がないとした上で、本願発明の容易想到性を否定した。

審決および判決の要旨は、以下のとおりである。

審決：酸化防止剤が、活性酸素又はフリーラジカルの作用を消去又は減弱させることは自明であるから、引用発明1の酸化防止剤を「活性酸素によって誘発される」疾患に対して有効であると規定することは、適宜なし得る。

判決：引用発明1は、防錆剤や食品等の酸化防止剤についての発明であり、活性酸素によって誘発される生活習慣病について記載や示唆していない。他の引用発明2及び3も同様。

5. 第3分類について

(1) 第3分類では、最適材料の選択や設計変更、周知・慣用技術、阻害要因が争点となった判決を集め、各判決に共通する或いは関連する傾向があるか否か検証した。

(2) 検証に際しては、各判決を「設計変更」と「周知・慣用技術」と「阻害要因」とに分類した。分類毎の検証結果は以下のとおりである。

＜設計変更について＞

	判決(事件番号)
設計事項	平成23(行ケ)10214
	平成23(行ケ)10171
	平成21(行ケ)10330
	平成21(行ケ)10289
	平成19(行ケ)10238

●全体から抽出できる傾向

①対象発明の要旨、②対象発明が特定の構成を採用している目的、③引用発明が特定の構成を採用している目的等について、特許庁はこれらを抽象的に認定することにより、対象発明と引用発明との間の相違点を実質的に認定せず、両者の相違点を設計事項として進歩性を否定する傾向にある。

これに対し、裁判所は、これらを証拠に基づいて具体的且つ詳細に認定し、両者の相違点は実質的なものであり単なる設計事項ではないと判断して進歩性を肯定する傾向にある。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成23(行ケ)10171

審決は、印加エネルギーの制御の内容について抽象的に認定したが、判決は、印加エネルギーの制御の内容について具体的に検討し、設計事項であるかを判断した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、引用発明1のサーマルプリンタのプリントヘッドについて、入力エネルギーを計算するための等式としてどのようなものを用いるかは、当業者が計算効率等を考慮して適宜決定すべき設計事項であるとした。

判決は、「プリントヘッド要素の現在の温度を修正することは、引用例1及び2には開示されておらず、入力エネルギーを計算する際に計算効率を向上するためにプリントヘッド要素の現在の温度を修正することが技術常識であるとすべき根拠も見当たらないから、プリントヘッドの現在の温度Taを修正して入力エネルギーを計算することが、当業者が適宜設計し得るものであるということとはできない」と判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成23(行ケ)10214)

・平成21(行ケ)10289

判決は、(審決と異なり、)本願発明が特定の構成要件を採用する意義(目的/効果)を考慮して設計事項であるかを判断した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、「前記サンプル上の前記焦点から前記光学部品へ向う前記蛍光 X 線が前記光学部品にほとんど全て当たり」との事項は、本願明細書に直接の記載がなく、「二重湾曲回折光学部品」の一般的特性として任意に設計できる範囲の事項というべきであり、特段の技術的意義を見出すことができないとした。

判決は、「『前記蛍光 X 線』は X 線放射源からの X 線放射を集光して当該 X 線放射をサンプル上の焦点に集束させることで、サンプルの分析物を刺激して発生したものであるということが出来るから、『前記サンプル上の前記焦点から前記光学部品へ向う前記蛍光 X 線が前記光学部品にほとんど全て当たり』という構成は、単に、二重湾曲単色光学部品が発揮する機能を一般的に記載したにすぎないと解するのは妥当といえない」と判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成 21(行ケ)10330)

・平成 19(行ケ)10238

判決は、(審決と異なり、) 引用発明が特定の構成要件を採用している目的を考慮して、設計事項でない判断した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、「蓋板が、本体ブロックの側壁内面との間に間隙を備えた状態で幅方向に平行移動及び斜め移動可能となるようにすること…も、蓋板や本体ブロックが有する成形制度や線接触部分の耐圧力などを考慮して当業者が、適宜採用し得る設計的事項である…。…接合面の傾斜角をどのような値にするかについても、適宜選択される事項である」とした。

判決は、引用発明は、本願補正後発明と異なる構成を採用することにより、発明の目的を達成しているから、引用発明において更に本願補正後発明のような構成を採用する動機づけは存在しないと判示して、拒絶審決を取り消した。

〈周知・慣用技術について〉

	判決 (事件番号)
周知・慣用技術	平成 23(行ケ)10214
	平成 23(行ケ)10139
	平成 23(行ケ)10021
	平成 22(行ケ)10329
	平成 21(行ケ)10366
	平成 21(行ケ)10376
	平成 21(行ケ)10080
	平成 20(行ケ)10209
	平成 20(行ケ)10026
	平成 20(行ケ)10121

●全体から抽出できる傾向

①周知技術の構成自体、②周知技術が認められる範囲、③引用発明の技術分野について、特許庁はこれらを抽象的に認定することにより、引用発明に周知技術を組み合わせる論理で簡単に進歩性を否定する傾向にある。

これに対し、裁判所は、これらを証拠に基づいて具体的且つ詳細に認定し、組み合わせの動機付けを問題とした上で、進歩性を肯定する傾向にある。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成 20(行ケ)10209

判決は、(審決と異なり、)「引用発明においては、金属薄膜がマスク基板の粗いマスクパターンに密着し固定されているため、」金属薄膜に外周縁へ向かう均一な張力をかけることができるとは認められない」と、周知技術の引用発明への適用の容易想到性を具体的且つ詳細に検討して認定した。

(同じ傾向の判決：平成 20(行ケ)10026)

・平成 23(行ケ)10214

審決は、周知技術として認められる範囲を抽象的に認定したが、判決はこれを具体的に検討し、対象発明の要旨の周知性を否定した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、「印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するサーマルプリンタは、本件出願の優先権主張日前に周知であった」とした。

判決は、周知例の「補正は印刷媒体の温度に基づいて補正されるべきエネルギーを計算するものであって、プリントヘッド要素の現在の温度を予測するのに際して印刷媒体の温度を考慮することは何ら記載も示唆もされていない。」と判示して、拒絶審決を取り消した。(同じ傾向の判決：平成 21(行ケ)10376, 平成 21(行ケ)10080, 平成 21(行ケ)10366)

・平成 23(行ケ)10021

審決は、引用発明が属する技術分野を具体的に認定しなかったものの、判決は、技術分野を具体的に認定した上で、当該技術分野における周知性を否定した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、高周波誘導加熱の発熱体となる導電性層として無電解メッキを含めたメッキ層を用いることは周知であるとした。

判決は、「高周波誘導加熱するための高周波磁束に

より渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、『アルミ箔層』に代えて、『非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したもの』を置換することは、引用発明1の属するところの紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。」と判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成23(行ケ)10139, 平成22(行ケ)10329)

●参考の事案

・平成20(行ケ)10121

審決は本願発明の容易想到性に関し、「引用発明2に着目した実質的な検討及び判断をしていない」から、審判手続において出願人に意見を述べる機会を与えた上で審決で改めて本願発明の容易想到性について判断すべきである旨が判示された。

＜阻害要因について＞

阻害要因	判決(事件番号)
	平成23(行ケ)10237
	平成22(行ケ)10407
	平成23(行ケ)10022
	平成22(行ケ)10235
	平成23(行ケ)10056
	平成22(行ケ)10351
	平成22(行ケ)10345
	平成22(行ケ)10357
	平成22(行ケ)10184
	平成21(行ケ)10144
	平成21(行ケ)10179
	平成21(行ケ)10081
	平成20(行ケ)10431
	平成20(行ケ)10209
	平成19(行ケ)10095

●全体から抽出できる傾向

①引用発明の意義, ②具体的構成, ③作用, ④目的/課題, ⑤前提, ⑥引用発明が引用した従来技術, ⑦出願日当時の技術常識, ⑧引用発明と対象発明との相違点の認定において、特許庁はこれらを抽象的に認定することにより、阻害要因を否定し、進歩性を否定する傾向にある。

これに対し、裁判所は、これらを証拠に基づいて具体的且つ詳細に認定し、阻害要因を肯定し、進歩性を肯定する傾向にある。

●傾向に沿った判断をした事案

・平成23(行ケ)10022

審決は、引用例の材料を「誘導加熱による熱を発生させる導電性材料」と認定し、引用例2の「低温シール性」を「熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるためのもの」として、引用発明の材料及び意義を抽象的に認定した。

判決は、引用例1の材料が「アルミ箔」であること、引用例2に記載されている「低温シール性」の具体的な意義を分析して、引用発明の材料及び意義を詳細且つ具体的に設定した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、「引用発明1のアルミ箔層と、引用例2記載の上記金属蒸着フィルムとは、共に、流動性食品等の包装容器用積層体の分野において、誘導加熱による熱を発生させる導電性材料であり、そこで発生させた熱により熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるためのものである点で共通する」とした。

判決は、「引用発明1には、ウェブのアルミ箔に渦電流を流すことで、誘導加熱による熱を発生させ、この熱でポリエチレンフィルム層を溶融させてウェブを横シールすることは記載されているものの、ウェブのアルミ箔層に代えて、他の材料を使用することに関する記載や示唆を見出すことはできない」とした上で、さらに引用発明1においてアルミ箔層に代えて、他の材料を使用することにはむしろ阻害要因があるとし、また、引用例2には、「金属蒸着フィルム」に渦電流を流すことや、誘導加熱による熱でシールすることは記載されておらず、引用例2に記載されている「低温シール性」に優れるとは、ヒートシールする温度が従来よりも「低温」であっても「シール性」に優れることであると判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成23(行ケ)10056, 平成22(行ケ)10351, 平成21(行ケ)10179)

・平成20(行ケ)10431

判決は、(審決と異なり,)引用発明のコイルが直線であるからインピーダンスが問題とならないのに対し、周知例のコイルは渦巻状であることからインピーダンスが問題となることを指摘して、引用発明及び周知例のコイルの形状及び形状に付随する問題点を具体的に検討した。

(同じ傾向の判決：平成20(行ケ)10209)

・平成 22(行ケ)10345

判決は、(審決と異なり,)引用例に記載の「排気冷却・中間加熱器」を、ガスタービンの上下流の各排気間で常に加熱と冷却を伴う一体不可分の熱交換を行う装置と認定し、本願の「加熱装置」に相当しないとした。

審決は引用発明に含まれる構成の一つの作用を取り上げて判断したが、判決はその構成の作用を全体として具体的に検討した。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、圧力波機械付きの内燃機関に関する。同一の技術分野に属する引用例 2 に記載の発明における「排気冷却・中間加熱器」が本件補正発明においてエンジンのコールド・スタート特性を改善することを課題として設けられた「加熱装置」に相当する旨を認定し、本件補正発明が採用する圧力波機械の上流側に「加熱装置」を配置する構成を採用することに格別の困難性はないとした。

判決は、「引用例 1 に記載の発明は、圧力波機械を冷却する可能性を内包しており、引用例 2 に記載の発明は、熱交換により圧力波機械を含む過給機に流入する排気を冷却するものでもあるから、圧力波機械に流入する排気を加熱する構成を採用する上では、いずれも阻害事由がある」と判示して、拒絶審決を取り消した。(同じ傾向の判決：平成 22(行ケ)10407)

・平成 19(行ケ)10095

審決は、相違点の判断に際して、技術的意義及び周知技術を抽象的に認定して適用した。判決は、「光反射層の後方側から光を照射した場合には、前方からはこの光を観察し得ない」という欠陥を是正するとした引用発明の課題及び構成を具体的に検討して阻害要因等を認定した。

判決は、「引用発明の光透過部分を本願発明の着色バインダー層のように蛍光色を典型とする目立つ色で着色し、光透過性でないものにすることは、引用発明の必須の構成である光透過部分の光透過性を喪失させることにほかならないから、相違点 1 の構成を引用発明から容易想到ということではできない」。相違点 2 に関して、光反射層は光反射層の色(銀色)ないし光線の色であり、光透過部分は透明というものであるが、これら光反射層ないし光透過部分の形状は極めて微細で、しかも一様な分布を有するものであるから、これを観察する者が通常の照明下において光反射層と光透過部分の再帰反射度ないし色を異なるものとして認識

することは不可能といわざるを得ないと判示して、拒絶審決を取り消した。

(同じ傾向の判決：平成 22(行ケ)10357)

・平成 21(行ケ)10081

審決は、デジタル情報を利用者に提供する場合、ネットワークや CD-ROM 等の任意の経路を用いることが周知であるとしたが、判決は、引用発明の前提を具体的に且つ詳細に検討し、容易に想到し得たということではできないとした。

審決及び判決の要旨は、以下のとおりである。

審決は、「基本部分を含む記録媒体は利用者端末側に配置され、拡張部分を含む記録媒体は通信回路網の伝送ラインを介してリンクされている本願発明の構成を採用することは、当業者が格別の困難性なく想到し得たことである」とした。

判決は、「引用発明は、利用者側の複合器がスケーラビリティ機能を持たないことを前提としており、基本ビットストリームと付加ビットストリームを含む記録媒体が更新処理器側に配置されていることは必須の構成であるから、基本ビットストリーム(基本部分)と付加ビットストリーム(補足部分)とがそれぞれ別の記録媒体に蓄積されていたとしても、利用者側に更新処理器(本願発明の併合手段に相当)を配置することやその一方を利用者側に配置し他方を通信ネットワーク(本願発明の伝送ラインに相当)を通じて利用者側にリンクする構成とすることは排除されている」と判示して、拒絶審決を取り消した。

・平成 22(行ケ)10184

審決は、引用文献がその先行発明に記載していることから螺着という方法を周知技術としたが、判決は、引用例 1 において螺着という方法を積極的に排除していることで、阻害要因があるとした。

・平成 21(行ケ)10144

判決は、(審決と異なり,)自律神経系の作用と中枢神経系の作用とを区別した上で、前者の技術を後者の技術に適用することは阻害要因があるとした。

審決が両者を抽象的にリラックス作用として一括りにしたのに対し、判決は、リラックス作用を得るための技術が神経系ごとに異なることを具体的に検討した。

判決は、「自律神経系の作用と中枢神経系の作用は区別して認識されるのが技術常識であり、証拠を総合するも、自律神経系に作用する食品等が、当然に中枢神経系にも作用するという技術的知見があることを認

めることはできない。そうすると、自律神経系に作用する引用例1発明は中枢神経系に作用する引用例2発明とは技術分野を異にする発明であることから、…阻害要因がある」と判示して、拒絶審決を取り消した。

・平成23(行ケ)10237

審決は、引用発明にある隙間を適切な範囲に設定することの容易想到性を問題とした。

判決は、「引用発明のガスケットと可動側板の構成を、可動側板の溝の低圧側側面と底面がなす曲面状の隅部にまで作動液が侵入して可動側板の圧力バランスをとることができるよう、ガスケットと可動側板との間の隙間が上記の曲面状の部位（Rをとっている部位）にまで及ぶように改めること」の容易想到性を問題として、容易想到性の検討対象を詳細且つ具体的に設定した。

●参考の事案

・平成20(行ケ)10205

判決は、阻害要因になるとまでは直ちにいうことができないと判示しながらも、0.10mmより小さくした場合に十分な導電性と機械的強度が得られることの教示ないし示唆の存在を必要とするとして、動機付けの有無を詳細に検討した。

具体的には、判決は、「引用発明が採用した…径が

0.1mmに満たない小さな凝集体が一定以上の割合（50重量%以上）を占めることを、十分な導電性及び機械的強度を確保するという観点から排除しているものといえることができる。したがって、引用文献2（甲2）には、炭素フィブリルの凝集体の実質的全部について径の大きさを0.10mm（100 μm）よりも小さいものとするための動機付けは存在しない」と判示して、拒絶審決を取り消した。

6. 最後に

以上のように、第1～第3分類において、それぞれの傾向を見出すことができた。しかしながら、今回検討した案件は、「争点が進歩性であること」「拒絶審決の審決取消訴訟で審決が取り消された案件であること」という条件を満たす案件のみであるから偏りがある。そのため、上記見出した各傾向は、1つの側面から検討した結果見出される傾向であるに過ぎない。従って、今後、他の条件で絞り込んだ案件を精査し、他の側面から如何なる傾向を見出すことができるか、更に検討を行う必要がある。

以上
(原稿受領 2013. 9. 11)

第1分類 (本願発明の認定, 引用発明の認定)			
事件番号	審決	判決	評価
平成 23(行ケ)10269 審決 (拒絶) 取消	オペレーティングシステムにおいて、アプリケーションプログラムなどのクライアントプロセスとのインターフェース手段、第1のドライバとのインターフェース手段及び第2のドライバとのインターフェース手段を有し、クライアントプロセスからの入出力要求を受け取ると、ドライバにその入出力要求を渡し、ドライバが処理した結果を受け取り、その結果をクライアントプロセスへ戻すという制御を行い、また、ドライバ間の通信制御を行う、カーネルモードで動作するI/Oマネージャは、例えば、甲2、甲3、甲4に記載されているように周知である。そして、上記周知技術のI/Oマネージャは、本願発明の電子計算機用インターフェースドライバプログラムに相当する。	これらの文献 (甲2, 甲3, 甲4) には、カーネルモードで動作するファームウェアシステムドライバ、中間ドライバ、デバイスドライバが階層を形成し、I/Oマネージャが、それら階層化されたドライバ間のデータの受渡しを仲介する技術が開示されているもの、そこで示されるドライバは、電子計算機に接続された同じデバイスに対する入出力要求を処理するために階層化されているものであり、このような階層化されたドライバが一体となって対応する各別のデバイス相互の関係に相当するものではないし、さらにその複数のデバイスを制御するそれぞれのデバイスドライバ相互の関係を示すものではない。これらの文献には、複数のデバイス間におけるデータの送受信を制御するに際し、I/Oマネージャにアプリケーションプログラムからデバイスドライバへのデータの送受信を行うための共通のインターフェース手段として電子計算機を機能させる技術は開示されていない。	・引用発明の認定について 特許庁は、オペレーティングシステムにおいて、アプリケーションプログラムなどのクライアントプロセスとのインターフェース手段、第1のドライバとのインターフェース手段及び第2のドライバとのインターフェース手段を有し、クライアントプロセスからの入出力要求を受け取ると、ドライバにその入出力要求を渡し、ドライバが処理した結果を受け取り、その結果をクライアントプロセスへ戻すという制御を行い、また、ドライバ間の通信制御を行う、カーネルモードで動作するI/Oマネージャは周知 (甲2, 甲3, 甲4) であり、これら周知のI/Oマネージャは、本願発明の電子計算機用インターフェースドライバプログラムに相当するとしたが、裁判所は、これらの文献には、複数のデバイス間におけるデータの送受信を制御するに際し、I/Oマネージャにアプリケーションプログラムからデバイスドライバへのデータの送受信を行うための共通のインターフェース手段として電子計算機を機能させる技術は開示されていないと判断した。
平成 23(行ケ)10214 審決 (拒絶) 取消	引用発明において、印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するとともに、印刷媒体の温度 T_m を含むように拡張した等式 $E = G(d) + S(d)Ta'$ (ただし、 $Ta' = Ta + f(T_m)$ 、 f : 実験等で定める関数である。) を用いて、プリントヘッド要素に供給する入力エネルギーを計算することは、当業者が容易に想到し得た	引用例には、周囲温度及びプリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギーに基づいてプリントヘッド要素の現在の温度を予測するという引用発明を上位概念化して捉えることを着想させるような記載はない	・主引用発明について 特許庁は、印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するとともに、印刷媒体の温度をも含むようにプリントヘッド要素に供給する入力エネルギーを計算することは、当業者が容易に想到し得た、としたが、裁判所は、引用例には、周囲温度及びプリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギーに基づいてプリントヘッド要素の現在の温度を予測するという引用発明を上位概念化して捉えることを着想させるような記載はない、とした。 ・特許庁は技術常識を参酌し、引用発明を広く捉えているが、裁判所は課題を重視して、引用発明を狭く捉えている。
平成 23(行ケ)10152 審決 (拒絶) 取消	刊行物1の記載は、アクリル酸系誘導体が少なくとも約2000の重量平均分子量を有するのではなく、各塩素化ポリオレフィンにグラフトしたグラフト基の総分子量の平均が少なくとも2000であることを意味するものと解すべき	刊行物1の記載から、引用発明は、塩素化ポリオレフィンに無水マレイン酸のみをグラフト化しても、少なくとも約2000の重量平均分子量を有する高い重合度のグラフト鎖が形成されるとは考え難く、酸価のカルボキシル基を与えるエチレン性の不飽和のカルボン酸またはその無水物 (共重合成分 X) の例として無水マレイン酸があげられているとしても、刊行物1に接した当業者が、塩素化ポリオレフィンに無水マレイン酸のみをグラフト化して、少なくとも約2000の重量平均分子量を有するグラフト鎖が形成できると考えるとは認め難い	審決が引用発明を広く認定したのに対して、裁判所は、当業者の技術常識を参酌して引用発明を狭く認定し、刊行物1に接した当業者が、塩素化ポリオレフィンに無水マレイン酸のみをグラフト化して、少なくとも約2000の重量平均分子量を有するグラフト鎖が形成できると考えるとは認め難いとした。
平成 23(行ケ)10142 審決 (拒絶) 取消	引用発明は、内部加熱により焼芋等の風味が著しく損なわれるという課題を解消するため、内部加熱するマイクロ波を減らすというものである。他方、引用刊行物2の段落【0009】、【0010】、【0013】、【0020】に	引用発明は、調理品等の味が損なわれるのを防止するためフェライト材とセラミック材とが併存するように被調理物加熱層14を構成し、マイクロ波の外部加熱と赤外線誘電加熱とを併用加熱することによって、課題を解決す	特許庁の引用発明等の認定と、裁判所の引用発明等の認定は、解決手段の認定において大きく異なっている。 すなわち、特許庁は、引用発明について、内部加熱により焼芋等の風味が著しく損なわれるという課題を解消するため、内部加熱するマイクロ波を減らすというものであるとし、

	<p>は、マイクロ波が直接食品に照射されると癌の原因因子が生成されたり、均一な温度による解凍又は加熱が困難となることによる調理品の味覚を低下させるという課題を解決するために、マイクロ波を遮断してマイクロ波が直接当たらないようにすること、及びそのときソフトフェライトシートによる加熱容器の内部や表面に付着した磁性体をマイクロ波で加熱してその輻射熱で解凍又は加熱すること、が示唆されているといえる。そうすると、引用発明と引用刊行物2に記載の事項とは、マイクロ波が直接照射されることによって調理品(芋等)の味覚(風味)が損なわれることを防止するという課題において共通する。</p>	<p>るものであるのに対して、引用刊行物2記載の技術は、素材に対し、均一な温度による解凍又は加熱を実現するため、マイクロ波を対象物に直接照射させないようにアルミ箔などで遮断して、外部加熱のみによって素材を加熱するものである。すなわち、引用発明は、素材を内外から加熱することに発明の特徴があるのに対して、引用刊行物2記載の技術は、マイクロ波の素材への直接照射を遮断することに発明の特徴があり、両発明は、解決課題及び解決手段において、大きく異なる。</p>	<p>引用刊行物2に関して、均一な温度による解凍又は加熱が困難となることによる調理品の味覚を低下させるという課題を解決するために、マイクロ波を遮断してマイクロ波が直接当たらないようにすると認定。これに対して、裁判所は、引用発明は、調理品等の味覚が損なわれるのを防止するためフェライト材とセラミック材とが併存するように被調理物加熱層14を構成し、マイクロ波の外部加熱と赤外線の誘電加熱とを併用加熱するというものであり、引用刊行物2記載の技術は、素材に対し、均一な温度による解凍又は加熱を実現するため、マイクロ波を対象物に直接照射させないようにアルミ箔などで遮断して、外部加熱のみによって素材を加熱するものであるとした。</p> <p>特許庁は課題に対応する解決手段を具体的な一構成で捉えているのに対して、裁判所は一構成として捉えるのではなく全体としての思想として捉えていると言える。</p>
<p>平成22(行ケ)10407 審決(拒絶)取消</p>	<p>引用発明を送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を0から100%の前記範囲内の所望値に設定するステップを含む方法と認定</p>	<p>引用発明を風力発電施設の全出力電力を送電網の最大許容送電量とするために、風力発電施設が送電網の最大許容送電量よりも高い全出力電力が出せるようにした上で、個々の風力発電設備の出力電力を定格出力電力の0から100%の範囲内で調整するという構成を備えた風力発電施設の運転方法と認定し、引用発明と本願発明とは、解決課題において、相違する。また、両者は、課題解決手段において相違する。</p>	<p>・主引用発明の認定について ・特許庁は、風力発電施設全体の出力電力を0から100%の前記範囲内の所望値に設定すると解釈したが、裁判所は、引用発明が個々の風力発電設備の出力電力を定格出力電力の0から100%の範囲内で調整すると認定して、解決課題及び解決手段が相違する、と判断した。</p>
<p>平成23(行ケ)10140 審決(拒絶)取消</p>	<p>特定事項(イ)の高温炉の温度は、酸化錫導電膜(ITO)を製作する場合は560℃、その他、製膜材料の種類に応じて、上は1200℃、下は200℃(同段落【0004】)とされており、本願明細書には記載されていないが、技術常識に照らせば、上記高温炉はこれらの所定温度とすべく何らかの制御がなされていると推認される。</p> <p>本願発明の高温炉につき 本願明細書(乙4)には、霧粒は高温炉の壁に接触して高温の超微粒子と高温の水蒸気あるいは溶剤のガスとなります。(段落【0003】)、高温炉の壁に接触させて高温の超微粒子が得られるのであります。(同段落【0004】)と記載されているものの、原告が主張するような原子レベルの原子、分子単体を作ることを示す記載はなく、霧粒を高温炉の壁に接触させるための指針となるような説明は一切ない。</p>	<p>本願明細書(乙4)には前記(1)アのとりの記載があり、段落【0003】、【0004】、【0006】等の記載からすれば、本願発明1の高温炉においては、超微粒子を含んだ霧粒が高温炉の壁に接触することによって、高温の超微粒子と高温の水蒸気(又は溶剤)に分解するように、炉自体が、超微粒子化合物が分解する温度より低く、また超微粒子と水(溶剤)が分離する温度以上の温度範囲の温度に加熱されるものと認められる。</p> <p>一方、引用発明(乙1)は、審決が認定するとおり、前記霧をベクターガスにより、導管を通じてチャンパー内のプレートの誘電体表面へ運び、前記チャンパーでは、誘電体表面を約380℃から430℃の温度へ上昇させたプレートに霧が接近するにつれて溶媒が蒸発し、マグネシウムの有機金属化合物を熱分解させてプレートの表面に多結晶化された酸化マグネシウムの付着層を生じさせるものであって、プレートは加熱されているものの、チャンパー自体が加熱されるものではない。また、引用発明の明細書(乙1)及び図面において、チャンパー自体が加熱されることや、霧がチャンパーの壁に接触して分解されることは記載されていない。</p> <p>そうすると、それ自体が加熱され</p>	<p>本事案では、特許庁及び裁判所はいずれも請求項に記載された高温炉の意義を明細書の記載に基づき解釈して引用発明と対比したが、技術的な意義の解釈において差異があり、結果として判断が分かれた。</p> <p>すなわち、特許庁は、発明の詳細な説明の記載及び技術常識を参酌して、(i)高温炉の温度は、何らかの制御がなされていると推認される。とし、(ii)本願明細書に、霧粒は高温炉の壁に接触して高温の超微粒子と高温の水蒸気あるいは溶剤のガスとなります。(段落【0003】)、高温炉の壁に接触させて高温の超微粒子が得られるのであります。(同段落【0004】)と記載されているとした上で、原子レベルの原子、分子単体を作ること示す記載はなく、霧粒を高温炉の壁に接触させるための指針となるような説明は一切ないとして、本願発明1の高温炉は原子レベルの原子、分子単体を作る機能を有していないと認定した。</p> <p>これに対して、裁判所は、発明の詳細な説明の記載を参酌して、本願発明1の高温炉においては、超微粒子を含んだ霧粒が高温炉の壁に接触することによって、高温の超微粒子と高温の水蒸気(又は溶剤)に分解するように、炉自体が、超微粒子化合物が分解する温度より低く、また超微粒子と水(溶剤)が分離する温</p>

		<p>ていない引用発明（乙1）のチャンパーは、炉自体が、超微粒子化合物が分解する温度より低く、また超微粒子と水（溶剤）が分離する温度以上の温度範囲の温度に加熱される本願発明1の高温炉に相当するとはいえない。</p>	<p>度以上の温度範囲の温度に加熱されるものと認められる。とし、本願発明1の高温炉が霧粒を接触させて熱分解する機能を有すると認定した。ただし、裁判所は原子レベルの原子、分子単体を作る機能までは認定していない。</p> <p>本願明細書の記載を参酌して高温炉という用語を解釈することを是とするのであれば、裁判所の判断は首肯し得る。</p> <p>しかしながら、本願請求項の記載をみたとき、請求項1記載の高温炉を詳細な説明を参酌して機能まで解釈することにはやや疑問が残る。審査又は審判段階で請求項の高温炉についてももう少し具体的に特定させる必要があったように思われる。また、そのような働きかけがあったにも拘わらず、従わずに拒絶査定になったのかもしれない。</p>
<p>平成 23(行ケ)10022 審決（拒絶）取消</p>	<p>引用例2の『金属蒸着フィルム』は、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層といえ、これは、従来知られていた『導電性等を付与するため』『金属・・を蒸着したプラスチックフィルム』（摘示2b）を、『低温シール性・・に優れ』（摘示2d）るようにしたもの、すなわち低温でのヒートシール性に優れるようにしたものであり、導電材料であるこの『金属蒸着フィルム』（にうず電流を流すこと）によって発生する熱である誘導加熱による熱でシールするもので、低温でのヒートシール性に優れたものといえる（審決10頁12行～19行）と判断</p>	<p>引用例2には、ポリプロピレン（A）からなるフィルム表面に、金属（B1）または金属酸化物（B2）の蒸着薄膜が形成されている金属蒸着ポリプロピレンフィルムが記載されており、この金属蒸着ポリプロピレンフィルムは、基材フィルムに金属の蒸着薄膜が形成された金属蒸着層であって、低温シール性及び耐ブロッキング性に優れている技術的事項が記載されているものの、金属蒸着ポリプロピレンフィルムを高周波誘電加熱に用いることについては何ら記載されていない。引用例2には、金属蒸着フィルムに渦電流を流すことや、誘導加熱による熱でシールすることは記載されていない。そして、引用例2に記載されている低温シール性とは、段落【0031】及び【0032】の記載からみて、基材フィルムのポリプロピレンをメタロセン系オレフィン重合用触媒を用いて調製したことによって、低分子領域の成分含有率が少なくなり、低分子領域成分のブリードアウトが低減されたことに基づく性質である。</p>	<p>審決は、包装容器、包装材料の技術分野全般でみても、高周波誘導加熱により発熱する導電性層として金属蒸着層を用いることは、乙2文献及び乙3文献の記載からも明らかのように、金属箔や無電解メッキ膜を用いることと同様、本願前、技術常識であったことを前提として引用発明を認定したのに対して、裁判所は、引用例2の記載をもとに低温シール性を基材フィルムの性質に基づくものであるとした。</p>
<p>平成 22(行ケ)10405 審決（拒絶）取消</p>	<p>補償シリンダ6及び結合リング7に、コリオリ導管1及び接続導管11を結合し、コリオリ導管1、接続導管11、補償シリンダ6及び結合リング7とから成る組立体を形成することが記載されている</p>	<p>引用刊行物2は、温度変動並びに外方から作用する力及びモーメントが、誤測定や機械的損傷を惹き起こすことのないようにすることをを解決課題とし、課題解決の方法として、コリオリ導管及び補償シリンダからなる構造ユニットは、温度変動並びに外方から作用する力及びモーメントに対して非感応とされており、引用発明2の重要な構成と位置付けられている。そうだとすると、コリオリ導管1、補償シリンダ6及び結合リング7に加えて、接続導管11も含めて、組立体のようにひとまとまりのものとして取扱うことはできない。</p>	<p>・主引用発明について 特許庁は、引用刊行物について、チタン又はチタン合金で形成され、一体状に構成されているコリオリ導管1及び接続導管11を有するコリオリ式質量流量計の製造方法が開示され、コリオリ導管1、補償シリンダ6及び結合リング7に、接続導管11も含めて組立体とし、組立体の各端部を受容シリンダ8に取り付けることが開示されていると認定したが、裁判所は、コリオリ導管及び補償シリンダからなる構造ユニットは、温度変動並びに外方から作用する力及びモーメントに対して非感応とされており、引用発明2の重要な構成と位置付けられているから、コリオリ導管1、補償シリンダ6及び結合リング7に加えて、接続導管11も含めて、組立体のようにひとまとまりのものとして取扱うことはできない、とした。</p> <p>・特許庁は技術常識を参酌し、引用発明を広く捉えているが、裁判所は</p>

			課題を重視して、引用発明を狭く捉えている。
平成 23(行ケ)10048 審決(拒絶)取消	<p>本願発明と引用発明とは、前記撮影処理が終了した後の編集処理中、前記表示手段に設けられる複数の表示領域のうち、前記編集対象の画像と前記操作画像のいずれの画像も表示していない表示領域に、前記編集処理が終了した後に行われる、前記編集処理とは別の処理としての前記編集対象の画像の処理に関する選択操作を行う画面を、他の前記表示領域に前記編集対象の画像もしくは前記操作画像を表示させることと並行して表示させる表示制御手段とを備える画像印刷装置である点で一致する。</p> <p>本願発明と引用発明とは、編集処理が終了した後に行われる、編集処理とは別の処理としての編集対象の画像の印刷処理に関する選択操作を行う画面を、他の表示領域に編集対象の画像もしくは操作画像を表示させることと並行して表示させるものであるのに対して、引用発明は、編集処理が終了した後に行われる、編集処理とは別の処理としての編集対象の画像の印刷処理に関する選択操作の画面ではなく、画像の削除の処理に関する選択操作の画面である点で相違する。</p>	<p>引用発明において、撮影開始ボタンが操作されてから(ステップ S5)、撮影終了ボタンが操作されるまで(ステップ S13)の一連の処理が、本件補正発明の撮影処理に相当し、撮影終了ボタンが操作された後、操作パネルに落書き画面を表示して、選択された処理を実行する処理(ステップ S14)が、本件補正発明の編集処理に相当するものであると認められるのが相当である。</p> <p>引用発明の上記調整ボタン等は、撮影処理中に表示される画像であり、他方、本件補正発明の編集対象の画像に施す編集を指示するとき操作される操作画像は、編集処理中に表示される画像であって、両者は異なる処理中に表示される画像であるから、引用発明の上記調整ボタン等は、本件補正発明の編集対象の画像に施す編集を指示するとき操作される操作画像に相当するということはできない。</p> <p>引用発明の操作パネル(13-1)に表示される上記調整ボタン等は、撮影処理中に表示される画像である。他方、上記(2)、(3)のとおり、本件補正発明の撮影処理によって撮影された画像の中から選択された編集対象の画像及び編集対象の画像に施す編集を指示するとき操作される操作画像は、いずれも編集処理中に表示される画像である。以上によれば、引用発明の操作パネル(13-1)には、本件補正発明の編集対象の画像と操作画像に相当する画像が表示されているということとはできない・・・(略)</p>	<p>・主引用発明の認定について 特許庁は、引用発明において、操作パネルに選択された撮影画像とともに表示される調整ボタン、写真風ボタン、シール風ボタン、表示切換ボタンが、本件補正発明の編集対象の画像に施す編集を指示するとき操作される操作画像に相当すると認定したが、裁判所は、撮影開始ボタンが操作されてから、撮影終了ボタンが操作されるまでの一連の処理が、本件補正発明の撮影処理に相当し、撮影終了ボタンが操作された後、操作パネルに落書き画面を表示して、選択された処理を実行する処理が、本件補正発明の編集処理に相当するものであると認められるのが相当であるとし、上記調整ボタン等は、撮影処理中に表示される画像であり、本件補正発明の編集対象の画像に施す編集を指示するとき操作される操作画像であって、両者は異なる処理中に表示される画像であるから、引用発明の上記調整ボタン等は、本件補正発明の編集対象の画像に施す編集を指示するとき操作される操作画像に相当するということとはできない、と判断した。</p>
平成 22(行ケ)10235 審決(拒絶)取消	<p>引用発明を、縦方向(長手方向)に延伸して偏光フィルムを作製し、横方向(幅方向)に延伸して位相差フィルムを作製し、両フィルムを積層させて重畳フィルムとなす発明である。</p>	<p>引用文献 1 中には、長尺のフィルムを横方向(幅方向)に延伸して偏光フィルムを作製する一方、位相差フィルムは縦方向(長手方向)に延伸して作製する構成(相違点 1、2 に係る補正発明の構成)についても記載されているとみるのは困難である。</p>	<p>特許庁は、引用文献 1 では、位相差フィルムの延伸につき、フィルムの搬送方向(長さ方向)に対して横方向に延伸されることが好ましいとされているのみで、横方向に延伸しなければならないとしているわけではない。引用文献 1 をもってしても、位相差フィルムの延伸方向が横方向に限られるものではなく、偏光フィルムが縦方向に透過軸を有する場合には、位相差フィルムの作製につき縦延伸を用いることができることは明らかである。としており、当該分野の技術常識を参照して解釈した可能性がある。</p>
平成 23(行ケ)10056 審決(拒絶)取消	<p>審決の認定した引用発明のタンタル酸リチウム単結晶は、Ta 過剰で定比組成に近い 0 モル分率 0.495~0.50 のタンタル酸リチウム単結晶または Li 過剰で定比組成に近いモル分率 0.500~0.505 のタンタル酸リチウム単結晶であり、Ta 過剰定比結晶と Li 過剰定比結晶を含む。また、引用例では、Ta 過剰定比結晶には、安定して光損傷に強い結晶を提供するためには、Mg などの添加物を加えることが必要であった。(段落【0070】参照)のであるから、原</p>	<p>引用発明は、Ta 過剰で定比組成に近い LT 単結晶への Mg 又は MgO の添加により生じる前記問題点①及び②を解決すべき課題とし、Li 過剰で定比組成に近い LT 単結晶を用いることで、Mg 又は MgO を添加せずに済むようにし、上記問題点を解決したものである。このように、引用発明が、Mg 又は MgO の添加によって発生する問題点の解決を課題としていることからすれば、LT 単結晶が Ta 過剰の組成か Li 過剰の組成かにかかわらず、定比組成に近い LT 単結晶に Mg 又は MgO を添加することは、上記課題解決の障害</p>	<p>引用例において、タンタル酸リチウム全体から Mg の添加が除外されているのか、Li 過剰のタンタル酸リチウムのみから Mg の添加が除外されているのかが争われた事案である。審決は、引用例では、Li 過剰のタンタル酸リチウムにおいて Mg の添加が生産性等の悪化を招くと記載されていることから、Li 過剰のタンタル酸リチウムのみから Mg の添加が除外されているとしたのに対して、裁判所は、好ましくない個々の文章を拘り定規に判断しているのに対して、裁判所は Li 過剰のタンタル酸リチウムのみから Mg の添加が除外</p>

	<p>告が引用発明の課題に関して引用例記載の発明は、$\cdot \cdot \cdot$ Mg などの添加物を加えることなくした点は、引用発明のタンタル酸リチウム単結晶を Li 過剰定比結晶のみに限るものであり、誤りである。</p>	<p>要因になると解するのが自然であって、被告が主張するように、Ta 過剰の組成か Li 過剰の組成かによって区別して阻害要因を検討するのは不自然である。</p>	<p>されているとするのは不自然であるとした。</p>
平成 22(行ケ)10345 審決(拒絶)取消	<p>同一の技術分野に属する引用例 2 に記載の発明における排気冷却・中間加熱器が上記補正後の発明(本件補正発明)においてエンジンのコールド・スタート特性を改善することを課題として設けられた加熱装置(排気を加熱する装置)に相当する</p>	<p>引用例 2 に記載の排気冷却・中間加熱器が、機関の排気系において排気間での熱交換を行うものであって、排気を外部の熱源等により加熱するものではなく、配置によっては圧力波機械の仕事能力を低下させるものであるから、本件補正発明の加熱装置には相当せず</p>	<p>・第 2 引例の認定について ・特許庁は、引用例 2 に記載の発明における排気冷却・中間加熱器が排気を加熱するものであると認定したが、裁判所は、機関の排気系において排気間での熱交換を行うものであって、排気を外部の熱源等により加熱するものではないと認定した。 ・引用例 2 に記載の排気冷却・中間加熱器は、熱交換によって排気を加熱しうるものであるが、作用効果(機能)に着目して認定している。</p>
平成 22(行ケ)10237 審決(拒絶)取消	<p>引用発明の水熱反応装置は、被処理物中の有機物を分解処理する機能を有するから、処理装置に属するのは明らかである。また、一般に工場等から排出される工業廃水を処理する手段は水処理の技術分野に含まれるところ(乙 1)、引用発明の工場等から排出される廃液中の有機物と水を混合して反応器に供給する被反応物は、本願発明の被処理水に相当し、有機物を含む被処理水として分解処理に供されることから、引用発明の水熱反応装置は水処理装置の範疇にも含まれるものである。</p>	<p>しかし、本願発明の水処理装置は、被処理水を処理する装置であって、水は処理の対象であるのに対し(【0001】【0006】)、引用発明の水熱反応装置は、水熱反応を行う装置であって、水は有機物の酸化分解を促進する水の超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であり、水自体は処理の対象とはいえない(【0003】【0009】【0010】)。</p>	<p>審決は、引用発明の水熱反応装置が処理装置に属し、一般に工場等から排出される工業廃水を処理する手段は水処理の技術分野に含まれることを理由に、引用発明の水熱反応装置は水処理装置の範疇にも含まれるとしたのに対して、裁判所は、引用例の記載に基づき、引用発明の水熱反応装置は水自体は処理の対象とは言えないとした。</p>
平成 21(行ケ)10366 審決(拒絶)取消	<p>引用例には、Si、Mn 及び酸可溶 Al の作用に関して、鉄損、磁束密度及び打ち抜き加工性についての定性的な記載がされているに止まらず、上記各成分の添加量の上限がいずれも 4% であることが記載されている(段落【0026】～【0028】)から、上記各成分は、鉄損、磁束密度及び打ち抜き加工性について定量的にもほぼ同様な作用をもつ等価成分と解することができる。</p>	<p>引用例の記載は、鋼中に含まれる Si 成分、Mn 成分、酸可溶 Al 成分が、鋼の特性に対して発揮する定性的な性格、すなわち質的な性格が概ね一致し、各含有率の上限を 4% とすべきであるとする趣旨に止まるものであって、とりわけ鋼中に Si、Mn、酸可溶 Al の 3 成分を同時に含有させた場合の、各成分の増減によって当該鋼の特性にどのような影響が生じるかについては、法則ないし基準を何ら示すものではないというべきである。 また、前記のとおり、引用例の段落【0027】には、鋼中の S(硫黄)成分による熱間圧延時の脆性を防止するために Mn を含有させる旨や、Mn の含有率は 4% よりも低い、3% 以下や 2% 以下とするのがさらに好ましい旨の記載があることや、Si、Mn、酸可溶 Al の 3 成分の含有率の和の範囲に関する記載がないことに照らせば、引用例の記載自体においても、含有率を各 4% 以下とする範囲につき、上記 3 成分が定量的にも等価のものとして扱われているかは疑問であるといわざるを得ない。</p>	<p>・引用発明の認定について 特許庁は、Si、Mn 及び酸可溶 Al の作用に関して、鉄損、磁束密度及び打ち抜き加工性についての定性的な記載がされているに止まらず、上記各成分の添加量の上限がいずれも 4% であることが記載されているから、上記各成分は、鉄損、磁束密度及び打ち抜き加工性について定量的にもほぼ同様な作用をもつ等価成分と解することができる、としたが、裁判所は、引用例の記載は、鋼中に含まれる Si 成分、Mn 成分、酸可溶 Al 成分が、鋼の特性に対して発揮する定性的な性格、すなわち質的な性格が概ね一致し、各含有率の上限を 4% とすべきであるとすることを趣旨に止まるものであって、とりわけ鋼中に Si、Mn、酸可溶 Al の 3 成分を同時に含有させた場合の、各成分の増減によって当該鋼の特性にどのような影響が生じるかについては、法則ないし基準を何ら示すものではないというべきである、また、含有率を各 4% 以下とする範囲につき、上記 3 成分が定量的にも等価のものとして扱われているかは疑問であるといわざるを得ない、と判断した。</p>
平成 22(行ケ)10045 審決(拒絶)取消	<p>引用発明の溝付ブレーカボルトの溝は、蒸気を外部に逃がすものであり、水分を除去する開口である点で、引用発明の溝付ブレーカボルトの溝と本願発明の脱水スリットとが共通する</p>	<p>引用発明の溝付ブレーカボルトの溝は、非常に小さい寸法の溝であるため、蒸気を外部に逃がすものであるが、液体としての水を除去するものではないため、引用発明の溝付ブレーカボルトの溝と、本願発明の脱水スリットとが、水分を除去する開口として一致しない</p>	<p>・主引用発明の認定について ・審決では、「甲 9 には、排気口(引用発明の「ブレーカボルトが設けられた部位」、すなわちベントに相当する。)から、最大約 70% の水分をガス又は水分として除去することか示されるように、水を含むホリマー(クラム)を押し出機により乾燥させる技術分野において、ベントを</p>

			<p>介して水分を除去することにより、水を含むポリマー(クラム)に含まれる全水分のうちの大きな含水量の変化を生じさせることは、本件出願前における技術常識といえる。」と認定したが、判決では、引用発明の溝付ブレーカボルトの溝の寸法に着目し、「引用発明は、このような問題を解消するものであり、押出乾燥装置のブレーカボルトの表面にシリンダーの内外部を連通する微細な縦溝を設けることにより、ゴム状重合体を外部に溢出させることなく蒸気だけをこの溝を通じて直接外部へ逃し、圧力の異常上昇を解消させ、ゴム状重合体の喰い込みを顕著に改善し、能率良く乾燥を行う構成としてゐる。・・・引用発明においてブレーカボルトに設けられた溝から排出される蒸気量は、通常のペントと比べて極めて少量ということができ、クラムからの水分除去を意図したものでないことは明らかであり、実質的にも水分を除去する機能は、ほとんどないといえる。」と認定した。</p>
<p>平成 21(行ケ)10144 審決(拒絶)取消</p>	<p>引用例 2 に、α 波が、リラックス時に増加し、ストレスがかかると減少することが知られていること、そこで、α 波を積極的に増強させて、リラックスさせることによって、ストレスを予防又は軽減しようとする試みがなされていることが記載…されているように、ストレスの予防、軽減機作として、α 波の増強があることは公知である。また、引用例 2 には、低周波数の α 波を 10% 程度増強することで被験者の内省に変化を与えるとする報告例も記載…されている。…ストレスの予防、軽減と α 波の増強の程度とが密接に関係することは明らかである</p>	<p>引用例 2 発明は、…ストレスの解消、低減という語が用いられているとしても、それは、単に、リラックスした状態を表すために用いられているにすぎない…。…ストレスを予防又は軽減との記述は、その技術的な裏付けがなく、単に、リラックス状態への移行を述べたにすぎないと理解するのが合理的であり、また、実施例を含めた引用例 2 全体の記載からみても…ストレスを予防、軽減する技術が開示されていると判断することはできない。</p>	<p>・引用発明の認定について 特許庁は、引用例 2 発明からストレスの予防、軽減と α 波の増強の程度とが密接に関係することは明らかであるとしたが、裁判所は、引用例 2 発明は、…ストレスの解消、低減という語が用いられているとしても、それは、単に、リラックスした状態を表すために用いられているにすぎない…。…ストレスを予防又は軽減との記述は、その技術的な裏付けがなく、単に、リラックス状態への移行を述べたにすぎないと理解するのが合理的であり、また、実施例を含めた引用例 2 全体の記載からみても…ストレスを予防、軽減する技術が開示されていると判断することはできない、と判断した。</p>
<p>平成 21(行ケ)10179 審決(拒絶)取消</p>	<p>ポケットとは、一般に、その形状にかかわらず袋状になっているものを指し、特段賦形されたくほみを意味するものではないと理解されるのが通常であるから、引用発明 1 の偏平状袋も、ポケットに相当するものである。</p>	<p>詳細な説明の記載からポケットとは、少なくとも 2 つの向かい合った表面を有する統一構造を構成する 2 つの基材の一方に熱成形等の何らかの方法により形成され、粒状発熱組成物を充填することができるような底といえる部分を有する賦形された内部空間を意味する。・・・引用発明 1 の偏平状袋は、平坦な 2 つの基材から形成され、発熱財が充填・減圧されて偏平状となっている様子が記載されているにとどまり、即ち少なくとも 2 つの向かい合った表面を有する統一構造であるというにすぎず、当該統一構造にポケットが形成されたものとまでいうことはできない。</p>	<p>・主引用発明の認定について ・特許庁は、引用発明の少なくとも 2 つの向かい合った表面を有する統一構造を有する偏平状袋がポケットに相当すると認定したが、裁判所は、ポケットは少なくとも 2 つの向かい合った表面を有する統一構造を構成する 2 つの基材の一方に形成される底といえる部分を有する賦形された内部空間を意味する、と認定し、引用発明の偏平状袋はポケットが形成されたものとまでいうことはできない、と判断した。</p>
<p>平成 21(行ケ)10134 審決(拒絶)取消</p>	<p>酸化防止剤と同義である抗酸化剤が、活性酸素又はフリーラジカルなどと呼ばれるヒドロキシラジカル、スーパーオキシドアニオン、過酸化水素等を含むオキシダントの作用を消去又は減弱させる物質であることは、当業者にとって自明であるから、引用発明 1 に係る酸化防止剤について活性酸素によって誘発される疾患に対して有効であると規定することは、当業者が適宜なし得る。</p>	<p>引用発明 1 は、鉄くぎ等の物体を対象とする酸化防止剤であり、活性酸素によって誘発される疾病や生活習慣病についてまで述べるものではない。</p>	<p>・主引用発明について 特許庁は、酸化防止剤と同義である抗酸化剤が、活性酸素又はフリーラジカルなどと呼ばれるヒドロキシラジカル、スーパーオキシドアニオン、過酸化水素等を含むオキシダントの作用を消去又は減弱させる物質であることは、当業者にとって自明であるとしたが、裁判所は、引用発明 1 は、鉄くぎ等の物体を対象とする酸化防止剤であり、活性酸素によって誘発される疾病や生活習慣病についてまで述べるものではない、</p>

			とした。 ・特許庁は技術常識を参酌し、引用発明を広く捉えているが、裁判所は課題を重視して、引用発明を狭く捉えている。
平成 21(行ケ)10125 審決(拒絶)取消	(引用発明の認定) 上端が略水平方向に移動可能な垂直方向に配設された支柱であって、腋下受具(1)に固着された支棒(2)にスプリング(5)を巻付け、上端に腋下支(6)を有する弾力性のあるパイプ(4)をそのスプリング(5)にはめ込んで構成した支柱を備え、該腋下支(6)は前記支柱のパイプ(4)が湾曲するにつれて略水平方向に移動可能であり、前記支柱は前記腋下支(6)を弾力をもって支承するためのスプリング(5)を有している座軽快具。	引用発明は、長時間座って作業をする人の腋の下を支えて腕と腰の疲れを防ぐ軽快具であり、支棒(2)に巻かれ、パイプ(4)がはめ込まれているスプリング(5)が、腋下によって圧迫されることで生じる復元力によって腋下が押し上げられることによって上体を支持して腕と腰の負担を軽くし、楽にするという効果を有する器具であるといえる。しかし、パイプ(4)が略水平方向に移動することができる旨の記載はない。刊行物1の第3図によれば、パイプ(4)は略中央部から外側に湾曲しているものの、パイプ(4)の上端は、下端のほぼ真上に位置し、水平方向に移動していない態様で示されていることからすれば、同図は、使用者の体重(の一部)が腋下支にかかることにより撓んだ状態を示しており、パイプ(4)が弾力性を有してその上端の腋下支(6)を略水平方向に移動可能とすることを示したものと解することはできない。	・主引用発明の認定について 特許庁は、第3図(第1図と比較)に基づき、腋下支(6)は前記支柱のパイプ(4)が湾曲するにつれて略水平方向に移動可能である、としたが、裁判所は、第3図によれば、パイプ(4)は略中央部から外側に湾曲しているものの、パイプ(4)の上端は、下端のほぼ真上に位置し、水平方向に移動していない態様で示されていることからすれば、同図は、使用者の体重(の一部)が腋下支にかかることにより撓んだ状態を示しており、パイプ(4)が弾力性を有してその上端の腋下支(6)を略水平方向に移動可能とすることを示したものと解することはできない、と判断した。
平成 21(行ケ)10070 審決(拒絶)取消	硬化剤をマイクロカプセル中に封入した上で、これをさらにパトローネ中に入れた、と認定した。	引用例1には、マイクロカプセル中に封入された硬化剤をさらにパトローネ中に収納する形態について記載されているとはいえず、パトローネを用いる場合には、2個の室を有するパトローネのいずれかの室に、マイクロカプセル中に封入されていない硬化剤を入れる方法が記載されている(本件記載B)にすぎない。他方、マイクロカプセル中に封入された硬化剤を使用する形態については、パトローネ中に入れられず、直接穿孔中に導入する方法が記載されている(本件記載C)にとどまる。	・主引用発明について ・特許庁は、硬化剤をマイクロカプセル中に封入した上で、これをさらにパトローネ中に入れた、と認定したのに対し、裁判所は、パトローネを用いる場合には、2個の室を有するパトローネのいずれかの室に、マイクロカプセル中に封入されていない硬化剤を入れる方法が記載されている(本件記載B)にすぎない、他方、マイクロカプセル中に封入された硬化剤を使用する形態については、パトローネ中に入れられず、直接穿孔中に導入する方法が記載されている(本件記載C)にとどまる、と認定した。
平成 21(行ケ)10153 審決(拒絶)取消	引用発明を、それぞれが互いに結合可能な幾何学的特徴を有する硬い金属体と基台とを提供し、これら提供された硬い金属体と基台とを、それらが有する互いに結合可能な幾何学的特徴を介して接合する方法と認定した	旋盤用切削工具を形成する方法に関し、引用文献には、切削体に溝、蟻継ぎ等を成す幾何学的特徴が形成される点、及び硬質金属をダイキャスト、プレス成形、成型、又は铸造によって保持部材に密に固定する、との点は記載されている。しかし、硬質金属を铸造等で保持部に固定するに先立って、保持部に溝、蟻継ぎ等をなす幾何学的特徴が形成されるとまで記載されているということとはできないというべきである。	・主引用発明について ・特許庁は、それぞれが互いに結合可能な幾何学的特徴を有する硬い金属体と基台とを提供し、それらを幾何学的特徴を介して接合する方法、と認定したのに対し、裁判所は、切削体に溝、蟻継ぎ等を成す幾何学的特徴が形成される点、及び硬質金属をダイキャスト、プレス成形、成型、又は铸造によって保持部材に密に固定する、との点が記載されているにすぎない、と認定した。 ・方法の特許であり、手順が明示されていないことに着目している。
平成 20(行ケ)10468 審決(拒絶)取消	引用文献2の記載事項の認定等において、(1)N=1の場合を含むとし(2)2次測定結果をステップS6に用いず、ステップS9に対して用いるとし、(3)同一回転供試体の2次修正に補正係数及び補正角度を用いることが記載されていると認定した	引用文献2では、平均値 a 、 β を算出するとの記載や平均された修正係数 a および修正角度 β が算出される。との記載中に平均との文言が用いられていることに照らすならば、 $\dots N \geq 2$ であることを所与の事項としているものと解される。	・引用文献2の発明について 特許庁は、引用文献2の(1)N=1の場合を含むとし、(2)2次測定結果をステップS6に用いず、ステップS9に対して用いるとし、(3)同一回転供試体の2次修正に補正係数及び補正角度を用いることが記載されていると認定したが、裁判所は、(1)平均値 a 、 β を算出するとの記載や平均された修正係数 a および修正角度 β が算出される。との記載中に平均との文言が用いられていることに照らして、N=1はあり得ないとし、(2)

			<p>2次修正のための補正係数及び補正角度を求めるには、2次修正前後の不釣り合い測定結果である2次測定結果を用いることが不可欠であるから、2次測定結果がステップ6に用いられるとし、ステップS9に対して用いると理解するのは課題解決のための技術思想と相容れないとし、(3引用文献2の発明の前記技術思想の特徴と整合を欠く理解であって賛同できるものではない、とした</p> <p>・特許庁は技術常識を参酌し、引用発明を広く捉えているが、裁判所は課題を重視して、引用発明を狭く捉えている。</p>
<p>平成20(行ケ)10444 審決(拒絶)取消</p>	<p>原告の本願補正発明の液吸収体を有する積層体が、積層体のすべての部分が液吸収体を有している特殊な積層体を意味するとの主張に対して、</p> <p>特許庁は、通常、液吸収体(吸収コア)を有する積層体は、端部にシール部となる縁部がないと液吸収体(吸収コア)が端部から出てしまうから、シール部となる縁部が必須であり、特許請求の範囲にシール部となる縁部が明記されていなくとも、液吸収体を有する積層体とは、そのような端部を有する通常の積層体と解釈するのが自然であって(つまり、開口部を囲む領域に液吸収体が存在してはいない。)、本願補正発明における縁部17、17が袋体を構成する積層体の一部であることは明らかである。</p> <p>そして、引用発明には開口部(ペニス挿入口15A)が存在しており、その開口部(ペニス挿入口15A)が形成される案内線15を囲むように近傍16で示される領域が形成されているから、引用発明の近傍16は、開口部(ペニス挿入口15A)を囲む領域といえるものである。</p>	<p>(4)ア開口部を囲む領域について</p> <p>(7)本願補正発明に係る請求項の記載によれば、開口部を囲む領域は、当然に、上記袋体の一部と解されるため、内面シート、外面シート及び液吸収体を有する積層体で形成されていることになる。</p> <p>(イ)他方、被告が主張するとおり、このような積層体はシール部を有することが通常であり、開口部20の周囲には縁部17(シール部)が存在する(前記(2)ク、ケ参照)。</p> <p>しかし、前記(7)で検討したとおり、本願補正発明の請求項の記載によれば、開口部を囲む領域は、内面シート、外面シート及び液吸収体を有する積層体で形成され、被告が主張するように、開口部を囲む領域が、液吸収体が全く存在しない単なるシール部でもよいと解するのは、特許請求の範囲の請求項に『開口部を囲む領域』が『液吸収体』を有する『積層体』によって形成される旨が記載されていることが無意味になる。</p> <p>(ウ)本願補正発明における開口部を囲む領域とは、液吸収体を有する積層体で形成されている領域であって、基本的にシール部以外の領域を指す。</p> <p>イ 引用発明の近傍16について</p> <p>引用発明の近傍16は、ペニス挿入孔15Aの周りにあり、吸液性コア4が部分的に欠如し、表裏面シート2、3がそれらの内面どうしで接合した部分であるから、シール部に相当する。そして、近傍16の外側は、吸液性コア4を有する積層体で形成されているが、吸液性コアを薄くし又は除去した部分が存在するものとは認められない(前記(3)参照)。</p>	<p>特許庁は、通常、液吸収体(吸収コア)を有する積層体は、端部にシール部となる縁部がないと液吸収体(吸収コア)が端部から出てしまうから、シール部となる縁部が必須であり、特許請求の範囲にシール部となる縁部が明記されていなくとも、液吸収体を有する積層体とは、そのような端部を有する通常の積層体と解釈するのが自然であり、開口部を囲む領域に液吸収体が存在してはいなければならないわけではないとしたのに対して、開口部を囲む領域が、液吸収体が全く存在しない単なるシール部でもよいと解するのは、特許請求の範囲の請求項に『開口部を囲む領域』が『液吸収体』を有する『積層体』によって形成される旨が記載されていることが無意味になるとした。</p>
<p>平成20(行ケ)10338 審決(拒絶)取消</p>	<p>(1)本願発明と引用例発明1とは、前記③において一致する。</p> <p>(2)他方、本願発明と引用例発明1とは、前記①、②において相違する、(3)相違点の中の、前記②の案内体が1本であることに關しては、周知例1ないし4に開示されている、(4)相違点の中の、前記②の片持ち梁であること及び前記①の直交については、引用例発明2に開示されている、(5)引用例発明1と引用例発明2とは、発明の対象が共通しているから、組み合わせることが容易である。</p>	<p>本願発明は、特許請求の範囲(請求項1)の記載等を基礎とするならば、①案内面(4-5)は平面を備え、平面は前記案内体(4)の軸心線と固定側型形成体(2-2)又は可動側型形成体(3-2)が、案内体(4)から張り出す部分の重心を含む張出し面に概ね直交しているダイセットであること、②可動側型形成体(3-2)は、一端部が1本の案内体(4)に支持され他端部は支持されない片持ち梁であること、③案内面(4-5)は案内体(4)の側面に形成され、案内面(4-5)の平面は互いに直交する4平面で形成されていること、という3つの特徴的な構成からなってい</p>	<p>・本願発明の認定について</p> <p>特許庁は、本願発明の3つの特徴点①案内面(4-5)は平面を備え、平面は前記案内体(4)の軸心線と固定側型形成体(2-2)又は可動側型形成体(3-2)が、案内体(4)から張り出す部分の重心を含む張出し面に概ね直交しているダイセットであること、②可動側型形成体(3-2)は、一端部が1本の案内体(4)に支持され他端部は支持されない片持ち梁であること、③案内面(4-5)は案内体(4)の側面に形成され、案内面(4-5)の平面は互いに直交する4平面で形成されていることについて、技術要素毎に引用発明と対比し</p>

	<p>る。そして、補正明細書（甲1の1～3）によれば、従来技術では・・・という課題が存在していたのに対して、本願発明は、同課題を解決するため、①ガイドポストの側面に形成される案内面は、互いに直交する4平面で形成され、案内面はガイドローラリテーナを介して案内用孔を摺動すること、②案内面は、案内体から張り出す型形成体の重心と案内体の軸心線を含む面である張出し面と直交し、偏荷重がかかっても局所的応力が組型に発生しないようにさせたというものである。・・・本願発明は、前記①、②、③の各構成のすべてを備えた、一つのまとまった技術的思想からなる発明である。これに対し、引用例発明1は、その中の一つの構成である③のみを共通にする発明にすぎず、①及び②（直交、案内体の本数、片持ち梁）の3点については、構成を有しない。審決は、本願発明中の各相違点に係る構成は、周知例や引用例発明2に示されている技術であると説示している。しかし、審決では、本願発明と一つの技術的構成においてのみ一致し、複数の技術的構成において、実質的相違が存在し、その課題解決も異なる引用例発明1を基礎として、本願発明に到達することが容易であるとする判断を客観的に裏付けるだけの説示は、審決書に記載されているとはいえない。</p>	<p>たが、裁判所は、本願発明の3つの構成要素は、ひとつのまとまった技術的思想であり、各要素の1つだけを記載した引用文献と対比するのは適切ではない、とした。 ・裁判所は、明細書の記載（課題）を参酌し、本願発明の技術的意義を考慮して、発明の認定を行った。</p>
<p>平成 20(行ケ)10261 審決（拒絶）取消</p>	<p>（ウ）引用例2の記載事項が上気道感染をも含むものと解されること 上記のとおり、本願の優先日前に既に各種の感染性の呼吸性疾患に対する抗感染剤について、投与経路として経口投与とともに鼻内投与を選択し得ることが周知であったことを勘案すれば、当業者であれば、引用例2の前記摘記事項（G）、すなわち上記の抗感染剤は、局所的に、経口的に、静脈中に、又は腹腔内に投与されることができる。局所的投与が好ましい。治療薬の局所的投与の第一の利点は、より高い濃度の薬が、全身的投与により必要なものよりも低い、患者に対する全投与量により、冒された組織にデリバリ-されることができ、これにより、高い投与量の薬の、例えば、コルチコステロイドの全身的投与の、既知の副作用を回避するということである。（甲2、4頁左下欄26行～右下欄5行）という記載は、気道下部、上気道を含めて感染性の呼吸性疾患一般についていえるものであると理解するのが自然である。 審決は、引用例2には、感染部位が鼻である場合を含めて、感染性の呼吸性疾患の治療方法において、抗感染剤の投与は経口投与等に比べ局所投与が好ましく、局所投与することにより、全身投与する場合に比べ、低い全投与量で、感染部位によ</p>	<p>引用例2は、感染部位を気道下部とする疾患の治療方法を提供しようとするものであることを、繰り返し述べている記載態様に照らすならば、被告引用に係る上記記載部分は、感染部位を気道下部とする疾患に関する記述であると解するのが自然である。仮に、呼吸性疾患に対する抗感染剤の投与経路として経口投与とともに鼻内投与を選択し得ることが周知であったとしても、そのことは、気道下部の疾患に対する治療方法を提供するものであると繰り返し述べている引用例2の記載を、明白な記述に反してまで、上気道をも含める記載であると解する根拠とはなり得ない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。</p> <p>特許庁が、技術常識を参酌して感染部位を広く解釈したのに対して、裁判所は、引用例2の記載（明白な記述）に反して拡大解釈できないとした。 技術常識を参酌して、引用発明または引用例を広く解釈する傾向にくぎを刺したといえる。</p>

	り高い濃度の薬をデリバリーできることが記載されていると認定し、引用例2には、・・・感染部位である鼻に投与できることが記載されている（摘記事項(G)）。と認定した。		
平成 20(行ケ)10176 審決（拒絶）取消	引用発明の電子チップ発行管理センタ 1001 は、クイズの回答を受信すると、電子チップをインターネットを介してユーザークライアント装置 1011 に送信しており、また、そのような送信機能を発現し得る手段を有することは自明であるとした上で、引用発明を電子チップ発行管理センタ 1001 は、回答上方を受信すると、電子チップをネットワークを介して端末装置に送信する送信手段を実質的に備えていると認定した。	引用発明において、電子チップが発行された場合には、(引用例の) 請求項 1 に前記ユーザに、そのユーザが保有する電子チップに関する情報を、電子チップ情報として供給しと記載されているように、ユーザの端末装置に対して送信されるのは、チップ残高、有効期限、交換レート等の電子チップに関する情報であって、電子データである電子チップそれ自体はユーザの端末装置に送信されることはないものと認められ...	引用発明について、特許庁は、電子チップ発行管理センタ 1001 は、回答上方を受信すると、電子チップをネットワークを介して端末装置に送信すると認定したが、裁判所は、ユーザの端末装置に対して送信されるのは、チップ残高、有効期限、交換レート等の電子チップに関する情報と認定した。
平成 20(行ケ)10166 審決（拒絶）取消	本願発明における熱粘着式造粒方法とは、上記 A) …B) …C) …の全部または一部を使用した混合物を含み、…条件下において、約 30℃～約 130℃の温度範囲まで加熱し、密閉系統中で転動回転、混合しつつ顆粒を形成することに特徴づけられるものと解され、熱粘着式造粒方法における熱粘着作用も、上記のような過程において必然的に現れる現象を表現したものと理解される。 したがって、本願発明に関して特許請求の範囲の記載には何ら不明確な点はなく、発明の詳細な説明の記載を参酌すべき特段の事情も存在しないから、審決が本願発明の熱粘着式造粒方法は加熱して粒状物を製造する方法であるとした点に誤りはない。	(7.1) 熱粘着式造粒方法の技術的意義 本願発明にいう熱粘着式造粒方法なる語は、造粒方法の一種を示すものとして一般的に知られた用語ではない。また、本件補正後の請求項 1 は、・・・加熱については言及されているものの、粘着の点については熱粘着式造粒方法という言葉の中にあらわれる以外には記載がない。そして、熱粘着式造粒方法なる語からは、熱及び粘着が造粒に関して何らかの関係を有することは推測できるものの、それ以上の意味は不明である。 そこで、発明の詳細な説明の記載を参酌して検討すると、・・・本願発明にいう熱粘着式造粒方法とは、希釈賦形剤・薬学的活性成分・結合剤等の混合物を加熱することにより発生する蒸気が密閉系統中で凝結することを利用して、凝結した水分により結合剤に粘性を生じさせ、周囲の粒子を粘着させるという造粒方法をいうものと理解される。	発明の詳細な説明を参酌することなく、特許請求の範囲に記載された用語熱粘着式造粒方法の意義を解釈した特許庁と、発明の詳細な説明の記載を参酌して熱粘着式造粒方法の意義を解釈した裁判所との間で判断が分かれた。 また、裁判所は判決の中で、 なお被告は、本願発明に関して特許請求の範囲の記載に何ら不明確な点はなく、発明の詳細な説明の記載を参酌すべき特段の事情も存在しないから、審決が本願発明の熱粘着式造粒方法は加熱して粒状物を製造する方法であるとした点に誤りはないと主張する。しかし、特段の事情が存在しない限り発明の詳細な説明の記載を参酌することが許されないのは、あくまでも特許出願に係る発明の要旨の認定との関係においてであって、上記のように特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するに当たっては、特許出願に関する一件書類に含まれる発明の詳細な説明の記載や図面を参酌すべきことは当然であるから、被告の上記主張は採用することができない。とした。
平成 20(行ケ)10188 審決（拒絶）取消	〈相違点 1〉 本願発明は、ライナーが基部(13A) および側壁(13B) を備えかつ液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有しているのに対し、引用発明の可撓性の袋は、形状等が不明な点。 〈相違点 2〉 本願発明は、ライナー内の液体が排出される際に崩壊するものであるのに対し、引用発明では、塗料が排出されると袋がつぶされるものである点。	そのため本願発明のライナーは崩壊可能とされているところ（請求項 1）、崩壊可能は日本語として一義的な意味を有するものではない。そして、本願明細書において崩壊可能の用語をライナーの側壁に関し使用する場合には、手の圧力など、適度な圧力を加えることにより変形でき、基部に向かって押すことができるものの側壁が破壊しない状態を意味する（上記ア(イ)摘記④）と定義されている。またライナーは、支持しなくても延在して直立した状態で立つことができる旨が記載されている（同⑧）。そうすると、本願発明のライナーは、手の圧力などの人為的な圧力を加えない限り、側壁は変形せずに収納容器の形状を保つ性質を有するものであり、自立構造（自立性ないし保形性）を有するものといえる。・・・以上ア～エの検討によれば、本願発明のライナーは、自立構造（自立性ないし保形性）を有するものであるのに対し、引用発明の袋は、内容物たる塗料がない状態で	・本願発明の認定について 特許庁は、ライナーの自立構造（自立性ないし保形性）には特に触れていないが、裁判所は、発明の詳細な説明の記載を参酌し、ライナーは自立構造（自立性ないし保形性）を有するものであると認定した。

		<p>は、自立性ないし保形性を有しないものである。審決が認定した一致点及び相違点は上記第3, 1(3)イのとおりであるところ、審決はこの相違点を看過している。</p>	
<p>平成 19(行ケ)10389 審決(拒絶)取消</p>	<p>相違点 1~4 を認定した。</p>	<p>本願明細書(甲1及び甲3)には、本願発明の内容については次の内容が記載されていると認められる。・・・従来技術においては、・・・という問題があった。そこで、本願発明においては、従来の対話型音声応答ユニットによる音声問いかけに換えて、次の構成を採用した。・・・他のユーザが以前に遭遇した課題から成るデータベースエントリが記憶され、このデータベースエントリのサブセット(subset, 部分集合の組)が上記図解的表示を創り出すのに使用される。・・・以上を踏まえて本件補正後の請求項1をみると、・・・したがって、本件補正後の請求項1の解釈については、・・・上記データベースエントリがユーザが新たな問題に出会うと連続的に更新されることにより、更新されたデータベースエントリから問いかけのセットの一部を成すデータを選択し、データベースエントリの更新内容が問いかけのセットに反映されることが可能となる。</p> <p>本願発明におけるデータベースエントリがユーザが新たな問題に出会うと連続的に更新されることにより、その更新された内容が問いかけのセットの一部として選択されることが可能となるために、新たな問題に対する回答を他のユーザに提供することが可能であるのに対し、引用文献1記載発明はこのような構成を有していない。この点は本願発明と引用文献1記載発明との相違点として認定されるべきものであるところ、審決はこの点について言及していない。</p>	<p>・本願発明の認定について 審決は、本願請求項1記載のデータベースエントリを相違点ではないと認定したが、裁判所は、データベースエントリについて、発明の詳細な説明の記載を参酌し、ユーザが新たな問題に出会うと連続的に更新されることにより、更新されたデータベースエントリから問いかけのセットの一部を成すデータを選択し、データベースエントリの更新内容が問いかけのセットに反映されることが可能となるのに対し、引用文献1記載発明はこのような構成を有していないため、相違点であると認定した。</p> <p>・裁判所は、本願発明の認定について、明細書の記載を参酌し、技術的意義を考慮している。</p>
<p>平成 19(行ケ)10065 審決(拒絶)取消</p>	<p>引用発明2のフック部34は、周方向に各々離間されて環状列に配置された各々の弓形突出部32に設けられているから、引用発明2においても、円周方向に不連続な複数のフック部34が複数の空隙に対して交互に配置されているといえる。</p>	<p>より柔軟な連結部を構成するという目的に照らせば、引用例2に記載された連結部材は、周方向に各々空間33により離間されて環状列に配置された複数の弓形突出部32にフック部34を形成したものとして開示されており、その目的を減殺するような周方向に空間33により離間されたフック部34単独からなる構成が開示されているとは認められない。</p>	<p>・第2引例の認定について ・特許庁は、引用例2において、円周方向に不連続な複数のフック部34が複数の空隙に対して交互に配置されていると認定したが、裁判所は、引用例2のフック部は、より柔軟な連結部を構成するために、弓形突出部に形成されるものであると認定した。</p> <p>・引用例2に記載の目的に着目して認定している。</p>
<p>平成 20(行ケ)10024 審決(拒絶)取消</p>	<p>本願の出願当時(平成6年5月20日)、…一般的に、最後に可変表示を停止する可変表示部の図柄を停止した後、最終的に大当たり図柄の組み合わせを構成させるときには、前記可変表示部を、リーチ状態が成立しているライン上またはリーチ状態が成立していないライン上に一旦停止させた後、該可変表示部を、再び動作させてリーチ状態が成立しているライン上に停止させるようにすることが周知(例えば、特開平4-327870号公報(段落【0044】、【0047】等、図1~3等)、実願昭63-136952号(実開平2-58479号)のマイクロ</p>	<p>・甲2公報には、上記移動表示の動作に関して、リーチ状態になると同時に中図柄(可変表示器14bに表示される図柄)を一旦大当たり図柄の組合せとすることと、その後、大当たり図柄を上下方向にスクロール表示するものである旨の記載はあるが、これが中央の可変表示器をリーチ状態が成立しているライン上に一旦停止させた後、再び動作させるようにすることを意味するものなのか、それとも中図柄の表示とスクロールの動作が一連のものとしてなされ遊技者において可変表示器がライン上に停止されたものとして認識されないような態様を意味するものなのかは、同記載によっては不明といわざるを得ない。しかも、仮にこれが前</p>	<p>特許庁は、最後に可変表示を停止する可変表示部の図柄を停止した後、最終的に大当たり図柄の組み合わせを構成させるときには、前記可変表示部を、リーチ状態が成立しているライン上またはリーチ状態が成立していないライン上に一旦停止させた後、該可変表示部を、再び動作させてリーチ状態が成立しているライン上に停止させるようにすることは、甲2公報、甲3公報及び乙1公報には開示されている、としたが、裁判所は、不明又は開示されていない、と判断した。</p>

	フィルム（第8頁第12～20行等）参照}である…	者を意味するものと解したとしても、それ自体は審決が周知事項とすることのうち、可変表示部を、リーチ状態が成立しているライン上に一旦停止させるようにすることを開示するに止まり、可変表示部を、リーチ状態が成立していないライン上に一旦停止させるようにすることを開示するものではないし、・・・	
平成19(行ケ)10422 審決（拒絶）取消	粉末を圧縮する段階であって、圧縮の間中、粉末と型の間の摩擦力と、粉末とマンドレルの間の摩擦力とが、長手軸線に対して平行でかつ正反対の方向に作用するように長手軸線に対して平行な力を加える点を含めて本願発明と引用発明の一致点と認定した	引用文献記載の発明において、上コアロッド4に円筒状突出部41のほか、円錐形状部42を備えることは、技術課題を解決し、発明の効果を奏するために不可欠の構成であることは明らかである。とし、引用発明の上コアロッドは円錐形状部を有し、この円錐形状部が粉末上面に対して『くさび効果的な作用』をすることによって、円錐状部を高密度で成形することができるという効果を奏するというのであるから、このような形状の上コアロッド及び上パンチの下向き移動は、少なくとも上コアロッドの円錐形状部においては、粉末に対して軸線方向下方と半径方向外方の中間方向に向かう力（長手軸線に対して斜め下外方向に働く力）が作用することは明らかである。したがって、引用発明は『粉末を圧縮する段階であって、圧縮の間中、粉末と型の間の摩擦力と、粉末とマンドレルの間の摩擦力とが、長手軸線に対して平行でかつ正反対の方向に作用するように長手軸線に対して平行な力を加える』ものでないというべきである	・主引用発明の認定について 特許庁は、引用文献記載の発明について、力の作用する方向が平行でかつ正反対の方向と解釈したが、裁判所は、引用発明の課題を考慮し、円錐形状部が粉末上面に対して『くさび効果的な作用』をすることによって、円錐状部を高密度で成形することができるという効果を奏するというのであるから、長手軸線に対して斜め下外方向に働く力が作用することは明らかである。と判断した。 ・特許庁は技術常識を参照し、引用発明を広く捉えているが、裁判所は課題を重視して、引用発明を狭く捉えている。

第2分類 [動機付け（技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆）]			
事件番号	審決	判決	評価
平成23(行ケ)10269 審決（拒絶）取消	引用発明においては、第1のデバイスドライバ及び第2のデバイスドライバの間に、リーダー・ドライバ、デコンプレッサ・ドライバ及び効果フィルタなどの他のデバイスドライバが接続されている。しかし、第1のデバイスドライバ及び第2のデバイスドライバの間に他のデバイスドライバを接続するか否かは、処理されるデータの性質により決定される設計の事項にすぎない。よって、第1のデバイスドライバ及び第2のデバイスドライバの間に他のデバイスドライバを接続しないように構成することは、当業者が適宜なし得ることにすぎない。	複数のデバイスの間におけるデータの送受信を制御するに際し、I/Oマネージャにアプリケーションプログラムからデバイスドライバへのデータの送受信を行うための共通のインターフェース手段として電子計算機を機能させる技術は開示されていない。 そうすると、甲2文献及び甲4文献に開示されたI/Oマネージャは、複数のデバイスの間におけるデータの受渡し（送受信）を仲介（制御）するものではないから、本願発明の電子計算機用インターフェースドライバプログラムには相当せず、このようなI/Oマネージャを引用発明に適用したとしても、相違点1に係る本願発明の構成には至らない。	単に設計事項とされた相違点に係る構成の機能・作用を検討したうえで、そのような構成の開示が無いため容易想到にはあたらないとされた。
平成23(行ケ)10214 審決（拒絶）取消	2つの相違点を認定し、相違点1について、引用文献に記載された周知技術のI/Oマネージャを主引例に適用することが容易想到とした。	引用文献に示されたI/Oマネージャは同一のデバイス間で用いるものであるのに対して、本願発明は異なるデバイス間での接続に用いられるものであって、引用発明を主引例に適用しても、本願発明に至らない。	形式上似ている技術であっても、適用するときの環境（同一デバイス間かあるいは異なるデバイス間の相違）によって技術が異なり、適用容易とはいえないとした。
平成23(行ケ)10171 審決（拒絶）取消	引用発明1において、環境温度・湿度に影響されることなく常に一定の濃度で印字できるようにするため、環境温度・湿度を検知し、これらの要素も含め	本件補正発明は、第一のプリントヘッド温度Ts及び現相対湿度、或いはさらに現プリンタ周囲温度Trとに基づいて、修正されたプリントヘッド温度を識別するステップを有	各要素から独立に算出されたパラメータを単なる組み合わせは、複数の要素を一体として考慮する本件発明とは異なると判断。

	<p>た等式を用いてプリンタヘッド要素に供給する入力エネルギーを計算することは、引用発明2に基づき容易に想到し得た。</p>	<p>する。一方、引例2に記載の、発熱抵抗体に供給される印加エネルギーの補正は、環境温度に基づき補正されるべきエネルギーと環境湿度に基づき補正されるべきエネルギーをそれぞれ独立に計算し、計算値を単純に加算するものであり、プリントヘッド温度を修正するものではない。従って、引用発明1において、プリントヘッド要素温度と環境湿度、或いはさらに環境温度に基づいて、プリントヘッド要素温度を修正するステップを設けることの示唆ないし動機づけとなる記載は、引例2には存在しない。</p>	
<p>平成 22(行ケ)10407 審決(拒絶)取消</p>	<p>ウインドパークにより供給される電力を調節可能とする電力調整部、及び、ウインドパークの電力出力の電力調整部設定に関し、本願発明は、外部、即ち、制御入力部を用いると共に管理者が関与しているものであるのに対し、引用発明は、それぞれの風力発電設備のデータ入力に接続されたデータ処理装置として、いるにすぎない点等は、当業者にとって容易想到事項として進歩性を否定した。</p>	<p>引用発明の課題解決は、従来、全ての風力発電設備から常に定格出力電力が得られるとは限らず、風力発電施設全体の最大電力出力を連続して出すことができなかった風力発電施設において、常に送電網の最大許容送電量を出力できるようにして、送電網の送電網構成部品が最適化された態様で利用できるようにすることである。したがって、引用発明と本願発明とは、課題解決において、相違する。</p> <p>また、課題解決手段をみると、引用発明では、常に送電網の最大許容送電量を出力できるようにしたものであるのに対し、本願発明では、電力網の周波数や電圧が基準値より高いか又は低いときに、ウインドパークの供給電力を低減する、すなわち、ウインドパークの供給電力を、送電網の最大許容送電量との関係によらず、電力網の周波数や電圧により制御するものである点において、両者は、課題解決手段において相違する。</p> <p>本願発明の課題解決手段は、引用発明の課題解決手段を採用することに対する妨げになるから、引用発明に相違点2に係る構成を組み合わせることには、阻害要因があるといえる。</p>	<p>引用発明の組み合わせ：課題解決の相違から、各手段の具体的機能の違いが見出し、引例組合せの阻害要因を指摘。</p>
<p>平成 23(行ケ)10139 審決(拒絶)取消</p>	<p>不明</p>	<p>スウェリング率という特性パラメータは、引用例1には何ら記載されていないため、引用発明1はスウェリング率を要素としていない発明であるというほかはなく、引用発明1に接した当業者が引用発明1をスウェリング率によって特定する着想を得る前提ないし動機付けがなく、スウェリング率は当該技術分野において本件優先権主張日当時の技術常識又は常套手段であったということもできないため、本願発明には容易に想到できない。</p>	<p>審決内容不明のため、評価不能</p>
<p>平成 23(行ケ)10022 審決(拒絶)取消</p>	<p>引用発明1のアルミ箔層、及び引例2記載の金属蒸着フィルムは、包装容器積層体の分野において、誘導加熱による熱を発生させる導電性材料であり、そこで発生させた熱により熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるものである点で共通する。よって、ヒートシール性に優れたものとするために、引用発明1におけるアルミ箔層に代えて、引例2の金属蒸着フィルムを適用することは、容易に想到し得た。</p>	<p>引例1には、ウェブのアルミ箔層に渦電流を流し、誘導加熱により発生する熱でポリエチレンフィルム層を溶融させ、ウェブをシールすることの記載はあるが、アルミ箔以外の他の材料を用いることの示唆はない。引例2には、金属蒸着ポリプロピレンフィルムを高周波誘電加熱に用いることは何ら記載がない。従って、引用発明1において、アルミ箔に代えて、引例2記載の金属蒸着層を適用することの動機づけは存在しない。</p>	<p>金属蒸着ポリプロピレンを高周波誘電加熱に適用することの示唆がなく、引例1において用いる動機付けがないと判断。</p>

<p>平成 23(行ケ)10021 審決(拒絶)取消</p>	<p>引用発明 1 において、本願優先日前周知技術を適用し、アルミ箔層に代えて、非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したものをを用いること、そして、その磁性メッキ層を形成するに際し無電解メッキ法により無電解メッキ薄膜層とすることは、当業者が容易に想到し得たことと認める。</p>	<p>審決が周知事項・周知技術と指摘する文献はいずれも電磁加熱式調理器具などに用いられる発熱体に関するものであって、これらの文献に記載された技術的事項を、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術に適用することについては何ら示唆がなく、またアルミ箔に代えて無電解メッキ薄膜を用いることについても何ら記載がない。従って、審決が認定した周知技術は、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。</p>	<p>(周知技術) 異なる技術分野に関する文献に記載の技術的事項が、当該分野において周知事項・周知技術であると直ちに認定することはできない。</p>
<p>平成 22(行ケ)10405 審決(拒絶)取消</p>	<p>引用刊行物 2 に記載の組立体を製造するためには、それぞれの部材を結合し、組立体を形成する作業が必要であることは明らかであるから、補償シリンダ 6 及び結合リング 7 に、コリオリ導管 1 及び接続導管 11 を結合し、コリオリ導管 1、接続導管 11、補償シリンダ 6 及び結合リング 7 とから成る組立体を形成することが記載されている、と認定。 上記認定に基づき引用刊行物 1 + 2 の組み合わせにより進歩性を否定</p>	<p>引用刊行物 2 には、本願発明の課題と密接に関連する電子的装置の取付手順については記載も示唆もされていない。接続フランジ 10 或いは受容シリンダ 8 に何らかの手段により結合することなどの取り付けを想定しているとは解されない。 審決は、引用発明 2 の認定を誤っており、これを前提とした本願発明と引用発明 2 との対比、相違点についての容易想到性判断にも誤りがあることになる。</p>	<p>(引用発明の認定：課題から誤認を指摘) 副引例の認定において、本発明と副引例の課題の相違に着目し、副引例に本発明の開示がないと判断された。</p>
<p>平成 22(行ケ)10298 審決(拒絶)取消</p>	<p>洗濯機の発明に、船舶等の二重反転プロペラ機構を用いて拒絶した。</p>	<p>技術分野および解決課題が異なるので、引用文献として扱うことになじまないとされた。</p>	<p>技術分野の相違を引例適格で参考にした。解決課題の相違を引例適格で採用した。</p>
<p>平成 22(行ケ)10351 審決(拒絶)取消</p>	<p>相違点 1, 2 に関し、引用発明(刊行物 1 に記載の発明)において、吸収剤である吸水性ポリマー層に隣接して、液透過性のライナーを配置すること、および抗菌性ゼオライトを吸収材上に被着することは、当業者が容易になし得たことである。</p>	<p>相違点 1 に関し、引用発明において液体透過性ライナーを吸収剤に隣接して配置するとの構成を採用する動機はない。 相違点 2 に関し、引用発明において、抗菌性ゼオライトを吸水性ポリマーに練り込むことに代えて、吸水性ポリマー層の上に被着する態様を選択したことを想定すると、当業者であれば、かえって、吸収材表面から抗菌性ゼオライトの粉体が脱落するとの問題が発生するものと理解されるため、引用発明の練り込むことに代えて、問題の生じる可能性のある態様を選択することは、特段の事情のない限り、回避されるべき手段であると解するのが相当である。</p>	<p>(示唆及び阻害要因) 引用発明の構成を変更することが容易であったというためには、動機付けが必要。 引用発明の構成の変更に関し、技術的な阻害要因がある場合は当該変更は特段の事情がない限り困難。</p>
<p>平成 22(行ケ)10388 審決(拒絶)取消</p>	<p>データ交換方式に関する技術であり、引用発明の『前記無線通信媒体の負荷に従って、伝送すべきパケット信号の受信誤り率が小さい場合』を『前記バスシステムの負荷に従って、伝送すべき各メッセージが前記加入者の送信意図と実行された加入者の送信プロセスとの間に経過する予め設定される待ち時間が保証できる間』とすることは当業者が容易に想到し得たものと認められる。</p>	<p>多重アクセス方式において、衝突の発生とスループット(通信速度)とが負の相関を持つことが一般によく知られ、通信速度によって待ち時間が変動するとしても、引用例において、最悪の場合においても有限の最大待ち時間を保証するとの解決課題について、何らの記載ないし示唆がされていない以上、当業者が、引用発明の伝送すべきパケット信号の受信誤り率のしきい値を設定することから、伝送すべき各パケット信号の送信から受信までの待ち時間を設定するとの構成に変更しようとする動機付けはない。</p>	<p>(課題の相違) 本願発明の解決課題が記載ないし示唆されていない場合は、引用発明の構成を変更する動機付けがないため、進歩性が肯定され得る。</p>
<p>平成 22(行ケ)10345 審決(拒絶)取消</p>	<p>エンジンのコールドスタート特性を改善することを課題として圧力波機械の上流側に加熱装置を配したものであるところ、同一の技術分野に属する引用発明の排気冷却・中間加熱器が加熱装置に相当するとした。</p>	<p>引用発明の排気冷却・中間加熱器は排気管で熱交換を行うものであって加熱するものではない。また、引用発明にはコールドスタート特性の改善に関する記載も示唆もないので、排気を加熱する構成を取るには阻害要因がある。</p>	<p>本願発明と引用発明との一致点を、作用効果を含めて判断し、審決を取り消した。また、引用発明に本願発明の課題の開示等がなく、また本願発明と作用効果が相違するので、採用するには阻害要因があったとした。</p>
<p>平成 22(行ケ)10408</p>	<p>本願発明においては、前記異物</p>	<p>本願発明、異物捕捉体として、引</p>	<p>判決は、本願発明と引用発明の技術</p>

<p>審決（拒絶）取消</p>	<p>捕捉体は、前記羽根車の羽根の先端部に絡み付いた異物を引っ掛けるために、前記羽根車の外周縁部に対向して前記ライナーの内周の一部から前記羽根車方向に干渉しない長さに張り出して設けられた1以上の凸部材であるのに対して、引用発明1においては、異物捕捉体は溝である点で相違する。 本願発明の凸部材と引用発明2のカッターとは、異物を捕捉するための構造、機能、捕捉後の異物の動きが共通するものであるから、引用発明2のカッターは、本願発明の凸部材に相当するものといえることができる。</p>	<p>引用発明1のように、異物を押し込んで排出する溝や、引用発明2のように、異物を切断して排出するカッターを設けることなく、凸部材を設けるだけで、異物を引っ掛けて捕捉し、羽根と羽根の間を通過させて排出する構成を有する点に、その技術的な特徴を有する発明であるといえるべきであって、引用発明1及び2とは、異なる技術思想を有するものといえることができる。 また、引用発明1の溝に換えて、引用発明2のカッターから刃を除いた凸部材の構成を採用することは、動機付け欠くものといえるほかない。 引用発明2のカッターは、異物を引っ掛けて捕捉するためのものではなく、切断するために設けられた構成であるから、異物を切断する前段階において異物が刃に引っ掛った状態となるとしても、本願発明の凸部材とは明らかにその機能が異なるものである。</p>	<p>思想（機能）が異なると判断している。</p>
<p>平成22(行ケ)10357 審決（拒絶）取消</p>	<p>ソリッドコアと、熱可塑性樹脂からなる中間層と、中間層の硬度よりも高い熱可塑性樹脂からカバーとの3層構造からなるスリーブソリッドゴルフボールである引用発明に、引用例2に開示されたカバーより低い硬度の塗膜を形成し、塗膜上にディンプル加工をすることは、当業者が引用例2に記載された事項および周知技術に基づいて容易になし得たと判断した。</p>	<p>引用発明に引用例2の塗膜を組み合わせると、塗膜形成前において最適化されていたボール全体の硬度分布は、塗膜形成後においても最適化されているとはいえず、その結果、引用発明の上記目的は実現できないことになる。引用発明に引用例2に記載された事項を採用することを妨げる理由を否定できない。</p>	<p>引例の組み合わせが阻害要因により否定された。</p>
<p>平成22(行ケ)10237 審決（拒絶）取消</p>	<p>(1)引用発明の水熱反応装置は水熱反応を行うから、本願発明の水処理装置と処理装置の点で共通する。(2)本願発明は高温高压状態で使用することは特に排除されていないから、水熱処理に特定された引用発明の処理装置を、水処理に適用することに困難性はない。</p>	<p>(1)本願発明の水処理装置は水自体を処理の対象とするが、引用発明の水熱反応装置は、超臨界又は亜臨界状態を形成するための媒体であって水自体は処理の対象ではない。両者は、水の役割が異なり、技術分野も異なる。(2)引用発明の耐圧容器は高温高压での使用を前提とするから、前提を変更して本願発明の圧力容器に想到する示唆はない。</p>	<p>引例1における水熱反応の特徴を、上位概念化することなく、具体的に検討した上で、本願発明と対比している。</p>
<p>平成22(行ケ)10273 審決（拒絶）取消</p>	<p>(1)赤外光に対し格別に優れた透過性を有するインクでなくとも、閾値δ2を適当な値に設定すれば、カバーフィルム4上の異物を印刷部9と区別して判定することができることは明らかである。(2)インクと塗料は材料自体に本質的な相違がない場合が多く、引例2の塗料をアルミニウム箔表面の印刷に使用可能なことは容易に推察できる。(3)よって、引例1のインクに代えて引例2の塗料を用いることは容易想到である。</p>	<p>(1)赤外光に対し透過性を有するインクを用いない場合、印刷部の明度が一定程度低下し、印刷部と同程度の明度を有する異物の有無の判定ができない(異物の明度が判明している場合、閾値δ2の調整により判定できるが、このような場合は一般的とはいえない)から、引例1に対して引例2の構成を適用することの動機付けを明らかにするものではない。(2)インクと塗料に本質的な相違がないとしても、引例2の塗料が赤外光に対する透過性に優れることは記載されていないから、当該塗料を引例1のインクとして使用することが示唆されていることにはならない。</p>	<p>赤外光に対して透過性を有することが引例1のインクの必須要件であるから、当該要件について教示のない引例2の塗料を適用する動機付けはないと判断。</p>
<p>平成22(行ケ)10187 審決（拒絶）取消</p>	<p>流体輸送管の連結部について、異常加重時にロッドが破壊される技術に低強度ナットを組み合わせることにより、本願発明は容易想到である。</p>	<p>発明の技術的思想、即ち発明における解決課題および解決手段が異なっており、引用発明に刊行物2との組合せに至る記載も示唆もないので、容易想到といえない。</p>	<p>第2引用例は、解決課題と解決手段とが相違するので、引用文献としてはなじまないとした。</p>
<p>平成21(行ケ)10330 審決（拒絶）取消</p>	<p>引用発明において、部材上の複数の角質層-穿刺微細突出物に物質の水溶液を塗布するに際して、部材上の複数の角質層-穿刺微細突出物に物質の水溶液が</p>	<p>部材上の複数の角質層-穿刺微細突出物に物質の水溶液が乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するようにするという点に着目した技術思想は、引例2に示</p>	<p>技術思想の示唆がないから、適した値を設計することはできないと判断している。</p>

	乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するように、物質の水溶解性を約50mg/mlを超えるものとし、かつ物質の水溶液の粘度を500センチポアズ未満とすることも、設計的事項に過ぎない。	唆はない。さらに、そのような示唆すらないのであるから、物質の水溶性並びに物質を含有する水溶液の粘度について、特定値を設定することもできない。	
平成 21(行ケ)10376 審決(拒絶)取消	引用発明も周知技術1も、操作者等にX線装置の作動状態を視覚的に伝えるものである点において共通する。天井の平面も被検者の撮影部位も、操作者からよく見える場所である点において違いはない被検者の撮影部位を照射するランプとして多くのX線撮影装置で採用されている周知慣用の照射野ランプを、そのために用いる光源として利用することは、当業者が当然に考えることにすぎない。として、引例1+周知技術に基づいて容易想到である。	レーザー光照射部をX線装置の適宜の位置に設けることについても当業者にとって容易想到であるとしても、照射野ランプとレーザー光照射部とがX線撮影装置に併設されるということとどまり、それ以上に、X線照射野を照準し確認するための照射野ランプに撮影準備完了状態を知らせる機能を併せ持たせることによって、撮影準備完了状態を知らせるレーザー光を照射するためのレーザー光照射部を不要とすることについては、引用例は、そもそも照射野ランプの構成自体を有さない以上、何らの示唆を有するものではない。引用発明において、撮影準備完了状態を知らせるレーザー光に代えて、照射野ランプに撮影準備完了状態を知らせる光の光源としての機能を付加する動機付けを見いだすこともできない。	周知技術の適用：周知技術の構成がそもそも引用例にない場合、当該周知技術に本発明における機能を持たせる動機づけがないとされた
平成 21(行ケ)10257 審決(拒絶)取消	ロッドタイプリニアモータのハウジング間に磁気シールド板を介在させると必然的に推力を向上させる構造となるから、引用発明のリニアモータを上記周知技術のロッドタイプリニアモータとすることに付随して、引用発明の磁気シールド板はリニアモータの推力を向上させることになるといえる。以上のことから、引用発明において上記周知技術を採用することにより、相違点1, 2および6に係る本願発明の構成とすることは当業者が容易に想到し得たものというべきである。	引用文献1には、推力向上に寄与しないフラットタイプリニアモータを適用することの動機づけが示されているわけではなく、また磁気シールド板が推力向上の効果が生じることを予測できることが示されているわけではない。のみならず、…推力を減少させる方向で作用していた磁気シールド板が、逆に推力を向上させる方向で作用することを当業者において予測できたことを認めるに足りる記載又は示唆はない。そうすると、ロッドタイプリニアモータが周知の技術であったか否かにかかわらず、引用例1には、ロッドタイプリニアモータを適用する示唆等が何ら記載されていない以上、当業者が、周知技術を適用することにより、相違点1, 2および6に係る本願発明の構成とすることを容易に想到し得たものであるということとはできない。	判決においては、引用例には、構成を適用する動機付けが示されていないのみならず、本願構成による効果を当業者が予測できたことを認めるに足る記載又は示唆が無いとしている。
平成 21(行ケ)10361 審決(拒絶)取消	本願発明と引用刊行物A記載の発明とは、本願発明において、擬似油汚れを被評価物の表面に滴下した後、乾燥工程を経由することなく、水を被評価物の表面に滴下しているのに対して、引用発明においては、流下水を滴下した後、乾燥工程を経由している点で相違すると認定した上、同相違点に係る本願発明の構成は、引用刊行物Cに、乾燥することなく直ちに水洗して試料の汚れの付着の影響を評価する技術事項が記載されているから、本願発明に到達することができる。	本願発明は、耐油汚れにおける評価試験において、信頼性・実用性が担保される範囲内で、できる限り時間、労力、価格を抑えることを目的として、手順を簡略化しようとする発明であるのに対して、引用刊行物A記載の発明は、時間、労力、価格等の低減、抑制という解決課題についての、格別の開示ないし示唆はなく、むしろ、時間、労力、価格等の抑制ではなく、丁寧な手順を行うことによって、確実に正確な客観的なデータを得ようとする目的の下に実施された実験過程が記述されていると解される。引用刊行物Cにも、耐油汚れの評価に当たって、時間、労力、価格を抑え、手順を簡略化しようとする本願発明の解決課題についての示唆はない。本願発明における解決課題とは異なる技術思想に基づく引用刊行物A記載の発明を起点	(課題の相違) 本願発明とは解決課題が異なる技術思想に基づく引用発明から本願発明に容易に想到することはできない。

		として、同様に、本願発明における解決課題とは異なる技術思想に基づき実施された評価試験に係る技術である引用刊行物C記載の発明の構成を適用することによって、本願発明に到達することはないというべきである。	
平成 21(行ケ)10144 審決(拒絶)取消	引用例 2 に、 α 波が、リラックス時に増加し、ストレスがかかると減少することが知られていること、そこで、 α 波を積極的に増強させて、リラックスさせることによって、ストレスを予防又は軽減しようとする試みがなされていることが記載されているように、ストレスの予防、軽減機作として、 α 波の増強があることは公知である。また、引用例 2 には、低周波数の α 波を 10% 程度増強することで被験者の内省に変化を与えるとする報告例も記載されている。上記のとおり、ストレスの予防、軽減と α 波の増強の程度とが密接に関係することは明らかである。	引用例 2 発明は、マラクジャ果汁を含有する増強剤等により、脳の α 波を増強させ、人の精神状態をリラックスさせる発明であり、そこにストレスの解消、低減という語が用いられているとしても、それは、単に、リラックスした状態を表すために用いられているにすぎない。自律神経系の作用と中枢神経系の作用は区別して認識されるのが技術常識であり、証拠を総合するも、自律神経系に作用する食品等が、当然に中枢神経系にも作用するという技術的知見があることを認めることはできない。そうすると、自律神経系に作用する引用例 1 発明は中枢神経系に作用する引用例 2 発明とは技術分野を異にする発明であることから、当業者は、引用例 1 発明に引用例 2 発明を適用することは考えないというべきであって、両発明を組み合わせることには阻害要因があるというべきである。	(阻害要因) 複数の引用発明の技術分野が異なっており、それら技術分野間で同様の作用が得られるという知見がない場合には、それらの引用発明の組み合わせに阻害要因が認められる場合がある。
平成 21(行ケ)10179 審決(拒絶)取消	引用発明 1 は、袋の外部又は内部からの付加的な圧力(特異な圧力)を特段使用するものではないから、本件構成のうちセル壁への特異な圧力の使用なしで(該割合を)維持するとの構成を採用することは、当業者が通常の創作能力の範囲で行い得ることである。	そのような構成を採用すると、引用発明 1 の目的を実現することができなくなるものであるから、引用発明 1 において上記(2)の構成を採用することには、積極的な阻害要因があるというべきである。	引例の組み合わせが阻害要因により否定された。
平成 21(行ケ)10139 審決(拒絶)取消	加工のための高圧が自重による研磨に相当し、低圧が、研磨剤をポリシング定盤の中心部に供給し、この研磨剤が遠心力によって全面に均一に分布させるためのものが記載され、両者とも、第 1 の圧力と第 2 の圧力とを完結的に繰り返す点で共通し、引用文献から本願発明は容易想到である。	低圧にする理由が異なり、技術的思想が異なるので、容易想到といえない。	形式的には高圧と低圧とが存在するが、そのうちの低圧に関しては本願発明と引用発明とで意味合いが異なり(課題が異なり)容易想到でないと言われた。
平成 21(行ケ)10134 審決(拒絶)取消	酸化防止剤が、活性酸素又はフリーラジカルの作用を消去又は減弱させることは自明であるから、引用発明 1 の酸化防止剤を活性酸素によって誘発される疾患に対して有効であると規定することは、適宜なし得る。	引用発明 1 は、防錆剤や食品等の酸化防止剤についての発明であり、活性酸素によって誘発される生活習慣病について記載や示唆していない。他の引用発明 2 及び 3 も同様。	引例 1 における酸化防止剤の用途を具体的に検討している。
平成 21(行ケ)10080 審決(拒絶)取消	引用発明 1 において、その使用目的からみて、使用者が装着している時、使用者の身体又は各部位のさまざまな領域の運動に順応することは、当然に要求される事項と認められるところ、そのような目的の配置として、X 字型の配設は、従来周知(参考例 2 の図 4、5、【0013】)の技術であり、それぞれが隔離配設される引用発明 1 においても、運動に順応する周知の配置を排除する格別の事情は認められない。してみれば、引用発明 1 に周知の技術を適用して相違点 2 に係る本件補正発明の発明特定	X 状ないし X 字型に関する両者の意義ないし機能が異なるのであるから、参考例 2 における、内部に電熱線が均一に布設されたサポータが全体形状として X 状にされている構成のうち、X 状という技術事項のみを取り出し、本件補正発明の身体温熱ラップ内に存在するヒートセルの配設の形態に適用する動機付けは存在せず、引用発明 1 に参考例 2 を適用して、相違点 2 に係る構成とすることはできないといわざるを得ない。	動機づけ：相違点の具体的な意義、機能を分析し、適用の動機づけがないと言われた。

	事項のようにすることは当業者が容易に想到し得たことである。		
平成 21(行ケ)10081 審決(拒絶)取消	相違点として、本願発明は基本部分と補足部分とを各々別の記録媒体に記録すると共に、基本部分は併合手段の近くに、補足部分は伝送ラインを介して併合手段にリンクされているものの、引用文献は基本部分と補足部分とを別の記録媒体に記録しているとはいえないが複数の記録媒体に記録されており、両記憶媒体は併合手段の近傍に配置されているとした上で、両記憶媒体の配置位置の相違は容易相当であるとした。	引用文献には基本部分及び補足部分を分割して記憶することは記載されているが、基本部分と補足部分とを別々の記録媒体に記録することまでは記載されていないだけでなく、そのように記憶することに対しての課題ないし動機は記載されていないので、容易相当ではない。また基本部分と補足部分とが別々の記憶媒体に記憶されていない以上、両記憶媒体の位置関係についても、容易相当できない。	審決では、引用文献では複数の記憶媒体に記憶されているので、基本部分と補足部分とを別々に記憶することもできるとしたが、判決では基本部分と補足部分とを別々の記憶媒体に記憶させることが本願発明の解決課題であると認定し、課題及び解決手段が異なるとした。
平成 20(行ケ)10468 審決(拒絶)取消	高速回転機器のための不釣合い修正方法に関する技術であって、引用文献 2 記載の上記技術的事項の 2 次修正において用いられる『修正不釣合い量 (A1 / Ad) · A2』および『修正不釣合い位置 $\theta 2 + (\theta 1 - \theta d)$ 』は、本願発明の『第 1 の測定ステップで測定された初期不釣合いおよび第 1 の修正ステップで実際に修正された修正量の比に基づいて修正』された『残留不釣合い』に相当する。本願発明は、引用発明 1 に、引用文献 2 記載の上記技術的事項・・・を適用して、相違点に係る本願発明の構成に想到することが容易である。	引用文献 2 における N が N = 1 の場合を含むとの理解は、引用文献 2 に記載された前記課題解決のための原理、すなわち最初の N 個の修正係数及び修正角度の平均値を用いて適切な補正係数及び補正角度を取得し、N + 1 個目からはその補正係数及び補正角度による修正のみによって不釣合い量を所定値内に抑え、試験効率(修正効率)を改善させようとする技術思想と相容れない解釈である	引用例の認定：引用例に記載の課題から、引用例の認定の誤認を指摘。
平成 20(行ケ)10431 審決(拒絶)取消	1 次コイル及び 2 次コイルを多層基板上に形成してトランスを構成することは周知であるから、該周知技術を引用発明に適用して上記相違点 2 に係る本願発明のように構成することは当業者が容易になし得たことである。	引用発明には、環状コイルに代えて、多層基板上に形成されたプリントコイルによりトランスを構成する前記周知技術を適用する解決課題や動機は存在しないというべきであり、したがって、当業者が本願発明の相違点 2 に係る構成を想到することが容易であったとはいえない。引用発明に周知例に記載された技術を適用することを想定した場合、まず、引用発明においてはほぼ直線状の導電体とすることにより導電体によるインピーダンスの発生が抑制されているのに対し、引用発明の導電体に対応する周知例の 1 次コイルは渦巻状であって導体長が長く、それ自体がインピーダンスとして働く余地があり、引用発明に周知例の技術を適用しようとするに当たって阻害要因が存する。	(課題の相違) 引用発明に、本願発明の課題や動機が存在しない場合は、引用発明と本願発明との相違点に想到することは困難。
平成 20(行ケ)10405 審決(拒絶)取消	相違点の判断として、①位置ずれを少なくするために位置決め部材と被位置決め部材を可能な限り近傍になるようにすることは当業者にとって自明である。②引用発明において位置ずれをなくするのは回路基板の部分であるため、回路基板の近傍に位置決め開口穴が設けられている。③両者の位置関係は当業者が必要に応じて適宜設計できる事項である。とした上で、本願発明と引用発明とを、位置決め精度の向上を課題とする発明であるとした。	前記相違点は、製品毎のばらつきやインクカートリッジホルダのクリアランスに起因する位置ずれによる影響を最小にしようという点を課題にしているものの、このような課題は引用発明に記載も示唆もないので、引用発明から前記相違点に至ることはできないとした。	課題が異なることから、構成が似ているとしても別発明であると認定した。
平成 20(行ケ)10444 審決(拒絶)取消	(審決では言及されていない。)	本願補正発明における『開口部を囲む部分』とは、液吸収体を有する積	引用発明の開口部の周りには積層体は存在せず、本件発明のような効果

		層体で形成されている領域であって、基本的にシール部以外の領域を指すと解すべきである。本願補正発明では、ペニスが開口部から外れにくいという効果を得るために、開口部を含む領域とこれ以外の領域との境に液吸収体を薄くし又は液吸収体を除去した変形境界部を形成する工夫がされていると解すべきである。一方、引用発明においては、開口部の周りは吸収性コアが欠如している部分であるから、そもそも開口部の周囲の領域に積層体は存在しないから、本願補正発明のようにペニスに開口部から外れにくいという効果が得られない可能性が高い。	を發揮し得ない。
平成 20(行ケ)10338 審決(拒絶)取消	本願発明と主引例とは、2つの相違点があるとしたが、相違点1は周知技術であり、相違点2は他の引用発明との組み合わせで容易想到とした。	本願発明の特徴点を①②③と認定し、主引例に③が記載されているものの、①②は主引例との相違点であるとし、本願発明は①②③の構成のすべてを備えることによって課題が達成できる発明であるので、課題が異なる主引例を基礎として本願発明に至ることはない。また、相違点1の周知技術と他の引用発明とは矛盾するものであり、同時に採用することはできない。	課題を解決するための構成要件の細かい分割はできないことを示した。また、組み合わせる引用文献の間に、構成の矛盾がある場合には、組み合わせると本願発明を想到するとはいえないとした。
平成 20(行ケ)10121 審決(拒絶)取消	蛇口に連結する切替弁において、水路切替機構を回動させる回動伝達部にラチェット機構を用いた発明が引用文献2に記載されていると認定した上で、引用発明と引用文献2に記載された発明は、蛇口に連結する切替弁において、水路切替機構を回動させる手段である点で共通するものであるから、引用発明において、回動伝達部にラチェット機構を用いることで相違点イに係る本願発明とすることは、当業者に用意である。と判断した。	引用発明2における操作力の方向については、引用発明2のラチェット歯4は、押し部11を押す直動の操作力を回転板9の回動に変換する構成が採用されている点で技術的な特徴がある。とした上で、引用発明と引用発明2について、引用発明と引用発明2と対比すると、引用発明では、…、その操作力の方向は、…、回転(回動)であるのに対し、引用発明2では、…直動であるとの点で、操作力の方向において相違する。と判断した。そして本願発明は、操作力の方向については、…、引用発明と共通する。そうすると、引用発明は、レバーと回転軸との関係においては、…、本願発明と共通するのに対して、引用発明2は、…、押し部11を押す直動の操作力を回転板9の回動に変換するとの技術的特徴を備えている点において引用発明及び本願発明と相違する。引用発明2の技術的特徴及び相違点を考慮するならば、引用発明と引用発明2とを組み合わせると本願発明の構成に到達すること、…が容易であるとは言えない。と判断した。	審決は、引用発明、引用発明2、本願発明の技術的特徴及び相違点を考慮した上で、引用発明と引用発明2を組み合わせると本願発明の構成に到達することは容易とする判断は、十分かつ合理的な説明を欠くとしている。
平成 20(行ケ)10300 審決(拒絶)取消	繊維補強層を有するホースの内管を構成するエラストマー組成物として、100℃前後での50%モジュラスを3.0MPa程度以上のものとするのは、甲4、甲5に記載されているように、当該技術分野において、普通に採用される範囲のものである。	従来から使用されているホースの内管を構成するエラストマー組成物の135℃における50%モジュラスは、約0.98~2.35MPa程度であり、甲4、甲5記載の技術は、加硫時に発生する補強糸の棚落ちという特定の課題を解消するために、135℃における50%モジュラスが約1.96~3.92MPaという値のエラストマー組成物を採用したものである。そうすると、繊維補強層を有するホースの内管を構成するエラストマー組成物を、100℃における5%モジュラスが3.0MPa程度以上のものとするのは、繊維補強層を有するホースに関する技術分野において、普通に採用される範囲のものであるということ	(周知技術)構成が記載された文献が存在する場合であっても、当該構成が特定の課題を解消するためのものである場合には、当該構成が普通に採用される範囲のものであるということは直ちにはできない。

		<p>はできない。 引用発明において、ホースの内管を構成するエラストマー組成物の100℃における50%モジュラスを、取えて普通に採用される値より大きい3.0MPa程度以上とする必要性はなく、そのようにする契機があるとはいえない。</p>	
平成20(行ケ)10305 審決(拒絶)取消	<p>合成樹脂溜まりを形成し得る溝が、シール帯域の外側に隣接して設けられているのに対し、引用発明ではシール帯域の端部に設けられている点が相違すると認定し前記相違点に係わる構成によって格別な効果上の差異が生じるものとは認められない。から想到容易</p>	<p>引用発明は、接合強度維持を目的とした技術であるのに対し、周知技術は、接合強度維持に寄与することとは関連しない技術であるから、本願発明と互いに課題の異なる引用発明に周知技術を適用することによって本願発明の構成に達することが容易であったという立証命題を論理的に証明できたと判断することはできない。</p>	<p>主引例と副引例の課題の相違に着目して、想到容易性が否定された。</p>
平成20(行ケ)10205 審決(拒絶)取消	<p>引例2に記載の発明に引例1及び3に記載の発明を適用し、炭素ファイブレル凝集体の径を35μm未満とすることは、当業者が容易になしえた。</p>	<p>引例2は、径が0.1mm未満の凝集体が50重量%以上占めることを、十分な導電性及び機械的強度を確保する観点から排除しているから、凝集体の径を0.1mm未満とする動機付けはない。引例1は、炭素ファイブレルの分散性を向上させ、成形物の外観を損なわないために、炭素ファイブレルの凝集体を分解することを示唆するものの、凝集体の径を0.1mm未満とすることまでは示唆していない。引例3には、充填剤一般について高い分散性を得るために凝集物粒径を小さくすることが記載されているとしても、充填剤としての炭素ファイブレル凝集体について十分な導電性と機械的強度を得るために、その粒を0.1mm未満とすることの教示・示唆はない。</p>	<p>導電性と機械的強度の観点から炭素ファイブレル凝集体の径を0.1mm未満とすることの示唆はない。</p>
平成20(行ケ)10026 審決(拒絶)取消	<p>審決は、各相違点に係る各本願発明の構成について、乗物の実際の加速・曲感・減速時に乗客が経験する加速度感、曲感、制動感等の感覚を強調するために、乗物を更に加速したり・曲感を付与したり・減速したりすることに代えて、安全な速度で進行する乗物に加速度感・曲感・減速感を生起させる動きを加えるシミュレーション効果を加えることにより、擬似的に、実際の加速以上の加速度感等を乗客に体験させるとともに、速度を抑えて安全性を十分に確保するという各本願発明の相違点に係る構成は、いずれも各刊行物記載発明から容易に想到することができるとした。</p>	<p>判決は、刊行物記載の各発明は、いずれも乗物の実際の動きがもたらす乗客の感覚とは無関係なシミュレーション効果をもたらす発明に止まるもので、安全性等の問題から、乗物の急激な加・減速や急速度での急カーブの曲がりなどの実際の動きが制限されるという事情の下で、動的な乗物に大きな臨場感やスリルなどを求める乗客に対し、急激な加速や減速、高速での急カーブの曲がりの感覚を提供するという各本願発明の課題についての記載も示唆もなく、シミュレーション効果の利用という点においても従来のシミュレーション式装置と同一の技術的思想に止まるものであるから、各刊行物記載発明は、動的な乗物においてシミュレーション効果を利用するという点では各本願発明と共通するものの、シミュレーション効果の利用状況についての着想及びそれにより実現される効果の点で各本願発明とは技術的思想を異にするとし、各本願発明における各相違点に係る構成が引用刊行物から当業者が予測し得た程度のことにはすぎないとした審決の判断は誤りであるとして審決を取り消した。</p>	<p>判決は、本願発明の課題について記載も示唆もない点を指摘した上で、シミュレーション効果の利用状況についての着想及びそれにより実現される効果を評価し、その効果は当業者が予測し得た程度であるとした審決を取り消している。</p>
平成20(行ケ)10166 審決(拒絶)取消	<p>引用発明の粒状物の製造方法と本願発明の熱粘着式造粒方法は、共に加熱して粒状物を製造するものであるから、相違点はない。</p>	<p>引用発明は、低融点物質を加熱溶融させて造流を行うものであり、原料に含まれる水分が粒状物の形成に寄与するのか、寄与するとしてもどのような役割を果たすのかについて記載や示唆はない。</p>	<p>引例は、凝結した水分が結合剤に吸着して粘性を生じることを示唆していない。</p>

<p>平成 20(行ケ)10130 審決(拒絶)取消</p>	<p>飛行機用レーダにおいて、引用発明は他航空機を拡大・縮小せずに表示すること、速度に応じて伸縮する円で警戒空域を示すことが記載され、他の引例に探知画面の面積を変えずに中心位置を変化する技術がある。これらから、自飛行機を中心として警戒空域を示す円を表示し、速度が速くなると自飛行機の表示位置を後方にずらせることは容易想到であるとした。</p>	<p>本願発明は、速度が速くなると自飛行機の表示位置を後方にずらして更に前方を表示すること衝突を防止しようとするものであるが、引用文献にはこのような課題はない。</p>	<p>構成要件に近似性があったとしても、課題が異なる場合には容易想到でないとした。</p>
<p>平成 19(行ケ)10238 審決(拒絶)取消</p>	<p>相違点 2 につき、…蓋板の長手方向中心線 (Q) が本体ブロックの中心線 (R) に対して平面視で斜めになるものであるという構成は、引用発明においても当然に有している構成である、蓋板が、本体ブロックの側壁内面との間に隙を備えた状態で幅方向に平行移動及び斜め移動可能となるようにすることも、蓋板や本体ブロックが有する成形制度や線接触部分の耐圧力などを考慮して当業者が、適宜採用し得る設計的事項であるといえる、 接合面の傾斜角をどのような値にするかについても、…というように適宜選択される事項であるなどと、容易想到性を肯定した。</p>	<p>引用発明は、…本願補正発明と類似の構成のほかに、傾斜面部 3a, 3b の傾斜角度を 40° ~80° とすることにより蓋傾斜面部 10a, 10b と傾斜面部 3a, 3b とが相互に一方が他方に食い込むような楔効果を生じさせるものであり、この楔効果は本願補正発明にはみられない引用発明独自の効果である。換言すれば、引用発明は本願補正発明とは異なる上記構成を採用することにより、側溝躯体 1 側の接合面と側溝蓋 8 側の接合面との間の誤差を吸収するという発明の目的を達成しているものである。そうすると、引用発明においては更に側溝蓋 8 の斜め移動を可能として自動調心作用を働かせる必要はなく、引用発明における微小間隙 G1 を広げて蓋板の平行移動及び斜め移動を許容するものとする動機づけは存在しない。さらに、…蓋板が無用に移動するのは必ずしも好ましいことではないと考えるのは、自然…</p>	<p>判決では、引用発明は、本願発明と異なる独自の構成により既に発明の目的を達成しているのであるから、更に相違点に係る構成を採用することに動機づけは存在しないと判断している。</p>
<p>平成 19(行ケ)10412 審決(拒絶)取消</p>	<p>相違点 1 (支柱について、本願発明においては、弾性的支柱であるのに対し、引用発明においては、支竿 (2) が弾性的なものであるか否か明確ではない点) に係る構成とすることについて、引用発明及び周知技術 (甲 2, 3) に基づいて当業者が容易に想到することができた等と判断した。</p>	<p>支竿 (2) の弾性により腕受け (1) を略水平方向に移動可能とする技術的思想は開示も示唆もされていない。本願発明と引用発明とは、腕受け (アームレスト) を水平方向に移動可能とする点において、技術的思想が異なる</p>	<p>裁判では、基本構造の相違を厳格に判断し、技術思想が異なるとの判断がなされた。</p>
<p>平成 19(行ケ)10095 審決(拒絶)取消</p>	<p>【取消事由 4】引用発明の接着剤層を着色することに、格別の技術的意義は認められない。 【取消事由 5】再帰反射製品にあって、再帰反射部分と再帰反射機能を有さない部分とを顕著に区別できるようにする効果は、本願出願時の周知技術である。</p>	<p>【取消事由 4】引用発明の意義ないし技術的特徴に鑑みれば、引用発明における光透過部分は光を透過し得るものであることは必須の構成であるから、これを着色し光透過性でないものとすることは引用発明の必須の構成の光透過性を喪失させるものである (引用例 1 に引用例 2 または周知例を組み合わせることはできない。阻害要因あり。) 【取消事由 5】引用発明の構成は微細であるから、本願発明の請求項 1 に記載の効果 (昼間の照明条件化で見た場合に異なる再帰反射度を示し、且つ、顕著に異なる色を呈する第 1 および第 2 セグメントに分けられており…) を発揮することができる構成たりえない、これに引用例 2 または周知例を組み合わせたとしても同様。</p>	<p>判決は、引用発明における相違点 1 に係る構成について、引用発明 2 にかかる構成を組み合わせることは、引用発明における必須の構成を喪失させることになるから阻害要因ありと判断している。 また、引用発明における構成は、本願発明の効果を奏することはできないら、これに引用発明 2, 周知発明を適用しても本願発明の効果を奏さないとして相違点 2 の構成は容易想到ではないと判断した。</p>

第3分類一覧表1 (最適材料の選択, 設計事項)			
事件番号	審決	判決	評価
平成 23(行ケ)10214 審決(拒絶)取消	印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するサーマルプリンタは、本件出願の優先権主張日前に周知であった	周知例1ないし3には、印刷媒体の温度に基づいて、サーマルヘッド(本願発明のプリントヘッド要素に相当する。)への印加エネルギー(同様に入力エネルギーに相当する。)を補正することは記載されているといっても、この補正は印刷媒体の温度に基づいて補正されるべきエネルギーを計算するものであって、プリントヘッド要素の現在の温度を予測するのに際して印刷媒体の温度を考慮することは何ら記載も示唆もされていない。・・・また、印刷媒体の温度に基づいてプリントヘッド要素への入力エネルギーを補正するに当たり、印刷媒体の温度を考慮してプリントヘッド要素の温度を修正することは、周知例1ないし3に開示されていないし、入力エネルギーの計算効率を向上するために印刷媒体の温度を考慮してプリントヘッド要素の温度を修正することが技術常識であるとすべき根拠も見当たらない	審決は、印加エネルギーの制御の内容について抽象的に認定したが、判決は、印加エネルギーの制御の内容について具体的に検討し、設計事項であるかを判断した。
平成 23(行ケ)10171 審決(拒絶)取消	引用発明1のサーマルプリンタのプリントヘッドについて、入力エネルギーを計算するための等式としてどのようなものを用いるかは、当業者が計算効率等を考慮して適宜決定すべき設計事項である	プリントヘッド要素の現在の温度を修正することは、引用例1及び2には開示されておらず、入力エネルギーを計算する際に計算効率を向上するためにプリントヘッド要素の現在の温度を修正することが技術常識であるとすべき根拠も見当たらないから、プリントヘッドの現在の温度Taを修正して入力エネルギーを計算することが、当業者が適宜設計し得るものであるということではできない	審決は、印加エネルギーの制御の内容について抽象的に認定したが、判決は、印加エネルギーの制御の内容について具体的に検討し、設計事項であるかを判断した。
平成 21(行ケ)10330 審決(拒絶)取消	物質を経皮的に配達するための装置について、さらに部材上の複数の角質層-穿刺微細突出物に物質の水溶液を塗布するに際して、部材上の複数の角質層-穿刺微細突出物に物質の水溶液が乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するように、物質の水溶性を約50mg/mlを超えるものとし、かつ物質の水溶液の粘度を約500センチポアズ未満とすることも、設計的事項にすぎない	②引用例2(甲2)に記載も示唆もない、部材上の複数の角質層-穿刺微細突出物に、物質の水溶液が乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するようにするとの観点に着目し、さらに、③物質の水溶性を約50mg/mlを超えるものとし、かつ物質の水溶液の粘度を約500センチポアズ未満とすることに容易に想到し得たものとはいえない	判決は、(審決と異なり、)本願発明が特定の構成要件を採用する意義(目的/効果)を考慮して設計事項であるかを判断した。
平成 21(行ケ)10289 審決(拒絶)取消	前記サンプル上の前記焦点から前記光学部品へ向う前記蛍光X線が前記光学部品にほとんど全て当たりとの事項は、本願明細書に直接の記載がなく、二重湾曲回折光学部品の一般的特性として任意に設計できる範囲の事項というべきであり、特段の技術的意義を見出すことができない	二重湾曲単色光学部品の構成部分に着目するならば、前記光学部品は二重湾曲回折光学部品を指すものであり、かつ前記蛍光X線はX線放射源からのX線放射を集光して当該X線放射をサンプル上の焦点に集束させることで、サンプルの分析物を刺激して発生したものであるといえることができるから、前記サンプル上の前記焦点から前記光学部品へ向う前記蛍光X線が前記光学部品にほとんど全て当たりという構成は、単に、二重湾曲単色光学部品が発揮する機能を一般的に記載したにすぎないと解するのは妥当といえない	判決は、(審決と異なり、)本願発明が特定の構成要件を採用する意義(目的/効果)を考慮して設計事項であるかを判断した。
平成 19(行ケ)10238 審決(拒絶)取消	蓋板が、本体ブロックの側壁内面との間に間隙を備えた状態で幅方向に平行移動及び斜め移動可能となるようにすることも、蓋板や本体ブロックが有する成形制度や線接触部分の耐圧力な	引用発明は、本願補正後発明と異なる構成を採用することにより、発明の目的を達成しているから、引用発明において更に本願補正後発明のような構成を採用する動機づけは存在しない	審決は、引用発明が特定の構成要件を採用する意義(目的/効果)を考慮せず、設計事項であるかを判断したが、判決は、引用発明が特定の構成要件を採用する意義(目的/効果)を考慮して設計事項であるかを

	<p>どを考慮して当業者が、適宜採用し得る設計的事項である</p> <p>接合面の傾斜角をどのような値にするかについても、適宜選択される事項である</p>		<p>判断した。</p>
--	---	--	--------------

第3分類一覧表2（周知慣用技術）

事件番号	審決	判決	評価
<p>平成 23(行ケ)10214 審決（拒絶）取消</p>	<p>印刷媒体の温度に応じてサーマルヘッドへの印加エネルギーを制御するサーマルプリンタは、本件出願の優先権主張日前に周知であった</p>	<p>周知例1ないし3には、印刷媒体の温度に基づいて、サーマルヘッド（本願発明のプリントヘッド要素に相当する。）への印加エネルギー（同様に入力エネルギーに相当する。）を補正することは記載されているといっても、この補正は印刷媒体の温度に基づいて補正されるべきエネルギーを計算するものであって、プリントヘッド要素の現在の温度を予測するのに際して印刷媒体の温度を考慮することは何ら記載も示唆もされていない。・・・また、印刷媒体の温度に基づいてプリントヘッド要素への入力エネルギーを補正するに当たり、印刷媒体の温度を考慮してプリントヘッド要素の温度を修正することは、周知例1ないし3に開示されていないし、入力エネルギーの計算効率を向上するために印刷媒体の温度を考慮してプリントヘッド要素の温度を修正することが技術常識であるとすべき根拠も見当たらない</p>	<p>審決は、印加エネルギーの制御の内容について抽象的に認定したが、判決は、印加エネルギーの制御の内容について具体的に検討し、周知性を判断した。</p>
<p>平成 23(行ケ)10139 審決（拒絶）取消</p>	<p>不明</p>	<p>引用文献1及び本件補正発明6が属する、紙を含む製造材料からなる容器の技術分野において、本件優先権主張日当時、スウェリング率を特定することが技術常識又は常套手段であったということもできない。</p>	<p>判決は、技術分野を、紙を含む製造材料からなる容器の技術分野のように具体的に特定し、周知性を判断した。</p>
<p>平成 23(行ケ)10021 審決（拒絶）取消</p>	<p>高周波誘導加熱の発熱体となる導電性層として無電解メッキを含めたメッキ層を用いることは周知である（と判断していると思われる）。</p>	<p>高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、アルミ箔層に代えて、非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したものを置換することは、引用発明1の属するところの紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。</p>	<p>審決は、技術分野を具体的に認定せずに周知性を判断したが、判決は、技術分野を具体的に認定し、周知性を判断した。</p>
<p>平成 22(行ケ)10329 審決（拒絶）取消</p>	<p>透明基材の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすることは、本願の出願前に周知である</p>	<p>審決において周知技術2を示すために例示された各公知技術には、透明基板の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすることが記載されているものの、いずれの証拠も刷版に関するものではなく、補正された発明の技術分野とは異なる技術分野に関するものである</p> <p>審決では示されていないものの、透明な材質に設けられたバーコード自体は、シンボルの方向に関係なく両面から機械読み取り可能な情報担体であると解されるが、そのような一般的な技術が認められるとしても、透明基材の一方の面にバーコードを設けて、他方の面からバーコードを読み取るようにすることが、補正発明の属する刷版の技術分野において周知の技術であるとはいえない</p>	<p>審決は、技術分野を具体的に認定せずに周知性を判断したが、判決は、技術分野を具体的に認定し、周知性を判断した。</p>
<p>平成 21(行ケ)10366</p>	<p>高強度無方向性電磁鋼板に係る</p>	<p>本願発明の電磁鋼板で含有成分とし</p>	<p>判決では、引用発明を精査して、引</p>

<p>審決（拒絶）取消</p>	<p>本願発明と、引用発明との相違点のうち、相違点1（Siの含有量の違い）を解消することは当業者が容易になし得た等価成分間の含有量調整であり、相違点2（Nの含有量の違い）、相違点3（シリコン等量に係る関係式）は実質的な差異ではないから、本願発明は引用発明に基づいて容易に発明できたものである。</p>	<p>て特定されているSi、Mn、酸可溶Alが等価成分であるというのは困難であり、また、上記各成分の含有率を適宜調整して相違点1を解消することは、当業者がなし得た等価成分間の含有量調整とは言えないから、本願発明は引用発明に基づいて容易に想到できたとする審決は、誤っている。</p>	<p>用発明からは、審決のいうように、引用発明においてSiを減量し、MnとAlを増量して相違点1を解消することは、当業者がなし得た等価成分間の含有量調整であるとは、必ずしも言えず、審決の判断の前提を欠くことになるから、引用発明の構成から相違点1に係る構成に想到することは、当業者にとって容易ではない、とした。</p>
<p>平成21（行ケ）10376 審決（拒絶）取消</p>	<p>X線撮影装置に係る本願発明は、引用発明に、周知例1及び2により開示された周知技術を適用して、本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到できたものである。</p>	<p>本願発明と引用発明の課題は、X線撮影装置の作動状態ではなく、撮影準備完了状態を視覚的に認識することであるのに対し、周知例1及び周知技術は、照射野ランプの点灯状態の変化により、X線撮影装置の作動状態を視覚的に認識させる技術は開示されていない。 また、レーザ光を当てる場所として被検者の撮影部位を選択することは、被検者に不安を与えるから、当業者にとって想到すること自体が困難である。</p>	<p>周知例を詳細に検討して、X線が照射されている状態であることを視認させるための機能を付加する異は周知技術であったが、撮影準備完了状態を視認させるための機能を付加することは周知技術ではなかったと認定し、さらに、照射野ランプに撮影準備完了状態を視覚的に認識させる機能を付加することの動機づけも存在しないから、本願発明は容易に想到ではない、とした。</p>
<p>平成21（行ケ）10080 審決（拒絶）取消</p>	<p>使い捨て温熱身体ラップに係る本件補正発明は、引用発明1、2と、参考例1、2に記載された周知技術とに基づいて、当業者が容易に発明できたものであり、独立特許要件を欠くから、本件補正は却下されるべきであり、本願発明は拒絶されるべきものである。</p>	<p>参考例2のサポータが全体形状としてX状であることと、本件補正発明の全体形状としては長方形に近い身体温熱ラップにおいて、ヒートセルがX字型に隔離して配置されることは、X状ないしX字型といっても、その意義ないし機能は本質的に異なるものであり、それにより身体の適用可能な部位も異なる。 したがって、その構成の中からX状という技術事項のみを取り出し、本件補正発明のヒートセルの配設形態に適用する動機づけは存在しない。 よって、引用発明1に参考例2を適用して相違点2に係る構成とすることはできない。</p>	<p>判決では、参考例2の記載事項を精査し、サポータの全体形状と、本件補正発明のヒートセルの配置の意義・機能は本質的に異なると認定し、それに基づいて、サポータの全体形状であるX状という技術事項のみを取り出すようとする動機づけの存在を否定した。</p>
<p>平成20（行ケ）10121 審決（拒絶）取消</p>	<p>引用発明と引用発明2は、蛇口に連結する切換弁において、水路切換機構を回動させる手段である点で共通するから、引用発明において、回転伝達部に引用発明2のラチェット機構を用いることで本願発明の構成とすることは、当業者にとって容易である。</p>	<p>引用発明は、レバーと回転軸との関係では、回動-回動変換方式の本願発明と共通するが、引用発明2は、直動-回動変換方式であるから、引用発明及び本願発明とは相違する。この相違点を考慮すると、引用発明と引用発明2を組み合わせると本願発明の構成に至ることは、容易であるとは言えない。</p>	<p>審決は、本願発明の容易想到性に関し、引用発明2に着目した実質的な検討及び判断をしていないから、審判手続において出願人に意見を述べる機会を与えた上で、審決で改めて本願発明の容易想到性について判断すべきである、とした。</p>
<p>平成20（行ケ）10209 審決（拒絶）取消</p>	<p>蒸着用マスクに関する。本願発明が属する技術分野においても成膜処理は、マスクの反りや撓みを抑えるようにマスクに張力を付与した状態で行うことが周知であることが窺える。してみると、引用発明においてマスク本体に外周縁へ向う均一な張力をかけた状態で（金属薄膜（マスク本体）とマスク基板を）一体化することは、当業者であれば容易になし得る。</p>	<p>本願発明のマスク本体に相当する引用発明の金属薄膜は、マスク基板上に蒸着により成膜されるものであって、マスク基板上に蒸着（すなわち、一体化）する前においては、金属薄膜としての形態を有していないから、マスクを引っ張ることによる張力付与技術を、金属薄膜のみに適用することはできない。したがって、甲17、甲18に記載の張力付与技術を、引用発明に適用して、マスク本体に外周縁に向う均一な張力をかけた状態で一体化することは、容易になし得るということではない。</p>	<p>判決は、（審決と異なり、）引用発明においては、金属薄膜がマスク基板の粗いマスクパターンに密着し固定されているため、金属薄膜に外周縁へ向かう均一な張力をかけることができるとは認められないと、周知技術の引用発明への適用を具体的に且つ詳細に検討して認定した。</p>
<p>平成20（行ケ）10026 審決（拒絶）取消</p>	<p>遊園地等で使用される動的乗物に係る本願発明1～4は、刊行物記載発明と周知技術（急加速・減速、高速での急カーブの曲がりの感覚をシミュレートする技術）に基づいて当業者が容易に発明できたものである。</p>	<p>刊行物記載発明におけるシミュレーションは、乗客に映像上の出来事を擬似的に体感させるものであり、そのシミュレーション効果は、乗物の実際の動きがもたらす乗客の感覚とは無関係であるから、本願発明1～4とは技術的思想を異にする。 周知例は、単に擬似的な加速感を乗</p>	<p>判決では、刊行物記載発明におけるシミュレーションを細部まで検討し、本願発明1～4とは技術的思想（技術的意義）を異にすると認定した。また、周知例についても細部まで検討し、周知技術と認められるシミュレーションの範囲を限定して解釈した。そうして、刊行物記載発明</p>

	客に与えるシミュレーションを行うことが周知技術であったことを示すにすぎず、本願発明1~4の構成を示唆するものでもない。 よって、刊行物記載発明において上記周知技術を考慮しても、当業者が容易に本願発明1~4に想到するとは認められない。	と周知技術から進歩性がないとした審決を取り消した。
--	---	---------------------------

第3分類一覧表3 (阻害要因)

事件番号	審決	判決	評価
平成 23(行ケ)10237 審決 (拒絶) 取消	本願発明と引用文献との間の相違点2が、前記凹部に關し、本願発明は、前記ガasket溝の溝壁と溝底とがなす隅部のRを取っている部位にまで達しているのに対し、引用発明は、そのような構成を具備しているかどうか明らかでない点にあるとした上で、範囲Rが明確でなく、引用発明にある隙間を適切な範囲に設定することは当業者における設計変更の範囲内の事項に過ぎないとして、容易想到であるとした。	引用発明は、作動液の液圧でガasketの低压側の側面を可動側板の溝(内側面)に押し付け密着させて固定することで、ガasketのそれ以上の低压側へのはみ出しを防止する機能があるものの、引用発明のガasketと可動側板の構成を、可動側板の溝の低压側側面と底面がなす曲面状の隅部にまで作動液が侵入して可動側板の圧力バランスを取ることができるよう、ガasketと可動側板との間の隙間が上記の曲面状の部位(Rをとっている部位)にまで及ぶように改めることは、突条部の機能を害し、またガasketの低压側へのはみ出しを防止するという技術思想に反するものであるから、上記構成に改める発想が生じるはずがなく、当然のことながら当業者には容易に想到できる事項ということではできない。	審決は、引用発明にある隙間を適切な範囲に設定することの容易想到性を問題とした。 判決は、引用発明のガasketと可動側板の構成を、可動側板の溝の低压側側面と底面がなす曲面状の隅部にまで作動液が侵入して可動側板の圧力バランスを取ることができるよう、ガasketと可動側板との間の隙間が上記の曲面状の部位(Rをとっている部位)にまで及ぶように改めることの容易想到性を問題として、容易想到性の検討対象を詳細且つ具体的に設定した。
平成 22(行ケ)10407 審決 (拒絶) 取消	本願発明は、当業者が容易に発明することができたものである	引用発明では、常に送電網の最大許容送電量を出力できるようにしたものであるのに対し、本願発明では、電力網の周波数や電圧が基準値より高いか又は低いときに、ウインドパークの供給電力を低減する、すなわち、ウインドパークの供給電力を、送電網の最大許容送電量との関係によらず、電力網の周波数や電圧により制御するものである点において、両者は、課題解決手段において相違する。	判決は、本願発明の課題解決手段を電力網の周波数や電圧が基準値より高いか又は低いときに、ウインドパークの供給電力を低減する、すなわち、ウインドパークの供給電力を、送電網の最大許容送電量との関係によらず、電力網の周波数や電圧により制御するとして、課題解決手段を詳細且つ具体的に認定した。
平成 23(行ケ)10022 審決 (拒絶) 取消	引用発明1のアルミ箔層と、引用例2記載の上記金属蒸着フィルムとは、共に、流動性食品等の包装容器用積層体の分野において、誘導加熱による熱を発生させる導電性材料であり、そこで発生させた熱により熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるためのものである点で共通する	引用発明1には、ウェブのアルミ箔に渦電流を流すことで、誘導加熱による熱を発生させ、この熱でポリエチレンフィルム層を溶融させてウェブを横シールすることは記載されているものの、ウェブのアルミ箔層に代えて、他の材料を使用することにはできないとした上で、さらに引用発明1においてアルミ箔層に代えて、他の材料を使用することにはむしろ阻害要因があるとし、また、引用例2には、金属蒸着フィルムに渦電流を流すことや、誘導加熱による熱でシールすることは記載されておらず、引用例2に記載されている低温シール性に優れるとは、ヒートシールする温度が従来よりも低温であってもシール性に優れることである	審決は、引用例の材料を誘導加熱による熱を発生させる導電性材料と認定し、引用例2の低温シール性を熱可塑性樹脂層を溶融させヒートシールさせるためのものとして、引用発明の材料及び意義を抽象的に認定した。 判決は、引用例1の材料がアルミ箔であること、引用例2に記載されている低温シール性の具体的な意義を分析して、引用発明の材料及び意義を詳細且つ具体的に設定した。
平成 22(行ケ)10235 審決 (拒絶) 取消	液晶表示装置用重畳フィルムの製造方法などに関する発明。本件発明と引用発明との相違点として、(1) 偏光フィルムの延伸方向(引用発明では幅方向)と、(2) 位相差フィルムの延伸方向	本件優先日当時、ロール to ロールの方法で両フィルムを貼り合わせるためには、引用発明のように、横方向に延伸して遅相軸が横方向に現れる位相差フィルムを作製し、他方でフィルムを縦方向に延伸し、吸収軸	審決は、引用発明にロール to ロールの方法が考慮されていない周知技術を組み合わせる容易性を認定した。 判決は、ロール to ロールの方法に

	(引用発明では長さ方向)とを別個に認定した上で、偏光フィルムの延伸方向を長さ方向とし、位相差フィルムの延伸方向を幅方向とすることがそれぞれ周知事項であるため、引用発明に接した当事者が本件発明に容易に想到できるものと判断した。	が縦方向に現れる偏光フィルムを作製して、両フィルムを貼り合わせる方法を採用するのが当事者の一般的な技術常識であったと認められる。縦方向に延伸して位相差フィルムを作製する方法や横方向に延伸して偏光フィルムを作製する方法が存在したとしても、引用発明に適用して相違点を解消するには、当事者の技術常識を超越して新たな発想に至る必要がある。	限定して、優先日当時の一般的な技術常識を具体的に認定した。
平成 23(行ケ)10056 審決(拒絶)取消	周期的分極反転領域を持つ基板の製造方法に関する発明。LT(タンタル酸リチウム)単結晶からなる周期的分極反転構造を持つ基板を製造するに際し、MgOを添加して光透過率を向上させることや、Mgを添加して、非線形光学定数及び電気光学特性を低下させずに小さな分極反転電圧を得ることは、甲3及び甲4に見られるように周知技術であるとして、本願補正発明の相違点1(『MgOをドーブした・・・タンタル酸リチウム単結晶』と特定されているのに対し、引用発明は該特定を有しない点。)の構成を備えることは、容易に想到し得たものと判断した。	引用発明が、Mg又はMgOの添加によって発生する問題点の解決を課題としていることからすれば、LT単結晶がTa過剰の組成かLi過剰の組成かにかかわらず、定比組成に近いLT単結晶にMg又はMgOを添加することは、上記課題解決の阻害要因になると解するのが自然である。引用発明において、周知技術を適用し、Ta過剰で定比組成に近いLT単結晶又はLi過剰で定比組成に近いLT単結晶にMg又はMgOを添加することは、阻害要因があるといわざるを得ない。	審決は、Mg又はMgOを添加することは周知技術であって引用発明に適用し得るとし、引用発明と周知技術とを分離して認定した。 判決は、周知技術の適用が排除されていることを、引用発明の意義を詳細且つ具体的に検討して認定した。
平成 22(行ケ)10351 審決(拒絶)取消	臭気中和化および液体吸収性排気袋に関する発明。引用発明(刊行物1に記載の発明)において、吸収剤である吸水性ポリマー層に隣接して、液透過性のライナーを配置すること(相違点1)、および抗菌性ゼオライトを吸収材上に被着すること(相違点2)は、当事者が容易になし得たことである。	相違点2に関し、引用発明において、抗菌性ゼオライトを吸収性ポリマーに練り込むことに代えて、吸収性ポリマー層の上に被着する態様を選択したことを想定すると、当事者であれば、かえって、吸収材表面から抗菌性ゼオライトの粉体が脱落するとの問題が発生するものと理解する(甲12)。そうだとすると、引用発明の練り込むことに代えて、問題の生じる可能性のある態様を選択することは、特段の事情のない限り、回避されるべき手段であると解するのが相当である。	審決は、引用発明への周知技術の適用性を具体的に検討することなく容易と認定した。 判決は、結論に至る合理的な説明がないとするとともに、周知技術の適用が回避されるべき手段であると引用発明を具体的に検討して認定した。
平成 22(行ケ)10345 審決(拒絶)取消	圧力波機械付きの内燃機関に関する。同一の技術分野に属する引用例2に記載の発明における排気冷却・中間加熱器が上記補正後の発明(本件補正発明)においてエンジンのコールド・スタート特性を改善することを課題として設けられた加熱装置に相当する旨を認定し、本件補正発明が採用する圧力波機械の上流側に加熱装置を配置する構成を採用することに格別の困難性はない。	引用例1に記載の発明は、圧力波機械を冷却する可能性を内包しており、引用例2に記載の発明は、熱交換により圧力波機械を含む過給機に流入する排気を冷却するものでもあるから、圧力波機械に流入する排気を加熱する構成を採用する上では、いずれも阻害事由がある。	判決は、(審決と異なり、)引用例に記載の排気冷却・中間加熱器を、ガスタービンの上下流の各排気間で常に加熱と冷却を伴う一体不可分の熱交換を行う装置と認定し、本願の加熱装置に相当しないと判断した。審決は引用発明に含まれる構成の一つの作用を取り上げて判断したが、判決はその構成の作用を全体として具体的に検討した。
平成 22(行ケ)10357 審決(拒絶)取消	ゴルフボールに関する発明。ソリッドコアと、熱可塑性樹脂からなる中間層と、中間層の硬度よりも高い熱可塑性樹脂からカバーとの3層構造からなるスリーピースソリッドゴルフボールである引用発明に、引用例2に開示されたカバーより低い硬度の塗膜を形成し、塗膜上にディンプル加工をすることは、当事者が引用例2に記載された事項および周知技術に基づいて容易になし得た。	引用発明は、良好な飛び性能及び耐久性と良好な打感及びコントロール性とを同時に満足し得るゴルフボールを提供することを目的とし、コア表面硬度をコア中心硬度よりも高くしコアの硬度分布を適正化すると共に、中間層硬度をコア表面硬度より高く、カバー硬度を中間層硬度より高く構成して、ゴルフボールにおける最適の硬度分布を得ようとするものであるから、引用発明に引用例2に記載された事項を適用した場合、すなわち、引用発明のカバーに、該カバーより低い硬度の塗膜(ショアD硬度38)を形成した場合、塗膜形	判決は、(審決と異なり、)引用発明を全体として具体的に検討し、引用発明に引用例2に記載された事項を採用することを妨げる理由があると認定した。

		成前において最適化されていたボール全体の硬度分布は、塗膜形成後においても最適化されているとはいえず、その結果、引用発明の上記目的は実現できないことになる。	
平成 22(行ケ)10184 審決(拒絶)取消	膨張弁に関する発明。パワーエレメント部の弁本体への固定手段としてどのような手段を用いるかは当業者が適宜選択すべきことにすぎず、螺着という方法が周知技術であり、かしめ固定に様々な問題があることも技術常識であるし、引用例 1 の本件先行発明に関する記載が、本件先行発明における螺着の不具合を示しているにすぎないから、螺着という方法の採用自体を妨げるものではなく、当業者が、引用発明における固定手段としてかしめ固定に代えて螺着を採用することが容易にできた。	引用発明は、それに先行する本件先行発明の弁本体が金属製であることによる問題点を解決するためにこれを樹脂製に改め、併せてパワーエレメント部と弁本体とを螺着によって固定していた本件先行発明の有する課題を解決するため、ねじ結合による螺着という方法を積極的に排斥してかしめ固定という方法を採用したものであるから、引用発明には、弁本体を樹脂製としつつも、パワーエレメント部と弁本体の固定に当たりねじ結合による螺着という方法を採用することについて阻害事由がある。	審決は、引用例 1 がその先行発明に記載していることから螺着という方法を周知技術としたが、判決は、引用例 1 において螺着という方法を積極的に排除していることで、阻害要因があるとした。 審決は記載されていることで周知としたが、判決は記載の内容を具体的に検討した。
平成 21(行ケ)10144 審決(拒絶)取消	検討なし	自律神経系の作用と中枢神経系の作用は区別して認識されるのが技術常識であり、証拠を総合するも、自律神経系に作用する食品等が、当然に中枢神経系にも作用するという技術的知見があることを認めることはできない。そうすると、自律神経系に作用する引用例 1 発明は中枢神経系に作用する引用例 2 発明とは技術分野を異にする発明であることから、…阻害要因がある…。	判決は、(審決と異なり、)自律神経系の作用と中枢神経系の作用とを区別した上で、前者の技術を後者の技術に適用することは阻害要因があるとした。 審決が両者を抽象的にリラックス作用として一括りにしているのに対し、判決は、リラックス作用を得るための技術が神経系ごとに異なることを具体的に検討した。
平成 21(行ケ)10179 審決(拒絶)取消	ヒートセルに関する発明。引用発明 1 は、袋の外部又は内部からの付加的な圧力(特異な圧力)を特段使用するものではないから、本件構成のうちセル壁への特異な圧力の使用なしで(該割合を)維持するとの構成を採用することは、当業者が通常の創作能力の範囲で行い得ることである。	引用発明 1 の目的に照らすと、同発明に前記(2)のような技術的意義を有する構成(充填容積のセル容積に対する割合を 0.7 ないし 1.0 とし、かつ、当該割合に係る一定値をセル壁への特異な圧力の使用なしにおおむね維持するとの構成)を採用することは、扁平状袋内に低圧状態が生じることによって扁平状袋に作用する大気圧を積極的に利用するという引用発明 1 の目的に正面から反するものであり、そのような構成を採用すると、引用発明 1 の目的を実現することができなくなるものであるから、引用発明 1 において上記(2)の構成を採用することには、積極的な阻害要因があるというべきである。	審決は、付加的な圧力(特異な圧力)を使用しないことが本件構成のセル壁への特異な圧力の使用なしに該当するとした。 判決は、引用発明 1 の低圧状態により生じた大気圧を利用することは阻害要因であるとし、特許請求の範囲および明細書の記載を具体的に検討して認定した。
平成 21(行ケ)10081 審決(拒絶)取消	オーディオビジュアル表示システムに関する発明。基本部分を含む記録媒体は利用者端末側に配置され、拡張部分を含む記録媒体は通信回路網の伝送ラインを介してリンクされている本願発明の構成を採用することは、当業者が格別の困難性なく想到し得たことである旨判断した。	引用発明は、利用者側の複合器がスケラビリティ機能を持たないことを前提としており、基本ビットストリームと付加ビットストリームを含む記録媒体が更新処理器側に配置されていることは必須の構成であるから、基本ビットストリーム(基本部分)と付加ビットストリーム(補足部分)とがそれぞれ別の記録媒体に蓄積されていたとしても、利用者側に更新処理器(本願発明の併合手段に相当)を配置することやその一方を利用者側に配置し他方を通信ネットワーク(本願発明の伝送ラインに相当)を通じて利用者側にリンクする構成とすることは排除されているというべきである。	審決は、デジタル情報を利用者に提供する場合、ネットワークや CD-ROM 等の任意の経路を用いることが周知であるとしたが、判決は、 引用発明の前提を具体的に且つ詳細に検討し、容易に想到し得たということ はできないとした。
平成 20(行ケ)10431 審決(拒絶)取消	周知技術であると述べるだけで、阻害要因について何も述べていない	引用発明に周知例に記載された技術を適用することを想定した場合、まず、引用発明においてはほぼ直線状の導電体とすることにより導電体によるインピーダンスの発生が抑制されているのに対し、引用発明の導電	判決は、(審決と異なり、)引用発明のコイルが直線であるからインピーダンスが問題とならないのに対し、周知例のコイルは渦巻状であることからインピーダンスが問題となるとして、 引用発明及び周知例のコイル

		体に対応する周知例の1次コイルは渦巻状であって導体長が長く、それ自体がインピーダンスとして働く余地があり、…阻害要因となる。	の形状及び形状に付随する問題点を具体的に検討した。
平成 20(行ケ)10209 審決(拒絶)取消	蒸着用マスクに関する。本願発明が属する技術分野においても成膜処理は、マスクの反りや撓みを抑えるようにマスクに張力を付与した状態で行うことが周知であることが窺える。してみると、引用発明においてマスク本体に外周縁へ向う均一な張力をかけた状態で(金属薄膜(マスク本体)とマスク基板を)一体化することは、当業者であれば容易になし得る。	本願発明のマスク本体に相当する引用発明の金属薄膜は、マスク基板上に蒸着により成膜されるものであって、マスク基板上に蒸着(すなわち、一体化)する前においては、金属薄膜としての形態を有していないから、マスクを引っ張ることによる張力付与技術を、金属薄膜のみに適用することはできない。したがって、甲17、甲18に記載の張力付与技術を、引用発明に適用して、マスク本体に外周縁に向う均一な張力をかけた状態で一体化することは、容易になし得るということとはできない。	判決は、(審決と異なり、)引用発明においては、金属薄膜がマスク基板の粗いマスクパターンに密着し固定されているため、金属薄膜に外周縁へ向かう均一な張力をかけることができるとは認められないと、周知技術の引用発明への適用を具体的に詳細に検討して認定した。
平成 19(行ケ)10095 審決(拒絶)取消	再帰反射製品などに関する。相違点1に関し、引用発明の接着剤層を着色することは何ら格別のことでない。相違点2に関し、再帰反射製品にあって再帰反射部分と再帰反射機能を有さない部分とを顕著に区別できるようにする効果(本願発明では構成)は、本願出願時の技術水準であるほか、甲3、乙2の各周知例にも示されているように何ら格別の技術事項ではない。	引用発明の光透過部分を本願発明の着色バインダー層のように蛍光色を典型とする目立つ色で着色し、光透過性でないものにするとは、引用発明の必須の構成である光透過部分の光透過性を喪失させることにはかならないから、相違点1の構成を引用発明から容易想到ということとはできない。相違点2に関して、光反射層は光反射層の色(銀色)ないし光線の色であり、光透過部分は透明というものであるが、これら光反射層ないし光透過部分の形状は極めて微細で、しかも一様な分布を有するものであるから、これを観察する者が通常の照明下において光反射層と光透過部分の再帰反射度ないし色を異なるものとして認識することは不可能といわざるを得ない。	審決は、相違点に関して、技術的意義および周知技術を抽象的に認定して適用した。 判決は、光反射層の後方側から光を照射した場合には前方からこの光を観察し得ないという欠陥を是正するとして引用発明の課題および構成を具体的に且つ詳細に検討して阻害要因等を認定した。

JPAA
Information

ヒット商品は こうして 生まれました!

平成25年
改訂版


ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」の平成25年度改訂版が完成いたしました。

従来手帳サイズだった本誌をA5サイズにリニューアルし、より見やすさをアップ!

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。